

令和3年度 短期大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月
昭和音楽大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	11
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	53
基準 5. 経営・管理と財務	62
基準 6. 内部質保証	73
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	79
基準 A. 社会貢献	79
基準 B. 生涯学修	83
V. 特記事項	87
VI. 法令等の遵守状況一覧	88
VII. エビデンス集一覧	97
エビデンス集（データ編）一覧	97
エビデンス集（資料編）一覧	98

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

【建学の精神・短期大学の基本理念】

昭和音楽大学短期大学部（以下、本学）の建学の精神は、「礼・節・技の人間教育」である。

本学の歴史は、昭和 5(1930)年、声楽家下八川圭祐が東京府豊多摩郡淀橋町大字柏木（現在の新宿区北新宿）に創立した声楽研究所に始まる。優れた声楽家の育成を目指した創立者は、藤原義江とともに藤原歌劇団の結成に参加し、常に第一線で活躍したオペラ歌手であり、後に同歌劇団の総監督となった。

昭和 15(1940)年度に、この研究所を母体に東京声専音楽学校が開学した。この専門学校の教育方針は、創立者の教育姿勢に基づいて、礼節を重んじ豊かな人間性と教養を身につけた個性ある音楽家を育成することであった。

昭和 44(1969)年度に昭和音楽短期大学（現昭和音楽大学短期大学部）が開学し、この教育方針を継承した。

昭和 59(1984)年度に、昭和音楽大学が開学し、大学設置に伴い昭和音楽短期大学の名称を昭和音楽大学短期大学部に改称した。また、併設大学である昭和音楽大学を開学するにあたり「礼・節・技の人間教育」という簡潔にして明快な標語を建学の精神として、今日に受け継がれている。

【短期大学の使命・目的】

上記の建学の精神を反映させて、本学の使命・目的を「昭和音楽大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、音楽を中心とした専門の技能、理論を深く教授研究し、実践的能力を備えた教養豊かな人材の育成をもって、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする」と、「昭和音楽大学短期大学部学則（以下、短大学則）」第 1 条に定めている。

【短期大学の個性・特色】

1. 音楽をさまざまな領域からとらえるコース編成

本学の特色は、音楽を中心とするさまざまな領域の人材育成を総合的に行っていることである。声楽のみを教育するのではなく、音楽をより幅広く学ぶ総合的な教育機関の発展という創立者の意志のもと、昭和 44(1969)年度に音楽科の 1 学科で教育活動を開始した。

平成 12(2000)年度にはバレエコース、舞台スタッフコースを新設した。このバレエコースは、日本で初めて音楽大学の短期大学部に誕生したクラシックバレエの専門コースで、日本人の子供に適した無理のない内容にアレンジしたレッスンのできるバレエ教師を養成することを目的とした。また舞台スタッフコースは本学の舞台芸術の実践的な教育を背景に舞台監督、舞台照明、舞台音響の専門技術を教育するために設置した。平成 15(2003)年度にはポピュラー音楽コースを開設。平成 17(2005)年度に舞台スタッフコースは併設大学の音楽芸術運営学科に移行した。さらに、平成 19(2007)年度は指導

者育成を目的としたバレエコースが併設大学に移行し、本学のバレエコースはプロダンサー養成を目的とするコースに変更された。電子音楽コースをデジタルミュージックコースに変更した。また合唱指導者コースを開設した。

平成 25(2013)年度に本学音楽科の音楽芸術コースを音楽教養コースとし、バレエ、器楽、声楽、ポピュラーまで総合的に学ぶことができるコースに変更した。本コースでは、2年間で最大5種類の実技を修得することが可能であり、多様なジャンルの音楽芸術に触れることで幅広く学ぶことができるようになった。

なお、同年に音楽と社会コースを新設した。本コースは主にシニア世代を対象としたコースで、音楽芸術に興味があり、知識や技術を深めて精神的に豊かな社会生活を送りたいという方に広く門戸を開くことを目的とし開設している。平成 29(2017)年度に吹奏楽コースをウインドシンフォニーコースに再編を行った。

2. 教育研究の多様な成果発表を支援する環境

本学では、メサイア公演、昭和ウインド・シンフォニー定期演奏会、電子オルガン定期演奏会、吹奏楽団定期演奏会、室内合奏団定期演奏会、ジャズ・ポピュラー音楽コース卒業ライブ、バレエコース卒業公演、推薦演奏会等、学生の学修成果を発表する多くの機会がある。また、声楽を主専攻とする学生を対象にした「学長賞声楽コンクール」、ピアノを主専攻とする学生を対象にした「アンサンブルコンクール」を行っている。

こうした演奏会や学内コンクールの多くは、学内のオペラ劇場仕様の大ホール「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」や、シューボックス型のコンサートホール「ユリホール」で開催している。出演する学生、運営スタッフとして関わる学生、聴衆として参加する学生にとって、相互の学修成果を身近に共有できる教育環境となっている。

3. 新百合ヶ丘地域の音楽の短期大学部として

キャンパスのある麻生区は、「音楽のまち・かわさき」「しんゆり・芸術のまち」を標語として掲げている地域である。本学はこの地にキャンパスを移転してから、地域と連携した活動を行っている。

平成 21(2009)年から始まった芸術イベント「アルテリッカしんゆり（川崎・しんゆり芸術祭）」は、音楽、バレエ、映画、演劇、伝統文化等約 30 演目、40 公演のさまざまな分野の催しものをそろえ、20,000 人超の観客を集める芸術祭として、毎年 3 月から 5 月に開催されている。本学は、(公財)川崎市文化財団、近隣の大学や芸術団体等とともに主催団体として、自治体や地域の関係者と企画・運営に積極的に参画している。教職員や学生は、多くの公演に出演等で参加し、本学の「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」や「ユリホール」は、多くの公演の会場として利用されている。令和 2(2020)年は新型コロナウイルスの影響により時期を 7 月から 12 月の期間に延期、規模を縮小して開催し、令和 3(2021)年は例年の 3 月から 5 月の期間に戻している。

昭和音楽大学短期大学部

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

【学校法人東成学園の沿革】

昭和 5 年 4 月	下八川圭祐声楽研究所創設（東京府豊多摩郡淀橋町大字柏木（現：東京都新宿区））
昭和 15 年 4 月	東京声専音楽学校開学（校長 下八川圭祐）
昭和 33 年 2 月	学校法人東京声専音楽学校審附行為認可
昭和 44 年 2 月 4 月	学校法人東成学園と改称、昭和音楽短期大学設置認可 昭和音楽短期大学開学（神奈川県厚木市）（学長 下八川圭祐）
昭和 55 年 3 月	創立者下八川圭祐の逝去により、第 2 代理事長に下八川共祐理事就任、第 2 代学長に奥田良三教授就任
昭和 59 年 4 月	昭和音楽大学開学（学長 奥田良三） 昭和音楽短期大学の名称を昭和音楽大学短期大学部に改称
平成元年 4 月	学校法人東成学園の所在地を東京都新宿区から神奈川県川崎市に移転 東京声専音楽学校を昭和音楽芸術学院と改称し、所在地を川崎市に移転
平成 6 年 4 月	イタリア研修所開設
平成 10 年 4 月	昭和音楽大学大学院 音楽研究科 修士課程開設
平成 19 年 3 月	昭和音楽芸術学院閉校
平成 19 年 4 月	昭和音楽大学、昭和音楽大学大学院、昭和音楽大学短期大学部のキャンパスを川崎市麻生区に移転。生田女子学生会館（現女子学生寮「フィオーリ生田」）開設
平成 24 年 4 月	男子学生寮「イルソーレ南生田」開設
平成 26 年 4 月	昭和音楽大学大学院 音楽研究科 博士後期課程開設
平成 29 年 4 月	昭和音楽大学 音楽学部 音楽芸術表現学科開設
令和 2 年 4 月	学校法人東成学園 創立 80 年

【昭和音楽大学短期大学部の沿革】

昭和 44 年 2 月 4 月	昭和音楽短期大学設置認可 昭和音楽短期大学開学（神奈川県厚木市）（初代学長 下八川圭祐） 音楽科入学定員 100 人 教職課程を開設
昭和 46 年 4 月	昭和音楽短期大学専攻科（現在は廃止）開設 入学定員 20 人
昭和 51 年 4 月	音楽科に器楽専攻と声楽専攻を設置し、入学定員を 200 人（器楽専攻 130 人、声楽専攻 70 人）に変更
昭和 55 年 4 月	第 2 代学長に奥田良三が就任
昭和 59 年 4 月	昭和音楽短期大学を昭和音楽大学短期大学部に改称
昭和 61 年 4 月	音楽科器楽専攻ピアノⅡ類及び声楽専攻声楽Ⅱ類を器楽専攻音楽芸術コースに変更 音楽科器楽専攻の臨時的定員増（80 人）を行う
平成 2 年 4 月	第 3 代学長に吉田貴壽就任 社会教育主事課程（現在は廃止）を開設
平成 4 年 12 月	専攻科 学位授与機構の認定を受ける
平成 7 年 4 月	音楽科声楽専攻の入学定員 70 人を 55 人に変更
平成 10 年 4 月	音楽科器楽専攻の入学定員 210 人を 190 人に変更（うち臨時的定員 80 人）
平成 11 年 4 月	第 4 代学長に守屋秀夫就任 音楽科器楽専攻の入学定員 190 人を 175 人に変更（うち臨時的定員 80 人） 音楽科声楽専攻の入学定員 55 人を 70 人に変更 音楽科器楽専攻に、従来のピアノ、声楽、弦管打、音楽芸術コースに加え、吹奏楽コースと電子オルガンコースを、声楽専攻にミュージカルコースを開設
平成 12 年 3 月 4 月	第 5 代学長に五十嵐喜芳就任 音楽科の器楽と声楽の専攻別を廃止 音楽科にバレエコース、舞台スタッフコースを開設
平成 13 年 4 月	臨時的定員 80 人を 45 人に変更
平成 15 年 4 月	音楽科にポピュラー音楽コースを開設
平成 16 年 4 月	臨時的定員 45 人のうち 25 人を恒常的定員として音楽科の入学定員を 190 人に変更
平成 17 年 4 月	音楽科の舞台スタッフコースの募集を停止（昭和音楽大学音楽学部音楽芸術運営学科に舞台スタッフコースを開設）

昭和音楽大学短期大学部

平成 19 年 4 月	第 6 代学長に二見修次就任 川崎市麻生区上麻生の新校舎に移転 音楽科に合唱指導者コース、デジタルミュージックコースを開設 音楽科のミュージカルコースの募集を停止（昭和音楽大学音楽学部音楽芸術運営学科にミュージカルコースを開設） 長期履修学生制度を導入 音楽科の入学定員 190 人を 140 人に変更
平成 24 年 4 月	司書課程を開設
平成 25 年 4 月	音楽科に音楽と社会コースを開設 音楽科の音楽芸術コースを音楽教養コースに変更
平成 26 年 4 月	音楽科にジャズコースを開設
平成 27 年 4 月	音楽科の入学定員 140 人を 100 人に変更
平成 28 年 4 月	第 7 代学長に築瀬進就任
平成 29 年 4 月	音楽科の吹奏楽コースをウインドシンフォニーコースに再編

2. 本学の現況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

- ・ 短期大学名 昭和音楽大学短期大学部
- ・ 所在地 南校舎 神奈川県川崎市麻生区上麻生 1-11-1
北校舎 神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-16-6
- ・ 学科構成

音楽科 (入学定員 100 人) (収容定員 200 人)	ピアノ、電子オルガン、弦・管・打楽器、ウインドシンフォニー、声楽、合唱指導者、音楽教養、バレエ、デジタルミュージック、ポピュラー音楽、ジャズ、音楽と社会
-------------------------------------	--

・ 学生数

学部・学科等	在籍学生数				
	1 年次	2 年次	3 年次 (長期履修学生)	4 年次 (長期履修学生)	総計
音楽科	75	109	14	3	201
短期大学部計	75	109	14	3	201

・ 教員数

学部・学科等	専任教員数					助手	非常勤 教員
	教授	准教授	講師	助教	合計		
音楽科	5	4	1	0	10	0	480
短期大学部計	5	4	1	0	10	0	480

・ 職員数

正職員	嘱託	パート（アルバイト）	派遣	総数
10	0	0	0	10

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

学校法人東成学園（以下、本学園）及び昭和音楽大学短期大学部（以下、本学）は、「学校法人東成学園寄附行為（以下、寄附行為）」及び「昭和音楽大学短期大学部学則（以下、短大学則）」において、建学の精神を踏まえて、その目的を具体的かつ簡潔に表記している。

「寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法にしがた、学校教育を行い、音楽を中心とした幅広い領域に関する深い知識、技能を備え、広い視野と高い識見を持つ人材を育成し、もって文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする」と規定している。

「短大学則」第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法にしがた、音楽を中心とした専門の技能、理論を深く教授研究し、実践的能力を備えた教養豊かな人材の育成をもって、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする」と規定している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-1】「学校法人東成学園寄附行為」【資料 F-1 と同じ】

【資料 1-1-2】「昭和音楽大学短期大学部学則」【資料 F-3-1 と同じ】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の音楽科の特色は、単学科ながら多くのコースを開設し、コースごとにきめ細かな教育課程を備えていることである。コースの特色を活かした授業運営を行いながらも、コース間の有機的な連携を図って教育活動を行っている。

教員組織は、コース独自の部会・分科会からなる教学組織を設けている一方、コースを横断し連携する教学運営組織を整備している。これによって、独自性を尊重しつつ、教員・職員が連携した教育活動を展開している。

それぞれのコースが養成する人材像は、「短大学則」第 3 条に基づき以下のとおり定めている。

音楽科	<p>本学の音楽科は、各々の専門分野における実践的な能力を備えた教養豊かな人材を育成するために専門教育を行う。各コースにおいては、基礎を学び多くの実践の場を経験することで、専門性の高い技術・知識を身に付ける。</p>
-----	--

1-1-④ 変化への対応

本学は、昭和 44(1969)年の開学以来、教育課程を中心としたさまざまな制度改革、新たな制度設計に恒常的に取り組んできた。併設大学と大学院修士課程の設置、キャンパスの全面移転等を中心とした成長戦略を推進してきた。音楽科は、開学当初の入学定員 100 人を維持しつつ、現在は 12 コースを開設するまでに至っている。

「短大学則」に定める教育目的については平成 20(2008)年度に学則検討会議を発足し、平成 21(2009)年度に改訂した。

また、最近の主だった取組みとして、教育の質の観点では、グループワークや実習、フィールドワーク等開講科目の 50%以上をアクティブ・ラーニング型授業として実施し、ICTを活用したオンライン授業の導入（メディア授業を「短大学則」に定め運用を開始）等を行い、教育の質向上を図っている。

学生の学修支援や生活支援策としては、学修成果の可視化を目的とした「ディプロマ・サプリメント」の導入、紙の掲示や便覧作成を廃止しポータルサイトの積極的な活用によるデジタル化・ペーパーレス化の推進、高等教育の修学支援新制度の開始にあたって本学独自の奨学金制度の給付対象者を拡大する等、支援のさらなる充実を図っている。

社会連携事業としては、同じ芸術分野である日本映画大学との包括的連携協定を締結や、川崎市アートセンターやカルッツかわさき（川崎市スポーツ・文化総合センター）の劇場等施設の指定管理者として、企画運営や管理業務を担い、本学の教育資源を社会に還元している。

本学が時代の進展、変化への対応を柔軟に行ってきた結果が、改革総合支援事業の選定にもつながっている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 1-1-3】『Guide Book 2022』【資料 F-2 と同じ】
- 【資料 1-1-4】学則検討会議議事録（平成 20 年 11 月 12 日）
- 【資料 1-1-5】「ディプロマ・サプリメント」関係資料
- 【資料 1-1-6】ウェブサイト（社会・地域との連携）
- 【資料 1-1-7】『特待生・奨学金制度のご案内』
- 【資料 1-1-8】令和 2 年度私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 選定結果

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の目的及び人材養成目的等は、ウェブサイトや発行物等で周知しているが、学内外への浸透を図るべく情報提供に注力していく。

教育課程、大学運営組織等について、社会の変化に十分に対応できるように、常に見直しを図っていく。

本学の目的達成のために、中長期計画を策定しているが、その推進を行いながら、次の段階を見据えた取組みを継続していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の目的については、「短大学則」に記載しているほか、「教員便覧」第1章の冒頭に掲載しており、その内容と重要性は共通認識として理解している。

専任教員は、毎年度改定される「短大学則」を教授会においてあらためて認識し、役員は、理事会、評議員会において、毎年度議案審議の際に理解する機会が得られるとともに、支持が得られる機会となっている。

平成21(2009)年度に教育目的を改定した際には、その前年度に学園運営委員会の下に学則検討会議を置き、会議には当時の学長、音楽科長等が集まり2か月余りで集中的に検討した上で改訂案を作成した。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-1】「昭和音楽大学短期大学部学則」【資料 F-3-1 と同じ】

1-2-② 学内外への周知

本学ウェブサイトの本学の使命・目的、人材育成目的、3つのポリシー、学修成果について、情報を一元化したページを設け、学内外への周知を行っている。併せて、「学生便覧」『履修要綱』『教員便覧』『学校法人東成学園の活動』『Guide Book 2022』を活用することで、より丁寧な情報共有を可能にしている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-2】「2021年度 教員便覧」（建学の精神・教育方針）P1-13【資料 F-8-3 と同じ】

【資料 1-2-3】「2021 学生便覧」（建学の精神・教育目的）P1-4【資料 F-5 と同じ】

【資料 1-2-4】『令和3年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱』【資料 F-12-1 と同じ】

【資料 1-2-5】『学校法人東成学園の活動（2021年度版）』

【資料 1-2-6】『東成学園80年史』

【資料 1-2-7】『Guide Book 2022』【資料 F-2 と同じ】

【資料 1-2-8】 ウェブサイト（教育方針・ポリシー・学修成果）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和元(2019)年度に「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」を策定した。その中で建学の精神は、本学園の将来像・在りたい姿を示したビジョンに反映している。教育目的は、ビジョンを実現するための基本戦略として策定している 5 つのプロジェクトのうち、特にプロジェクト①②に反映させている。

【学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024】

◆学校法人東成学園 ビジョン

2020 年、創立 80 年を迎えた本学は、

「礼・節・技の人間教育」を柱とした教育を展開するとともに、音楽・舞台芸術分野の幅広い人材育成の歴史と伝統を生かして、音楽・芸術文化の未来をリードする大学となる。

◆基本戦略

「プロジェクト① 教育の質向上」

- A・教育課程の改革
- B・教育手法の改善
- C・学修支援の強化
- D・キャリア教育の充実

「プロジェクト② 成長戦略の推進」

- A・学生募集の強化
- B・社会連携、大学間連携の推進
- C・新たなコース・プログラムの開発
- D・「本学園ならではの価値」の明確化

これらのプロジェクトを具体化するために、①②あわせて 20 のアクションプランを策定し、担当部署等を定めて実施する体制を整備している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-9】「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、教育目的、養成する人材像を基に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、3 つのポリシーが建学の精神と教育目的を踏まえて策定していることを文中に示している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び人材養成目的を達成するために、教育研究組織、教学組織、教学運営組織を整備している。

1. 教育研究組織

本学は、音楽科の単学科で、12 コースを置いている。これらのコースはそれぞれ、社会のニーズに応える形で、本学の使命・目的及び人材養成目的に沿って設置している。

2. 教学組織

教学組織は、教育課程における専門分野の課題等を審議するため、教員を構成員とする部会・分科会を組織している。

部会・分科会は、併設する大学と協同して、それぞれの専門分野に対応した教育指導に関わり、主にカリキュラムや授業内容の検討、授業及び試験の運用、学修成果の発表等を行っている。部会には、責任者として主任を置き、事務取扱の教員が補佐する体制としている。分科会には、責任者として主査を置き、書記の教員が補佐する。専任教員はいずれかの部会・分科会に所属している。原則として月 1 回定期的に会議を開催し、部会・分科会で協議した事項のうち本学全体に関わるものや調整を伴うもの等は、教学運営組織である各種委員会に諮っている。

3. 教学運営組織

教学運営組織は、全学に共通する課題等を審議するため、委員会を組織し、学科・コース等の枠を超えた横断的な組織として位置づけている。

委員会には責任者として委員長を置き、構成員は教職協働体制となっている。委員会には、その職務のうち特定の分野について審議を行うため、必要に応じて作業部会を置いている。なお、委員会及び作業部会で協議した事項は、部会・分科会に対し提案や検討を依頼する等、部会・分科会との連携体制を確立している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-10】学園組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神や目的については、学内において理解や支持が得られており、学外に対しても十分に公表ができています。

中長期計画については、さらなる検討を行い時代の進展に合わせた取組みを引き続き進めていく。

[基準 1 の自己評価]

使命・目的は、建学の精神を踏まえて、「短大学則」にその目的を具体的、簡潔に文章化して明確に示し、教育目的は、「人材養成目的」として明文化し、簡潔に文章化している。また、大学の個性・特色を反映し、学校教育法に照らして適切な目的を掲げている。

使命・目的と人材養成目的は、「学生便覧」、『履修要綱』、「教員便覧」、『学校法人東成学園の活動』、ウェブサイトにおいて学内外に周知するとともに、中長期計画に反映させてい

る。

使命・目的と人材養成目的は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに反映し明示している。

使命・目的と人材養成目的を達成するために、教育研究組織、教学組織、教学運営組織を整備し、適切に機能させており、基準1を満たしていると評価できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

昭和音楽大学短期大学部（以下、本学）は、アドミッション・ポリシーを建学の精神及び教育目的に基づいて明確に定めており、『入学者選抜要項』とウェブサイトで周知している。本学のアドミッション・ポリシーは、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に基づいて、共通して身につけておくことが望ましい知識や能力、態度を明確に示している。令和4(2022)年度入学者選抜において、学力の3要素の評価方法やコース別の試験科目の配点、「入学希望理由書・活動報告書」の配点区分、記述式問題における出題の意図・評価する能力等を『入学者選抜要項』に明示している。令和3(2021)年度からは、内部質保証委員会を組織し、アドミッション・ポリシーを起点とする本学全体の教育の質保証について点検・評価する体制を整備した。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学ではアドミッション・ポリシーに基づいて『入学者選抜要項』を作成し、要項に基づいて公正かつ妥当な方法により、適切な体制の下に入学者選抜試験を運用している。

入学者選抜試験の体制として、教授会の下に入試委員会、入試実施本部、アドミッション委員会を置き、互いに連携して入試の運営を担っている。入試委員会は、併設する大学と協同で運営している。入試委員会の委員は、学長、音楽科長、大学院音楽研究科長（併設大学）、音楽学部長（併設大学）、各部会主任、常務理事（教学担当）、事務局長、アドミッション・オフィサー、学長が必要と認めた者等で構成し、入学者選抜の企画立案及び調整、出題・問題点検・採点委員等の選定、『入学者選抜要項』の作成、入学者選抜の合否判定案に関する事、入学者選抜における特待生候補者の選考等を審議している。

音楽科には6つの入学者選抜試験の制度（特待生選抜、学校推薦型選抜（公募）、学校推薦型選抜（指定校）、総合型選抜、一般選抜、外国人留学生選抜）があり、出願資格や選考方法等は、『入学者選抜要項』とウェブサイトにて明示している。

入試問題は、専任教員及び非常勤教員の中から出題委員を選定して作成している。また、出題のミス防止を目的に問題点検委員を選定している。さらに、入試問題は入試前に複数で最終チェックする体制とし、万全を期している。

入学者選抜の実施にあたっては、監督者や各会場の担当者にマニュアルを配付して各試験開始30分前に集合し打合せを必ず実施する等、適切に運用している。採点は、学長が委嘱した各専門分野の複数の採点委員が行っている。点数入力後は教職員によって複数回の

読み合わせを行う等、予め定めた役割分担に沿って確認しながら行っている。入試の当日運営については、専任教員及びアドミッション・オフィサーにより構成する入試実施本部が、全体を統括し管理する体制を整備している。

合否判定は入試委員会で審議した上で、教授会の議を経て学長が決定している。合否の発表は、ウェブサイトで受験者が個別に確認する方法で行い、併せて書面をもって通知している。

本学では入学予定者全員に対して、入学後の学修の円滑化を促進するために「入学前教育」を実施している。また令和 2(2020)年度からは、高大連携を締結している一部の高校との組織的な入学前教育も開始している。

令和 2(2020)年度から、新型コロナウイルスの対応として、従来の対面式の入学者選抜に加えてオンライン式の入学者選抜を導入している。導入にあたっては、オンライン用の『入学者選抜要項』を別に作成し、ウェブサイトで周知した。実施に際しては、入試実施本部の下にオンライン入試に対応する入試実施本部作業部会を設置した。また、対面式の入学者選抜実施に際しては、文部科学省通知「令和 3 年度入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に沿って対応し、特に発声を伴う歌唱の実技試験については事前にシミュレーションを行い、所管の保健所の指導の下、受験生及び採点委員への安全対策を十分に講じた上で試験を実施した。加えて、体調不良者や濃厚接触者に対しては、試験日の振替え、又は追加で試験日を設定する等の対応を行い、受験機会を確保した。オンラインによる入学者選抜は令和 4(2022)年度入学者選抜でも継続して実施することとしている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-1-1】『令和 3 年度入学試験要項（昭和音楽大学短期大学部）』【資料 F-4-1 と同じ】
- 【資料 2-1-2】『令和 3 年度入学試験要項 指定校推薦入試（昭和音楽大学短期大学部）』【資料 F-4-2 と同じ】
- 【資料 2-1-3】ウェブサイト（修学に関する情報）
- 【資料 2-1-4】学力の 3 要素の評価方法やコース別の試験科目の配点
- 【資料 2-1-5】「入試委員会規程」
- 【資料 2-1-6】「アドミッションセンター規程」
- 【資料 2-1-7】「入学者選抜規程」
- 【資料 2-1-8】令和 3 年度入学試験 出題委員・採点委員一覧
- 【資料 2-1-9】入学試験監督者・係員マニュアル
- 【資料 2-1-10】「入学前教育」のお知らせ
- 【資料 2-1-11】高大連携校の協定書
- 【資料 2-1-12】『令和 3 年度オンライン式入学試験要項（昭和音楽大学短期大学部）』
【資料 F-4-3 と同じ】
- 【資料 2-1-13】発声を伴う実技試験における感染防止対策について
- 【資料 2-1-13】歌唱指導のシミュレーションの実施に関する資料
- 【資料 2-1-14】『Guide Book 2022』【資料 F-2 と同じ】

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去5年間の音楽科の学生数と定員の関係は以下のとおりである。

【2-1-1：音楽科の学生数と定員の関係】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
入学者数	92	88	90	107	75
入学定員	100	100	100	100	100
入学定員超過率	0.92	0.88	0.90	1.07	0.75
在籍者数	189	188	194	214	201
収容定員	200	200	200	200	200
収容定員超過率	0.95	0.94	0.97	1.07	1.00

音楽科の入学定員超過率は、年度によってばらつきはあるものの、収容定員超過率は、最低が0.94、最高が1.07と良好な水準となっている。

学生の適切な受入れ数を確保するため、入試広報委員会が中心となって、オープンキャンパス、夏期・冬期講習会等の取組みを検討し、受験生の要望にきめ細かく応えている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料2-1-14】『Guide Book 2022』【資料F-2と同じ】

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

入学定員及び収容定員においては良好な水準を維持しているが、新型コロナウイルスの影響により、一都三県外からの入学者が減少している。全国の受験生に対して講習会やオープンキャンパスの提供や入学者選抜の受験機会の確保に努めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、以下のとおり教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備運営している。

1. 教学運営組織

教授会の下に配置している委員会は、学科・コース等の枠を超える横断的な組織で、教育、学生生活、進路支援等の改善や課題に取り組むため、専任教員と事務職員協働の体制となっている。委員会ごとに規程を定め開催し、必要に応じてその職務のうち特定の分野について審議するため作業部会を置いている。特に学修支援に関わる教学運営組織は以下の委員会が挙げられる。

「教育課程委員会」は、本学の教育課程の策定や検証、シラバスや科目ナンバリング、クラス全体会の運用、教育サポートスタッフ、授業出席状況調査等、教育課程全般を担当している。主な職務のうち、シラバスに関わる執筆要項や記載内容の検証や時間割の配置を検討するために、教育課程委員会の下に時間割・シラバス作業部会を置いている。

「海外研修委員会」は、科目として設定している海外研修について、その企画の立案や実施、運用上の問題点の把握、対策等を行っている。新型コロナウイルスの感染拡大により海外渡航ができない状況においては、海外研修委員会が中心となって、関連部会と連携し、国内での代替研修案の企画立案や実施を行った。

「演奏委員会」は、学生の学修成果発表の場としての演奏会の企画、指導等を行っている。年間を通して多数の演奏会や公演等を担当し、準備段階より携わることによって、学生の学修成果を十分に発揮できる機会と環境を作っている。

「キャリアセンター」は、音楽の短期大学部としての専門性を活かしたキャリア教育の推進と学生及び卒業生の就職や進学等の進路支援の活動を行っている。授業への取組みのほか、教育課程外の支援講座の計画立案と運営にも取り組んでいる。

「図書委員会」は、図書館資料の収集方針を定め、資料や契約データベースの選定を行っている。『研究紀要』については、寄稿原稿の査読を行い、機関リポジトリで公開している。令和2(2020)年度には、新たな学修支援として電子書籍（動画含む）の選書を行い、環境が整い次第、導入することとなっている。

「学生生活委員会」は、課外活動や学生会の活動の支援等を行い、学生相談や生活面、奨学金等の経済的支援等、円滑に学生生活が送れるよう支援している。

2. クラス制

「クラス制」は、学生の学修や生活全般にわたって指導、相談を行う学生支援体制の1つである。学科・コース・学年を単位としてクラスを設けクラス担任に専任教員を配置している。「クラス全体会」は、オリエンテーション期間を含め年間6回あり、学業に関すること（履修登録、出欠席状況、学業成績等）、卒業後の進路に関すること、その他学生生活上生じる問題への助言を行っている。またクラス全体会の開催に際しては、事前にクラス担任の打合せを開催し、学生指導に必要な情報を共有している。

3. オリエンテーション期間の新入生、履修、授業に関するガイダンス

「新入生ガイダンス」は、本学学生であることの自覚と誇りを身に付けてもらうこと、学修が円滑にスタートできるようになることを目的として、沿革、建学の精神、使命・目的、教育課程等の説明、図書館の紹介等を行っている。「履修ガイダンス」は、クラス担任が『履修要綱』、『履修登録に関する注意事項』等に基づき指導している。「授業ガイダンス」は、「芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ」等の特徴的な科目をはじめ、ソルフェージュや外国語等、履修上特に注意を要する科目のほか、資格課程（教職、司書）についてガイダンスを行っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-2-1】 学園組織図【資料 1-2-10 と同じ】
- 【資料 2-2-2】 令和 3 年度教学運営組織等構成員
- 【資料 2-2-3】 「教育課程委員会規程」
- 【資料 2-2-4】 「海外研修委員会規程」
- 【資料 2-2-5】 「演奏委員会規程」
- 【資料 2-2-6】 「キャリアセンター規程」
- 【資料 2-2-7】 「図書委員会規程」
- 【資料 2-2-8】 「学生生活委員会規程」
- 【資料 2-2-9】 「クラス制に関する規程」
- 【資料 2-2-10】 2021 年度オリエンテーション資料
- 【資料 2-2-11】 『令和 3 年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱』【資料 F-12-1 と同じ】
- 【資料 2-2-12】 『令和 3 年度 履修登録に関する注意事項』【資料 F-12-2 と同じ】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. 長期履修制度の開設

本学では、50 歳以上の学生が 10 名を超え、在学生全体の 7%近くを占めている。仕事や家庭の事情等により毎日授業に通うことができない学生のために、2 年間の修業期間を 3 年又は 4 年に延長することができる長期履修制度を設けている。この制度の利用者は現在、シニア世代を対象とした「音楽と社会コース」を中心に、在学生全体の 1 割を超えている。

2. 障害のある学生への支援

本学では、障害学生支援に関する指針を定め、障害のある学生から合理的配慮に関する申し出があった場合、学務部学生課が相談窓口となり、支援組織である学生生活委員会が関係部門（担当教職員、学生相談室、保健室、必要に応じて学外の専門家）と緊密に連携し、障害のある学生が充実した学生生活を送れるようにサポートしている。

3. オフィスアワーによる学修相談体制

授業や学修等勉強の悩みについての相談に応じるため、「学修さぼーと」という名称のオフィスアワー制度を設けている。「学修さぼーと」は、学生が授業時間以外に専任教員と相談できるシステムであり、通常授業期間中の毎週火曜日 12:15 から 12:45 の間は、各専任教員がレッスン室、研究室に在室して対応している。

4. TA(Teaching Assistant)等による学修支援

併設大学において、教育内容の充実をはかるために TA 制度を設けている。TA は、併設する昭和音楽大学大学院の大学院生を対象とし、募集科目と募集人数を学生に示して募集を行い、応募者の中から一人ひとりの院生の学業とのバランスに配慮した上で選定している。TA 採用者には、適切に業務をしてもらうため、科目担当者との面談や研修への参加を義務付けている。TA 及び教員には「ティーチング・アシスタント(TA)の仕事に

についてのガイドライン」を配付し周知している。本学では、併設大学と合同の開講科目においてTAの運用を行い、学生の学修支援を行っている。

TA以外の学修支援の仕組みとして、伴奏研究員、合奏研究員、重唱研究員、実習研究員及び非常勤嘱託の制度があり、必要な授業に配置し、教育効果を高める教育スタッフの一層の充実を図っている。

さらに、教学に関する円滑な運営を図るために助手を置いている。助手の職務は、実習授業の対応を中心とした部会業務と大学全体の業務に大別され規程で定めている。併設大学と合同で実施している入学式・卒業式等の行事や入学試験、クラス担任の補助等を担っている。

5. 中途退学者、休学者及び留年者への対応

(1)出席状況調査の実施

レッスンや授業を欠席しがちになり休学、退学、留年に至るケースを早期に把握し抑止するため、出席状況調査を実施している。調査は年間3回実施し、結果は授業担当教員とクラス担任が把握するとともに担当部署の職員も共有して学生指導に活用している。担当職員が、履修状況や出席状況のデータを提供し、クラス担任が学生に個別に学修指導を実施している。

(2)退学・休学への対応

退学や休学を申し出た学生に対しては、クラス担任が、学生課職員と連携し学生と個別に面接して相談に乗っている。経済的な問題の場合は、奨学金制度について説明、学修上の問題の場合にはコース変更の制度を紹介する等、個別の事情に向き合って対応している。

(3)留年防止対策

修得単位数が十分でない学生については、クラス担任が個別に指導を行っている。毎年度当初には、卒業年次生の卒業判定シミュレーションを行い、履修漏れの点検をした上で必要な指導を行っている。

(4)退学防止プロジェクトの設置

退学者を極力減少させていくことを目的に、教職協働で構成する「退学防止プロジェクト」を設置している。このプロジェクトでは、発足当初は特に1年生を対象として、入学直後から必修科目の欠席が多い学生等、退学につながる兆候をいち早くキャッチし、個別に学生又は保護者に連絡を取る等、状況の改善を図る取組みを行った。その後各年度末に単位取得状況等を確認し、必要に応じてクラス担任と連携しながら対応している。

(5) GPA(Grade Point Average)を活用した学修の確認及び指導

各学生のGPAの情報を各担任が把握し、面談を通して学修状況を各学生と確認し、課題のある学生については必要な指導を行っている。

(6)学生相談の体制

学生生活に不安を抱える学生への支援として、「学生相談室」を開設し、専門のカウンセラー3人による学生相談を週4日の体制で行っている。また、学生生活委員会の担当教員による学生相談も行っている。

(7)基礎学力を補うための授業科目の開設

学修成果を確実に獲得できるように、基礎的な内容を補う授業を開設している。楽典の基礎を復習し、「ハーモニー演習」の学修にスムーズに移行できるようにする「音楽基礎演習」、ピアノの主科実技以外の学生のピアノの基礎力向上を図る「鍵盤演奏表現Ⅰ」等がある。

(8)グレード制の導入

外国語科目やソルフェージュ科目では、グレード制による授業を実施している。新入生に対してプレイスメント試験を実施し、それぞれの能力、習熟度に配慮したクラス編成としている。

(9)補習授業の実施

イタリア語の前期試験成績が一定のレベルに達していない学生について、後期に補習授業を行っている。また、英語の基礎力が不足している学生に対しては、「英語ホンキ講座」を後期に開講している(令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により中止)。

(10)転コースの制度

在学期間中に進路変更を希望する学生に対しては、学び直しを支援するために転コース制度を設けている。

(11)「基礎ゼミ」の開講

入学後に短期大学部での学びを円滑にするため、1年次の導入教育として「基礎ゼミ」を開講している。2年間を主体的に学ぶための思考力や汎用力を身につけ、将来のキャリアデザインを描けるようにしている。グループごとに分けディスカッション等を展開することで、学生間の交流の場にもなっている。

<エビデンス集(資料編)>

- 【資料 2-2-13】「2021 学生便覧」(障害学修支援ページ) P71 【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-2-14】「2021 学生便覧」(学修さぽーとページ) P40 【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-2-15】「ティーチング・アシスタント規程」
- 【資料 2-2-16】「ティーチング・アシスタント(TA)の仕事についてのガイドライン」
- 【資料 2-2-17】「昭和音楽大学助手の職務に関する規程」
- 【資料 2-2-18】出席状況調査の実施に関する資料
- 【資料 2-2-19】「退学防止プロジェクト」の継続について
- 【資料 2-2-20】「2021 学生便覧」(学生相談室ページ) P41 【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-2-21】『令和3年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱』(外国語科目やソルフェージュ科目グレードページ) 【資料 F-12-1 と同じ】
- 【資料 2-2-22】外国語科目 後期補習授業のお知らせ
- 【資料 2-2-23】英語ホンキ講座に係る資料
- 【資料 2-2-24】転コース制度に関するお知らせ
- 【資料 2-2-25】「基礎ゼミ」シラバス

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

退学防止については、改善傾向にあるが、退学防止プロジェクト、クラス担任、担当職員等が連携して、さらなる改善に向けて取組んでいく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導を行う組織として「キャリアセンター」を設置し、短期大学部としての専門性を活かしたキャリア教育並びに、就職・進学等に対する相談・助言等の業務を行う体制を整備している。キャリア支援に関する方針の策定や運営に関する事項、部会・分科会、事務局との調整等を行うため「キャリア委員会」を設置している。

「キャリアセンター」は、センター長、副センター長、キャリア委員、キャリアコンサルタント、就職相談員、キャリア支援室職員により構成し、以下の事業を運営している。

1. キャリア教育及び資格取得のための支援

本学では、平成 22(2010)年度に文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択されたのを機に、体系的なキャリア教育をカリキュラムの中に位置づけ、学生が自己の資質や能力を活かし主体的にキャリア形成していくことを積極的に支援している。

また、キャリア形成に資する授業科目を「キャリア科目」として『履修要綱』に記載し、各自の専門分野の科目と組み合わせて履修することで自身のキャリア形成に役立てるよう促している。

【2-3-1：キャリア科目一覧】

科目名	概要（令和 3(2021)年度）	必・選	単位
キャリアデザイン	多様なゲストスピーカーのお話から、音楽業界の現状やニーズについて理解し、複眼的な視点でキャリアについて考える。	選択	1
芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ	優れた演奏や作品に触れることにより、感性を磨き、視野を広げる。感想を記入し、レポートを作成する。	必修	各 1
ミュージックビジネスと社会	レコード会社、プロモーター、アーティストマネジメント等、音楽関連産業の機能と役割、音楽ビジネスのあり方を考察する。	選択	2
ライブビジネスと社会	現場で業務に携わるプロモーターやアーティストによる講義。自らの学びを将来実社会でどのように生かしてゆくかを考える。	選択	2
音楽活動研究①	社会における音楽の役割、対象や目的に沿った演奏会の創り方について専門的に学び、実際の演奏活動の見学を通じて、音楽の魅力を体感する。	選択	1
音楽活動研究②	専門的な技術を学ぶとともに、実際の演奏活動の映像を検証し、ディスカッションをする。自分にとって音楽とは何かについて考察を深める。	選択	1

本学の特徴的なキャリア科目として、「音楽活動研究」がある。地域において学生の専門性を活かした芸術文化活動（小・中学校等での演奏やコンサート等の企画運営、演奏指導、福祉施設での音楽活動等）を行う中で、主体性、コミュニケーション能力を育み、地域貢献を通じて自身の成長を図り、将来の具体的な仕事のイメージをつかむことにながっている。音楽活動研究分科会が中心となって指導し、地域における活動としても定着している。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルスの影響により未開講となった。

「ポートフォリオ」は、学生がポータルサイト上の自身のページに自ら学んだ事を記録・蓄積することによって、自らの学びの可視化を行い、振り返りを行うことができる。この「ポートフォリオ」は、「芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ」をはじめとしたキャリア科目で活用するとともに、「進路意識調査」においても利用している。

資格については、教職課程、司書課程が履修できる。教職課程では、中学校教諭の免許状を取得することができる。司書課程は、平成 24(2012)年度に国内の音楽大学で初めて開設し、音楽の専門性を備えた司書の育成を行っている。

主にピアノを学ぶ学生のためには、本学で開講する授業科目を修得することによって、一定の基準を満たした場合、カワイピアノグレード（演奏・指導）の資格を認定する制度を導入している。さらに、学生の関心の高かった保育士の資格取得については、学内で受講できるよう「保育士資格試験対策講座」を開講し、学内で受講できるよう支援を行っている。

2. 就職・進学に対する相談・助言

「キャリアセンター」では、キャリア支援室職員のほかにキャリアコンサルタント（有資格者）2人と、就職相談員1人が月曜日から金曜日まで勤務している。スタッフは、内容によって、クラス担任や実技担当教員と連携をとりながら、学生のさまざまな相談に応じ、きめ細かな進路指導を行っている。

「キャリアセンター」の活動について、新入生には「基礎ゼミ」の授業の中でガイダンスすることとしている。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルスの影響により実施を見送ったが、2年生以上の学生には、毎年前期のオリエンテーション期間に「キャリアセンター説明会」を実施し、利活用を促している。また平成 28(2016)年度より、1年を対象とした「全員面談」を実施して学生の現状を積極的に把握し、企業就職を希望する学生だけでなく、演奏家や音楽指導者を希望する学生も「キャリアセンター」を積極的に利用できるようにしている。平成 29(2017)年度からは、1年生の希望者を対象に「職務適性診断テスト」を実施し、学生が自身の特性にあった能力を活かせる職業選択を行えるよう促している。また、学生の意識を高めるため『キャリアサポートガイドブック』さらに、保護者向けに『キャリアサポートガイドブック（保護者編）』を発行し、多様な進路支援講座や学内合同企業説明会等、本学のキャリア支援活動を紹介している。企業には、本学学生の強みや本学のキャリア支援を紹介する冊子を送付している。ポータルサイトやウェブサイトにおいても情報の発信を行っている。

3. 進路支援に関わる事業の企画・実施

「キャリアセンター」では、在学生や卒業生を対象として、さまざまなキャリア支援講座・学内企業説明会・合同企業説明会を実施している。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス対応として、オンラインで講座や説明会に参加できるようにした。

「キャリアセンター」では、本学に届いた求人票を公開し、併せて、求人情報システム及び「就職活動支援コンテンツ」でもさまざまな業界・職種の求人情報が得られるようにしている。求人情報は、ポータルサイトを通じて閲覧が可能となっている。また、学内の伴奏研究員や合奏研究員等の求人や演奏団体のオーディションの情報等も公開している。ウェブサイトでは「就職活動支援コンテンツ」で、一般的な就職活動の流れや基本的な社会人としてのマナー等、就職活動に役立つ情報を掲載している。

令和 2(2020)年度には学生の意識向上とキャリア活動への動機づけとして、図書館、司書課程と共同で「調べよう、見つけよう！！昭和音大生のためのキャリアフェア」を実施した。

4. 進路支援に関わる調査・分析

学生の進路に対する意識を実技の教員やクラス担任が把握し、卒業後の進路についての確かなアドバイスを行うことを目的として、「進路意識調査」を毎年度行っている。調査の結果は、学生へのアドバイスだけではなく、新しい進路支援講座の開講や学内合同企業説明会に招聘する企業の選定等にも活用している。就職が内定した学生に対しては「内定報告書」の提出を求めている。

平成 28(2016)年度より、キャリア委員会所属教員とキャリア支援室職員が毎年企業を訪問し最新の採用情報を入手し委員会で情報共有している。令和 2(2020)年度には、新型コロナウイルスの影響により訪問が出来なかったことから、郵送やメールを活用して本学卒業生の就職先企業へのアンケートを実施した。令和 2(2020)年 3 月に、過年度卒業生を対象に「社会人の学び直しニーズに関するアンケート（旧学修ニーズ調査）」を実施し現在の就業形態と音楽との関わりから、学んだことが役に立っているか等を調査し、また、同年 10 月に実施した「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」では、学修成果の獲得及びその活用に関して調査した。これらの集計結果は、毎年実施している、「進路決定状況調査」の結果とともに、キャリア委員会で報告し、教育活動や進路支援活動に活かされている。

令和 2(2020)年 10 月に点検評価委員会が実施した「学修成果に関する学外有識者会議」では、上記の各調査結果が共有され、本学における学修について意見聴取し、教育課程委員会、キャリア委員会といった関連する教学運営組織で情報共有を行った。

5. 卒業後のキャリア支援

卒業後のキャリア支援として、「キャリアセンター」では、卒業生に対して、卒業後も進路相談を実施している。このほかにも、卒業後の国外留学を支援するための「下八川圭祐基金」の制度や進路支援講座を卒業生に案内する等、卒業後についてもキャリア支援を積極的に行っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-3-1】「キャリアセンター規程」【資料 2-2-6 と同じ】
- 【資料 2-3-2】『令和 3 年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱』（キャリア科目）【資料 F-12-1 と同じ】
- 【資料 2-3-3】ウェブサイト（ポートフォリオシステム）
- 【資料 2-3-4】「進路意識調査」
- 【資料 2-3-5】資格課程の取得状況一覧
- 【資料 2-3-6】カワイピアノグレード（演奏・指導）の資格認定制度
- 【資料 2-3-7】保育士資格試験受講者数
- 【資料 2-3-8】『音楽とかかわる仕事』（キャリアサポートガイドブック）
- 【資料 2-3-9】『保護者の方へ キャリアサポート GUIDE BOOK』（キャリアサポートガイドブック）
- 【資料 2-3-10】『採用ご担当の皆様へ 音楽で育んだチカラが社会を動かす』（キャリアサポートガイドブック）
- 【資料 2-3-11】ウェブサイト（キャリア支援講座・説明会スケジュール）
- 【資料 2-3-12】ウェブサイト（昭和音楽大学生・短大生のための就職情報ネット）
- 【資料 2-3-13】ウェブサイト（求人システム・就職情報サイトリンク）
- 【資料 2-3-14】ウェブサイト（図書館ページ（就職支援・キャリアサポート））
- 【資料 2-3-15】「調べよう、見つけよう！！「昭和音大生のためのキャリアフェア」」関係資料
- 【資料 2-3-16】「内定報告書（様式）」
- 【資料 2-3-17】「社会人の学び直しニーズに関するアンケート（旧学修ニーズ調査）」
- 【資料 2-3-18】「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」
- 【資料 2-3-19】「進路決定状況調査」
- 【資料 2-3-20】学外有識者会議議事録（2020 年 10 月 29 日）
- 【資料 2-3-21】『Guide Book 2022』（卒業後のサポートページ）【資料 F-2 と同じ】
- 【資料 2-3-22】下八川圭祐基金の募集案内

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

産業界との連携を密にし、卒業生や採用企業へのアンケート調査や学生の個別面談の結果を分析し、その結果を「キャリアセンター」の取組みに活かしていく。

新型コロナウイルスの影響下、オンラインを活用した講座開設や情報提供等に引き続き取り組んでいく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、以下のとおり、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させている。

1. 学生生活の支援組織

学生生活の安定のための支援は、学生生活委員会、クラス担任、及び学生課が中心的役割を担っている。学生生活委員会は、学生の福利厚生、学生相談、課外活動、学生会活動、学生寮、奨学金、ボランティア等、学生生活全般について対応している。学生相談については、学生生活委員会の委員が担当するほか、臨床心理士の資格を有するカウンセラー3人がローテーションを組み、週4日「学生相談室」に在室して対応している。また、外国人留学生への支援や指導については留学生委員会が中心となって行っている。

教学上の指導を円滑に行い、学生生活全般の充実を図るために「クラス制」を設けている。各クラスにはクラス担任として専任教員を配置して、学業に関する相談を始め、学生生活上の問題等についても指導・助言を行っている。

2. 奨学金等の経済的支援

本学独自に行う奨学金制度及び学費減免制度の運用は、主に東成学園奨学生選考委員会等が担っている。学外団体の奨学金を含めた奨学金全般の手続き等については学生課が担当している。各種奨学金制度については、『Guide Book2022』『特待生・奨学金制度のご案内』『学生便覧』並びにポータルサイトで紹介している。

学費減免制度を含む本学における経済的な支援は以下のとおりである。

(1)学費支援奨学金（給付）

国による支援制度「高等教育の修学支援新制度」の要件に該当せず、経済的に就学が困難な学生を対象に学費を減免する制度である。給付額は自宅外生 30・10 万円と自宅生 15・5 万円の 4 種類を設定し、家計状況に関する資料や学業成績等により書類審査、面接を行い、東成学園奨学生選考委員会で選考し、学長が決定している。

(2)貸与奨学金（貸与）

学校法人東成学園並びに同窓会組織である「同侪会」からの拠出によって創設された基金に基づき運用が開始された無利子貸与奨学金である。貸与額は授業料の 1/4 相当額であり、他の奨学金との併用は妨げない。学生本人からの申請に基づき書類審査、面接を行い、東成学園奨学生選考委員会が選考している。この奨学金は卒業後に返還（無利子）しなければならないが、卒業時に特に優秀な成績を収めた者には、貸与額の一部または全額の返済を免除する場合がある。給付型奨学金にシフトしているため、平成 29(2017)年以降は応募・採用ともに実績がない。

(3)応急貸与奨学金（貸与）

主たる家計支持者の失職、死亡又は災害による家計急変のため学費の支弁等に支障が生じたときに、学費の一部を貸与することにより就学を経済的に支援することを目的とした奨学金制度である。貸与額は授業料の 1/2 相当額を限度としている。

(4)外国人留学生奨学金（給付）

外国人留学生奨学金は、外国人留学生のうち、経済的理由により学資の支弁が困難な者で、学業成績・人物ともに優秀な者に対し、20万円を奨学金として給付している。学生本人からの申請に基づき書類審査、面接を行い、東成学園奨学生選考委員会が選考している。

(5)激甚災害に伴う学費減免

地震・豪雨洪水等の激甚災害（激甚災害の特定を受けた場合）により、学費負担者が被災した場合に、学費等の減免措置を行う制度である。被災の状況に応じて、授業料の全額、3/4相当額、1/2相当額、1/4相当額のいずれかを減免している。

(6)入学金の減免

在学生の兄弟姉妹又は配偶者が本学に入学した場合は、入学金の全額を減免し、卒業生の子又は兄弟姉妹若しくは配偶者が入学した場合は、入学金の1/2額を減免している。また、附属音楽・バレエ教室に一定期間以上通い入学前に学修を行った入学者に対し、その期間に応じて入学金の1/4額若しくは1/2額の減免を行っている。

(7)附属音楽・バレエ教室受講料等の減免

本学併設の附属音楽・バレエ教室で学習する場合、入室金・施設費が免除、受講料の3割減免等、経済的支援をして学習機会を拡充する制度を備えている。

(8)学費提携ローン

就学援助のために、学費提携ローン制度がある。

(9)高等教育の修学支援新制度

本学は、令和2(2020)年4月より実施された、国による支援制度の対象機関である。住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が支援対象である。世帯収入に応じた3段階基準にて、授業料並びに入学金の減免と奨学金が給付される。

(10)学外団体・組織による経済的支援

日本学生支援機構奨学金、地方自治体や民間団体の奨学金利用については、学生生活委員会と学生課が連携して、説明会、選考の実施、返還手続等の業務を行っている。日本学生支援機構奨学金では、新規募集に対して申し込みをした学生全員に対し、申請内容の確認、選考を行い、日本学生支援機構に推薦している。

外部団体奨学金については、ポータルサイトを活用し積極的に学生に情報を提供している。いずれも学生生活委員会の委員が選考等を行い推薦している。

3. 課外活動に対する支援

学生の課外活動への支援については、以下のとおりである。なお、令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響でサークル活動は停止とし、「昭和音大祭」の開催も見送った。令和3(2021)年度においてもサークル活動は停止中であるが、秋の昭和音大祭は実施の方向で検討中である。活動再開については、安全安心の確保に留意し、慎重に判断していく。

(1)学生会活動

学生の課外活動は学生の自治組織である学生会が中心となって運営している。学生会は、本学及び併設する大学の学生によって構成している組織で、執行部、昭和音大祭運

営委員会、クラブサークル協議委員会、卒業アルバム作成委員会等がある。学生会役員は、学生会規約に基づいて活動を進め、必要に応じて学生生活委員会に報告している。

学生会では、本学公認のサークルに対して、団体の活動実績や構成人数により、年度ごとに助成額を決定し、交付している。

学生会及び課外活動を行う学生会登録団体に対しては、学生生活委員会と学生課、総務課が連携し、教室・設備・備品等の提供、各団体への顧問等の指導教員を配置する等の支援を行っている。顧問は、日頃の活動での指導や合宿等の学外活動では引率者として、事故防止等の安全面の指導を行っている。

(2)「昭和音大祭」

「昭和音大祭」は学生組織の昭和音大祭運営委員会が主催し、毎年秋に行われる本学の学園祭である。サークルや専攻分野ごとの演奏を中心としたパフォーマンスを「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」や「ユリホール」を含め、南校舎全体を使って開催している。昭和音大祭運営委員会は、テーマや開催コンセプト、企画内容、施設利用等の概要を学生生活委員会に相談し、学生生活委員会はそれに対して指導するほか、パフォーマンスをする舞台制作等の助言を行っている。また、財政的な支援として運営費を助成し、学生課、総務課及び学生生活委員会は模擬店の設置や会場の準備、収支決算について指導している。さらに、「昭和音大祭」期間中、学園祭の安全な運営を支援するために学生生活委員会委員が巡回している。なお、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により実施を見送った。

4. 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等

以下の取組みを行っている。令和 2(2020)年度以降は、所管の保健所の指示のもと、新型コロナウイルスをはじめとした対応にあたっている。

(1)健康に関する支援

南校舎と北校舎それぞれに保健室を設置し、10:30 から 16:30 まで 2 人の看護師が交代で健康相談等に応じている。全学生を対象に年 1 回定期健康診断を実施し、希望者には保健室でアルコール・パッチテストを実施している。健康診断の結果は個々に看護師が通知し、健康上問題が見られる学生には個別に指導を行っている。また、近隣の提携病院とも校医契約を結び、定期健康診断後の書面による健康指導のほか、疾病への対応を行っている。さらに、受動喫煙防止と健康増進の観点から大学敷地内を全面禁煙としている。

(2)食育の取組みに関する支援

本学では、朝食をとる習慣づけとバランスのとれた食事を提供することを目的として、午前 8 時からカフェテリア（以下、学生食堂）を利用できるようにしている。併せて、学生が利用しやすくするために、本学と卒業生組織が補助して 100 円で朝食がとれるように平成 22(2010)年から継続して取り組んでいる。現在は、卒業生組織の「同侪会」の協力も得ながら、授業日を含め年間 200 日程度の朝食メニュー（和食セット・洋食セット）を 100 円（通常 350 円）で提供している。また、授業後に練習室や図書館で自習する学生や一人暮らしの学生が多いことから、学生食堂及びミニコンビニ

は夜 19:00 まで営業している。令和 2(2020)年からは新型コロナウイルスの影響により経済的に影響を受けている学生への経済的支援のため、大学と同僚会が差額を補助して夕食メニューについても 200 円（通常 440 円）で提供し、学生の食費負担軽減につながる支援を行っている。

(3)学生保険等

全ての学生は「学生教育研究災害損害保険」に加入し、その保険料は本学が全額負担している。この保険は、正課を受けている間や学校行事に参加している間、大学に届けた課外活動中、通学途中の事故等に対応している。また、教育実習、学外実習、インターンシップ等、学外での活動に参加する学生が加入する「学研災付帯賠償責任保険」の保険料も本学が全額負担している。また、国民年金への加入についての案内を「学生便覧」で行っている。

(4)心的支援

学生の心的支援に関する相談は、臨床心理士の資格を有するカウンセラーがローテーションで週に 4 日間担当して行うほか、学生生活委員会の担当教育による相談も行っている。また、各クラスを担当する専任教員（クラス担任）は、学業に関する相談や、学生生活上の問題等についての相談対応、指導・助言を行っている。入学時のガイダンスや「学生便覧」、リーフレットで周知している。対面、電話、メール、手紙等、学生が相談しやすい方法で相談を受け付け、「学生相談室」や電話にて面談を行っている。

(5)寮生への支援

寮生に対しては、学生生活委員会（令和 2(2020)年度までは学寮運営委員会）が中心となって支援している。オリエンテーション期間に、新規入寮者を対象とした説明会を設定し、入寮者に対し寮則の再確認や、基本的な生活習慣の周知を行っている。

(6)外国人留学生への支援

留学生に対しては、留学経験を持つ教員を中心に構成する留学生委員会が、日本における生活全般の指導を行っている。また、入出国手続き支援や、学外の外国人留学生奨学金への支援を行っている。さらに、「キャリアセンター」との連携により就職のための個別相談や東京外国人雇用サービスセンターによる留学生向けガイダンスを行っている。

令和 2(2020)年度からは、オンライン会議システムを利用し、留学生同士の親睦と、教員とのコミュニケーションを図り、新たな環境の中で、学生生活をスムーズに送ることができるよう支援を行っている。

(7)防犯に対する注意喚起の取組み

キャッチセールスや架空請求の被害、マルチ商法、インターネットオークションの被害等、手口の具体例を「学生便覧」に掲載し、学生への注意喚起を図っている。また、必修科目である「基礎ゼミ」の中で防犯に対する注意喚起を行っている。

(8) SNS・インターネット利用に対する注意喚起の取組み

SNS といったコミュニケーションツール、情報収集ツールの普及に伴い、個人情報流出の危険性について「学生便覧」等に掲載し、注意喚起等を行っている。また、必修科目である「基礎ゼミ」の中で、SNS・インターネット活用における注意事項や、危機対応、サイバー犯罪に注意すること等について講義を行っている。

5. 新型コロナウイルスの感染拡大に対しての学生支援

新型コロナウイルスの感染拡大により、遠隔授業や対面でのレッスンや実習を行うための学修環境を整備したことに加えて、学生支援の観点から以下の取組みを行った。

(1) 緊急奨学給付金の支給

遠隔授業のための環境整備、教室外学修環境の維持、感染予防対策に伴う生活費の負担増への対応として、希望者に対して、令和 2(2020)年 5 月に音楽科の学生に 1 人 10 万円、長期履修学生に 1 人 7 万円を給付した。

(2) 学費納入期限等手続きの延長

上記の支援に加えて、例年 4 月 20 日としている前期納入期限を 5 月 20 日に延長し、さらに状況を鑑みて 6 月 30 日に再延長した。また、休学や退学に関する届出期限についても延長対応を行った。

(3) 夕食支援

学生食堂で 100 円の朝食セットの提供という従来の取組みに加えて、アルバイト収入が減少している中、学生生活支援を強化する方策として、200 円（通常 440 円）で夕食セットが利用できるよう令和 2(2020)年 8 月 31 日より開始した。

(4) オンライン会議システムを活用した多面的な取組み

オンライン会議システムを活用し、緊急事態宣言により学生が通学できない状況下でも、オンラインにてクラス全体会を開催し、遅滞なく学生に対して情報伝達を行った。さらに、「キャリアセンター」においてもオンライン会議システムによる進路相談に対応した。外国人留学生に対しては、留学生委員会が中心となり、来日できない留学生に対し、オンライン会議システムにより授業参加ができるようサポートを行った。

(5) 教科書等の発送対応

学生が購入申し込みした教科書について、本学が送料を負担して学生に発送した。また、図書館資料の貸出・返却を郵送で行ったことについては、後述 2-5-②の図書館部分に記載している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-4-1】「学生生活委員会規程」【資料 2-2-8 と同じ】

【資料 2-4-2】「留学生委員会規程」

【資料 2-4-3】学生相談室、医務室等の利用件数

【資料 2-4-4】「クラス制に関わる規程」【資料 2-2-9 と同じ】

【資料 2-4-5】『Guide Book 2020』（奨学金制度ページ）【資料 F-2 と同じ】

【資料 2-4-6】『特待生・奨学金制度のご案内』【資料 1-1-7 と同じ】

【資料 2-4-7】「学費支援奨学金規程」

【資料 2-4-8】「学費支援奨学金選考基準細則」

【資料 2-4-9】「学校法人東成学園貸与奨学金規程」

【資料 2-4-10】「学校法人東成学園応急貸与奨学金規程」

【資料 2-4-11】「外国人留学生奨学金規程」

【資料 2-4-12】「外国人留学生選考基準細則」

- 【資料 2-4-13】「学生等の兄弟姉妹等の入学に係る学費減免規程」
- 【資料 2-4-14】「学生・卒業生等の諸入学に係る入学金減免規程」
- 【資料 2-4-15】「附属音楽・バレエ教室在籍者の入学に係る学費減免規程」
- 【資料 2-4-16】「附属音楽・バレエ教室納付金減免措置に関する規程」
- 【資料 2-4-17】「2021 学生便覧」(支援・学外奨学金ページ) P36-P37 【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-18】「2021 学生便覧」(学生会ページ) P53-P54 【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-19】『2019 年度 昭和音大祭プログラム』
- 【資料 2-4-20】「2021 学生便覧」(保健室ページ) P42-P44 【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-21】「2021 学生便覧」(健康管理ページ) P45 【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-22】100 円朝食に関する資料
- 【資料 2-4-23】「2021 学生便覧」(学生保険ページ) P63 【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-24】「2021 学生便覧」(学生相談室ページ) P41 【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-25】学寮説明会資料
- 【資料 2-4-26】「2021 学生便覧」(学外での留意事項ページ) P57 【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-27】「2021 学生便覧」(SNS・インターネットでの注意事項ページ) P59-P60
【資料 F-5 と同じ】
- 【資料 2-4-28】ウェブサイト (緊急奨学給付金支給に関するお知らせ)
- 【資料 2-4-29】ウェブサイト (学費納入期限等手続きの延長のお知らせ)
- 【資料 2-4-30】200 円夕食の提供のお知らせ
- 【資料 2-4-31】2020 年度 教科書販売の体制について

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

学生の経済的な状況を見守りながら、夕食支援等、学生生活の安定のための支援に引き続き取り組んでいく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、平成 19(2007)年 4 月に川崎市麻生区の新校舎に移転し、南校舎と北校舎で教育研究活動を行っている。

南校舎及び北校舎は、いずれも小田急線新百合ヶ丘駅から徒歩 5 分以内であり、学生・教職員の教育研究活動にとって利便性に富んだ環境にある。最寄り駅である新百合ヶ丘駅

は、新宿駅から快速急行の電車で約 20 分の距離にあり、都心の芸術文化施設へのアクセスも容易で、芸術文化を学ぶ学生にとって理想的な環境である。

南校舎と北校舎の校地面積は、併設大学と共用し、22,085.1 m²である。他に多摩区に収容定員 20 人の男子学生寮と 64 人の女子学生寮がある。校舎面積は 33,905.6 m²で校地と同様、設置基準上必要な面積を上回っている。南校舎敷地内には 623.5 m²の運動場用地がある。南校舎は、各階フロアを「教室ゾーン」「レッスン室ゾーン」「練習室ゾーン」等に分けている。

北校舎は平成元(1989)年、南校舎は平成 18(2006)年の竣工であり、いずれも新耐震基準(昭和 56(1981)年 6 月建築基準法施行令改正)を満たしている。平成 23(2011)年の東日本大震災において、建物、構造、設備ともほとんど損傷はなかった。その後、平成 24(2012)年に、川崎市内の民間施設としては初となる災害時の帰宅困難者受入れについての協定を川崎市と締結している。また、麻生警察署と「災害等の発生に伴う施設使用に関する協定書」を締結し、警察署の建物が倒壊した場合を想定し、本学施設の一部を警察署の本部機能として提供することとしている。

施設設備の運営管理については、事務組織として総務部が総括して担当している。施設設備のメンテナンスについては、専門的な知識・技術が必要なことから、設備業者に委託し、連携して管理している。施設設備の管理のため防災センター・守衛室を設け、担当者を常駐させている。異常がある場合は、機械的に発報する装置があり、迅速に対応している。業務委託で警備員が 24 時間 365 日常駐し、定期的に巡回し安全を確認している。設備、警備、清掃の委託業者には毎日、報告書を提出させているほか、総務部との定期的な連絡会議により連携のとれた運営管理を行っている。防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成届出、自衛消防組織の設置届出、防災管理点検等を適切に行い、消防法に対応している。

本学の特徴としてピアノをはじめとして多数の楽器を保有しているため、専門の部署として「楽器室」に担当職員を置き、楽器の貸出・修理に対応するほか、楽器の調律に関する計画、運用を行っている。また、大規模な劇場施設を有するため、施設課劇場運営係に専門の技術者を含めて担当者を配置し、劇場利用に際しての安全管理、機器備品のメンテナンスに関する計画、運用等を行っている。

毎年度実施している「学生満足度調査」において、施設・設備に関する項目を設け、学生の意見を収集し、学修環境の改善に活用している。学生満足度調査における学生からの意見として練習室に対する要望が多数寄せられていたことから、令和 2(2020)年度にウェブサイトでの練習室の予約管理システムを導入し、より効率的な運用を行っている。

新型コロナウイルス対策として次のような事項を行い、安全な学修環境を整備している。

- ①各校舎エントランスに検温器、手指消毒用アルコールを設置し水際対策を行うほか、各教室、レッスン室にも手指消毒用のアルコールやペーパータオル等を常備している。
- ②換気については、全室機械換気設備を備え、加えて小まめな換気を励行している。
- ③各教室、学生食堂、ロビーの椅子は間隔を空け着席、各部屋の定員は通常の 50%以下で運用する。
- ④学生食堂のほか、各階ロビー、会議室等にアクリルパネル、教室やスタジオ、アンサン

ブル室、レッスン室には手指消毒液のほかパーテーションを設置し感染拡大防止対策を実施している。

- ⑤ トイレや多数の人が触れる箇所は清掃員による定期的な消毒を実施している。
- ⑥ 学内で行われる公演等は、行政や業界団体等が定めるガイドラインに沿って様々な基準を設け、対策を講じた上で実施している。



オーケストラスタジオでの合奏の授業



レッスン室での個人レッスンの様子

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-1】校地・校舎等の面積【データ編表共通基礎データと同じ】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1. 「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」「ユリホール」

「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」は、1,367 席を持つ本格的なオペラ等の舞台芸術の上演が可能なヨーロッパスタイルの馬蹄形の劇場である。「ユリホール」は 359 席の室内楽を中心としたシューボックス型のコンサートホールであり、両施設とも通常の授業や実技試験、学修成果の発表の場として利用するとともに、社会貢献・地域貢献の視点から、学外にも貸し出している。どちらも専門的な技術を必要とする施設であり、施設課劇場運営係が両施設を管理している。特に、本格的な舞台機構を備えている「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」には専門技術者を配置し、安全確保に万全を期している。

2. 教室・レッスン室等

(1) 一般教室

ほとんどの教室には、グランドピアノと AV 機器を配備している。C511（階段教室）、A214、A311 には、マルチメディア装置（マイク、CD、DVD、プロジェクター等）を設置し、多様な講義が実施できる環境となっている。また、A211、A212、A215、A316、B311、A411 教室に、常設のプロジェクターとスクリーンを設置している。南校舎においては教室に LAN 回線及び Wi-Fi 環境を整備し、Microsoft Teams（以下、Teams）や Microsoft Forms（以下、Forms）を授業等で有効活用している。

(2) メディアルーム・電子音楽教室

PCを設置する教室として、B013（メディアルーム）では、「情報機器演習」の授業や論文作成のための参考文献検索ガイダンス等を行っている。サウンド編集室、サウンド演習室、工房（北校舎5階）では、電子音楽やオーディオ編集、舞台照明、舞台音響等の授業ができる専門性の高いPCを整備している。また、C401、C402には3つの独立ブースと、調整室、レコーディング設備を備えた本格的なレコーディングスタジオがあり、実践的な授業や学生の自主的な活動に活用している。

(3) 「音楽療法室 Andante」

併設大学の音楽療法コースの実習の場として、「音楽療法室 Andante」（以下、音楽療法室）が3室（C311、C312、C313）ある。各部屋に、DVD等の録画機材を設置した観察室を併設している。併設大学の音楽療法コースの学生が主として使用する部屋であるが、本学学生も「音楽療法概説」で音楽療法室を使用して授業を行っている。

(4) スタジオ

オーケストラのためのリハーサルスタジオ、オペラやミュージカルのリハーサルに適したスタジオ（C101、C102、C103）、バレエスタジオ（C601、C602）があり、それぞれの専門分野に応じた学修ができる。また、「体育実技」は、芸術系短期大学部の特色を反映した授業内容のため、屋内での実施を前提とし、スタジオで授業を行っている。

(5) ML (Music Laboratory) 教室

MLは、12台の電子ピアノによる子機と親機で構成される教育機器で、鍵盤楽器の基礎教育からソルフェージュ、スコアリーディング等をグループで学ぶことができるシステムである。本学には4教室あり「鍵盤ソルフェージュ」「鍵盤演奏表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」等の授業に使用している。

(6) レッスン室

楽器毎の特性に合わせ、防音や残響に配慮して設計した最適なレッスン環境を整備したレッスン室が、132室ある。

3. 自習室・練習室

学生の自習室としては図書館がある。図書館には、閲覧席、個人キャレル（個人用閲覧席）があるほか、複数の学生が一緒に学修できるグループエリアがある。実技の自習室にあたるピアノ等を備えた練習室は131室あり、いずれも無料で使用することができる。また、一般教室やレッスン室を、授業に支障がない範囲で、学生に対し練習室として開放している。さらにB012（メディアルーム）にはPCを設置し、学生が自習室として利用している。このほか、学生食堂やロビーの円卓等が自習スペースとして利用されている。

4. 図書館

図書館は、南校舎地階に位置し、併設する大学と共用している。図書館の概要と活用状況は以下のとおりである。

(1) 施設の概要

延べ床面積は1,597㎡で、蔵書174,094冊を所蔵している。館内のレイアウトは利用

者の便を優先し、開架音楽図書架・開架一般図書架・閲覧席・視聴覚ブース・資料等の閲覧に複数で利用できるグループエリアに区分して配置している。

閲覧席数は 318 席（資料閲覧用 267 席、視聴覚用 30 席、個人キャレル 17 席、オンラインデータベース閲覧用 4 席）を整備しており、収容定員に対する座席数の割合は 22% である。

個人キャレルでは、図書館資料（視聴覚以外）のほか、電源や Wi-Fi を提供しているため、個人用 PC を持ち込んで勉強することができる。オンラインデータベース閲覧席では、本学所蔵の特別資料を電子化したデータや、「国立国会図書館デジタルコレクション」等を閲覧することができる。

令和 3(2021)年 3 月には、国立情報学研究所の目録規則変更(Cat2020)に対応するために、図書館システムの改修を行った。

(2)利用状況と利用の促進

令和 2(2020)年度の図書館開館日数は、年間 216 日（夏期休暇期間にも約 3 週間開館）である。利用については、入館者延べ 12,070 人、貸出人数延べ 6,231 人、貸出冊数 11,440 冊であった。

また、年々学術情報のデータベース、音楽関係のデータベース、新聞・雑誌のデータベース、オンライン版音楽事典等を増やし、学外からもアクセスできるようにして利便性を高めている。

さらに、ポイント制度を導入し、図書館を多く利用する学生に対して貸出条件を広げる等の学生サービスを展開している。レファレンス（資料相談）は、音楽大学を卒業し司書資格を有する職員が担当し、学生だけでなく、教員のレファレンスにも対応している。

令和元(2019)年 4 月に図書館システムをリニューアルし、ホームページと OPAC を 1 つにすることで、ポータルサイトとしての機能を向上させた。

(3)蔵書の特徴

蔵書に関しては、創立以来、音楽の専門書や実用楽譜を中心に資料収集を行ってきたが、近年は、ポピュラーやジャズ関係の資料に加え、大学院で使用する研究用資料の収集に力を入れる等、所蔵資料全体のバランスに配慮している。新規購入については、図書委員会が学生の意見も反映して選書している。また、貴重な音楽関係の写真を収集した日本有数のコレクションである「小原写真コレクション」「堀田写真コレクション」を有し、学内外の利用に供している。

(4)連携した活用の取組み

平成 28(2016)年度からは、図書館資料を実習授業に活用する取組みとして、学芸員課程の授業の 1 つである「博物館実習 I」の一環として写真資料の展示を館内で行っている。学生は、作品の選定や展示のレイアウト等について参画し、図書館利用者が鑑賞できるように工夫した取組みを継続して行っている。また、平成 29(2017)年度には、オペラ研究所、図書委員会、学芸員課程の協力のもと、この年に開催した大学オペラ公演「ドン・ジョヴァンニ」にちなんだ所蔵資料の写真展を、「ユリホール」の通路と「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」のホワイエで行った。

平成 29(2017)年度から 3 年間にわたり、鍵盤楽器部会及び附属ピアノアートアカデミ

一とのコラボレーション企画により、海外出版社のセミナーを実施している。

令和 2(2020)年度には「キャリアセンター」、司書課程及び図書館とのコラボレーション企画で、音楽の学びを就職に結びつけるために、キャリア形成と学びに関する書籍やパスファインダーの紹介を「キャリアフェア」として実施し、図書館のウェブサイトに掲載した。

(5)アーカイブ資料、電子化

特別資料に関しては、平成 27(2015)年度から館内で閲覧できるように電子化を進め、所蔵資料を順次公開しているほか、大学オペラや卒業公演等の史料を収集し、オープンリール等は媒体変換して学園アーカイブ史料として保存している。

現在、所蔵資料の書誌情報をデータ化し、学外から利用可能な OPAC において所蔵情報を提供している。なお、これらの利便性を高めるために、館内に検索用端末 8 台を設置している他、ノートパソコン 15 台を常備し学生に貸出している。

(6)ラーニングコモンズ

平成 29(2017)年 4 月からグループエリア、セミナールーム、ブラウジングコーナーをリニューアルし、ラーニングコモンズとして学生に提供している。

(7)新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス対策は、日本図書館協会及び文部科学省の指針にしたがって令和 2(2020)年 6 月開館時より、次の対策を実施している。Forms とメールを活用することで、オンラインでの資料の貸出申請を 24 時間可能とした。館外にカウンタを設置することで、入館することなく資料の貸出・返却や対面でのレファレンスに対応できるようにした。入館については、QR コードで利用したいエリアを事前申請することによって、入館人数、滞在時間を管理している。また、全席指定制にすることで、使用した席の把握と速やかな消毒を実施している。これらの対策については、感染防止以外にも新型コロナ感染者が発生したときの行動履歴調査に対する情報提供も想定している。

閲覧席はビニールシートで仕切り、座席を間引くことで、ソーシャルディスタンスを確保した。館内は機械換気を行っており、窓のない部屋については、扇風機と空調を活用して換気している。

参考書等多数が利用する資料については、希望者にはビニール手袋を配布している。閲覧した資料は直接棚に戻さず、指定した場所に置くように指示し、返却資料と併せて可能なものは消毒し、1 日隔離したのち配架している。そのほか資料の貸出冊数の増加、貸出期間の延長等を行った。これらの対策は、学生にとって安全な利用という面ではメリットだったが、統計上は、利用者数や貸出冊数が減少してしまった要因の 1 つとなった。感染防止対策の内容は、都度見直しを行い、図書館のウェブサイトで公開することで周知している。

緊急事態宣言発出により令和 2(2020)年 4 月から 5 月の閉館期間は、遠隔授業や論文執筆のための図書館資料の貸出・返却や授業のための図書館資料の複写を郵送で対応し、送料及び複写代を全額大学負担で行った。6 月の開館後については、学生向けに大学が送料を一部負担する形で図書館資料の貸出・返却を郵送で行った。

また、同時期に Teams を活用したコース別の参考文献検索ガイダンスを実施し、新入生向けには、4 月の「基礎ゼミ」の課外学修として図書館紹介動画を YouTube で公開

し、視聴できるようにした。

レファレンスについてはメールとオンラインでの受付も開始した。

(8)学生の図書館運営への参加

本学2年生及び併設大学の2～4年生については、令和3(2021)年4月よりライブラリー・サポーター制度（以下、リブ・サポ）を導入し、短期アルバイト（原則1か月契約）として雇用している。年間延べ128人、活動回数約550回（735時間）とし、学業に支障のない範囲で活動している。応募に際しては、主科又はゼミの教員と相談し理解を得る必要がある。リブ・サポ導入により、学生が選書や書架整備等の作業をとおして、図書館を使いやすく、快適な学修空間とする点について理解を深めていくことを目的とする。そうすることで、学生の視点やアイデアを反映させながら、利用者のニーズに寄り添った図書館運営につなげる。

この制度は、一般コースと専門性の高い業務も担当する司書コースに分かれており、司書としてのスキルアップが可能となっている。司書コースへの応募には、「情報サービス演習II」のレファレンス関係の単元を5回以上出席し、課題の提出を終えていることを条件としている。活動報告については図書館ウェブサイトで公開している。

副次的効果として、退学防止、中止になった演奏活動等に代わる経済支援、留学生の孤立防止、大学に対する情報の収集、音楽以外のキャリアアップも考えられる。

5. イタリア研修所

イタリア北部・ヴェネト州にある45,636㎡の広大な敷地内に2,300㎡の研修施設（最大60人収容の宿泊室、食堂、教室、レッスン室、練習室他）を設置し、学生の海外研修の拠点として活用している。

研修の際は、研修所においてイタリア人講師によるレッスン、ヨーロッパ文化理解のための授業や研修成果発表会を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-5-2】 帰宅困難者に対する一時滞在施設の使用に関する協定書
- 【資料 2-5-3】 災害等の発生に伴う施設使用に関する協定書
- 【資料 2-5-4】 「学校法人東成学園「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」使用規程」
- 【資料 2-5-5】 「学校法人東成学園「ユリホール」使用規程」
- 【資料 2-5-6】 講義室、演習室、学生自習室等の概要【データ編共通基礎データと同じ】
- 【資料 2-5-7】 情報センター等の状況【データ編表 2-12 と同じ】
- 【資料 2-5-8】 閲覧座席数【データ編共通基礎データと同じ】
- 【資料 2-5-9】 図書館・図書資料等【データ編共通基礎データと同じ】
- 【資料 2-5-10】 『Library User's Guide』
- 【資料 2-5-11】 ウェブサイト（図書館ホームページ）
- 【資料 2-5-12】 《ドン・ジョヴァンニ》写真展チラシ
- 【資料 2-5-13】 海外出版社のセミナーチラシ
- 【資料 2-5-14】 キャリアフェアチラシ
- 【資料 2-5-15】 『OPAC 操作の手引き』

【資料 2-5-16】『データベースの案内』

【資料 2-5-17】図書館のコロナウイルス感染防止対策

【資料 2-5-18】ライブラリー・サポーター関係資料

【資料 2-5-19】「情報サービス演習Ⅱ」関係資料

【資料 2-5-20】イタリア研修所関係資料

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

南校舎、北校舎ともに、エレベータ、多目的トイレ、スロープ等を設置し、利便性の向上に努め、校舎全体のバリアフリーに配慮している。令和 3(2021)年 3 月より NPO 法人しんゆり・芸術のまちづくりのウェブサイト上にバリアフリー情報を掲載している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-21】バリアフリー関係資料

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の実技レッスンは、主科実技は教員と 1 対 1 で、副科実技は個人又は数人のグループにて行っている。履修者が多い授業については、複数のクラスを開講している。履修者が多いソルフェージュや語学の授業については、習熟度別にクラス分けをすることによって適切なクラスサイズとなっている。また、主科・副科実技科目、演習科目、講義科目等、多様な授業形態に対応するため、講義室 37 室、講堂 1 室、ホール 2 室、レッスン室 98 室、アンサンブル・レッスン室 18 室、スタジオ 14 室（汎用スタジオ、オーケストラスタジオ、バレエスタジオ、ミュージカル用スタジオ、録音スタジオ）等を備えている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-22】クラスサイズ関係資料

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

図書館の利用に関しては、データベースの使い方や OPAC ガイダンスのオンライン実施、動画配信を活用する等、利用方法のサポートを工夫し利用の促進を図っていく。さらに、貸出手順の見直し、オンライン・レファレンスの利用推進、SNS から情報発信等を行うことで、利便性を向上させていく。

施設設備については、新型コロナウイルス対策を講じつつ、引き続き適切な学修環境の整備と運営・管理を行っていく。高度にメディアを活用した授業を進めるためにさらなる ICT 環境の整備を進めていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学生生活全般に関して学生の意見や要望を聴取し、満足度を高めていくために、平成19(2007)年度より毎年度1回、9月に「学生満足度調査」を実施している。点検評価委員会が主体となり、「学修支援」「進路支援」「学生生活支援」「図書館」「教職員の対応」「施設・設備」の各分野に関して学生の意見を聴いている。本学の多数ある調査の中で、全学を挙げて取組んでいる調査といえる。数値結果は過年度実施の数値との経年変化を検証し、学生の自由記述として提出のあった意見や要望については内容を確認し、関連部署や委員会等に情報提供し、関連部署等としての改善案の提出を求めている。関連部署等からの改善案は点検評価委員会が分析、検討したうえで、回答内容をまとめてポータルサイトに掲載し学生にフィードバックしている。「学生満足度調査」は令和2(2020)年度から調査方法をマークシートによる紙面調査からFormsによる回答形式に変更したが、経年変化も踏まえて分析し、学生の意見を運営の改善に反映するものとなっている。

学生から直接意見を聴取するため、平成30(2018)年9月に、学長が主導して「学生の代表者との合同点検評価委員会」を開催し、率直な意見交換をする機会を設けた。

その他学生の意見聴取については、ウェブサイト「問い合わせ」ページを設け、入力された意見・要望の内容に応じて、担当部署へ問合せ内容が即時メール配信されるよう整備している。さらに、事務局の窓口や電話でも問合せができるようにしている。

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「学生満足度調査」の「学修支援」の設問のうち、「ポータルサイトの活用」については、年々利用が増えていることを本調査で把握し、学生の利便性を高めるためスマートフォンやタブレット等の端末からもポータルサイトが利用できるよう対応を行った。令和2(2020)年度の調査でも、ポータルサイトの活用が大きく増えた。これは緊急事態宣言期間中に学内の掲示板を撤去して情報伝達手段をポータルサイトに集約したことによる。同時に情報量が増えたため「わかりやすさ」の満足度が減少した。事務局職員やクラス担任等もこの結果を把握し、改善策について検討した。その結果、ポータルサイトの運用マニュアルを見直し、担当する職員の業務標準化を図り、利用者にとって分かりやすいものとなるよう告知対象を明確にする改善を行っている。

「学修上の質問・相談」については、令和2(2020)年度にはクラス担任と実技教員に相談する割合が増加した。事務職員の割合もほぼ変化はなく、特に履修登録に関しては教職員が連携して対応している。履修人数に制限を設けた科目について、履修登録方法の改善を求める声に対しては、令和3(2021)年度には、事前登録や優先登録等の制度を導入して改善を図った。

「自分のコースの教育内容」についての満足度については、令和2(2020)年度の数値が83.6点(100点満点)と高水準で、年々上昇傾向にある。本学では学修成果の向上に向けて毎年度カリキュラム改訂を行っているが、その取組みが支持された結果となった。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談については、学生相談室及び保健室の看護師が対応している。学生相談室での臨床心理士によるカウンセリングについては学生課が窓口になり、予約による相談としている。相談方法等についての詳細は「学生便覧」に明示している。

令和2(2020)年度に実施した「学生満足度調査」において「奨学金制度についての情報提供は分かりやすいか」については、昨年度より満足度がやや下がっている。これは、新型コロナウイルスの影響により年度当初に学内奨学金等について各種説明会が開催できなかったことが原因と分析している。これらを踏まえて、令和3(2021)年度はポータルサイトでの案内に加え、随時窓口での個別説明も実施し改善ができています。

令和2(2020)年度、「学生生活支援」の中でとりわけ満足度が高かったのは、「100円朝食に対する大学の支援」及び「食堂・売店等に対して」の数値は84.6点(100点満点)を示している。令和2(2020)年度から始まった「200円夕食」も好評である。100円朝食の提供に対する満足度については、令和2(2020)年度の本調査の中でも最も高く、本結果を受け、大学と同僚会の経済的補助についても引き続き本年度も継続して実施している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

これまで「学生満足度調査」の自由記述に記載されることの多かった練習室に対する不満が多く、これについて検討した結果、令和2(2020)年度から練習室予約システムを導入して改善を図った。現在は予約のマナーに関する記述に対して対策を検討している。また新型コロナウイルスの感染防止の観点から練習室を複数の学生で使用することを制限しているため、試験前の伴奏合わせの練習を希望する学生には一般教室の使用を認めた。

練習室のほか「空き時間を過ごす場所」として、本学では学生食堂が上位にある。一定の制約を設けて施設利用を提供しているが、そうした対策については、学生の理解を得ることができている。

「授業で使う機器備品」に関しては、満足度の数値に大きな変化は見られなかった。

「図書館について」は、例年高い満足度を維持してきた。平成29(2017)年度に館内の一部がリニューアルし、アクティブ・ラーニングを支援するための学修スペースや、個人キャレルの増設等、学生にとって快適な設備・空間を提供している。「資料(種類・数・質等)」についても満足度が向上し、「利用方法(規則・開館日・時間等)」についても学生の意見を聞きながら検討を重ねてきた。令和2(2020)年度には、緊急事態宣言を受けて日本図書館協会及び文部科学省の指針にしたがって利用方法を定めた結果、学生にとって利便性が低下することとなったが、学生が安全に図書館を利用できる環境作りを優先した。学生の意見を取り入れた図書館サービスを実現するために、令和3(2021)年度からライブラリー・サポーター制度を新たに導入した。学生の参画を得ることで、図書館への理解を深めてもらいつつ、一緒に図書館の運営を考えてもらう機会となっている。一方で学

外からも利用できる「契約データベース(Naxos Music Library 等)の活用」については、満足度を維持することができた。

令和 2(2020)年度、「教員の対応への満足度」「事務職員への対応の満足度」は、ほぼ昨年度と変わらない高い数値を維持した。自由記述にも日頃の取組みに対する感謝の言葉がこれまでになく多く並んでいるが、引き続き SD 研修等を通じて改善に取り組んでいくこととしている。

「パソコン等の利用環境について」は、令和 2(2020)年度にはそれ以前の上昇傾向と異なり満足度が下がってしまった。令和 2(2020)年度はタブレット端末の貸与や学内の Wi-Fi 環境の拡充等の改善策を講じたが、遠隔授業を通じ更なる通信環境への不満が出たものと分析している。この結果を受けて、学内のさらなる Wi-Fi 環境の拡充について予算化し、令和 3(2021)年度の事業として取り組むことが決まっている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-6-1】 令和 2 年度「学生満足度調査」

【資料 2-6-2】 「学生の代表者との合同点検評価委員会」議事録

【資料 2-6-3】 「2021 学生便覧」(学生相談室・保健室等ページ) P41-P44 【資料 F-5 と同じ】

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

「学生満足度調査」を継続するとともに、学生の意見・要望を直接学生から聴取する機会を定期的に設けていく。調査結果や要望に対する回答について、図書館及びポータルサイトでの公開だけでなく、ウェブサイトを利用して学外への発信も進めていく。

ポータルサイトの改善を継続し、利便性を充実させていく。Wi-Fi 環境のさらなる改善を進め、ICT の活用を加速させていくことで、学生の学修面の利便性向上を図っていく。

質量共に充実した朝食・夕食を安価で学生に提供することを、同侪会の経済的支援の協力を得ながら、学生生活支援として継続していく。

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを明確に定め、『入学者選抜要項』とウェブサイトにて周知している。問題の作成は本学が自ら行い、出題ミス防止のために問題点検委員を任命している。入学者選抜については、対面式に加えてオンライン式を導入し、入試実施本部、入試委員会が公正かつ妥当な方法により、適切な体制で運用している。

音楽科の入学定員と収容定員は良好な水準である。

教職協働による学生への学修支援として、教職協働の委員会を組織するほか、クラス制やガイダンスを行っている。学修支援を充実させるため、障害学生への支援、オフィスアワーの導入、併設大学による TA 制度、伴奏研究員、合奏研究員の配置を行っている。休・退学を防ぐため、出席状況調査の実施やクラス担任による個別対応、退学防止プロジェクトの設置、補習授業の実施、転コース制度等を設け取り組んでいる。

キャリア支援については、「キャリアセンター」がキャリア委員会と連携し、就職・進学等に対する相談・助言、進路支援に関わる講座等の企画・運営等を行っている。

学生生活支援については、学生生活委員会と学生課が中心的な役割を担い、複数の奨学金制度を設け経済的支援を行っている。心身の健康相談については、保健室と学生相談室を設置し、看護師や臨床心理士が対応するほか、食育等にも取り組んでいる。

校舎は、設置基準上必要な面積を上回っており、バリアフリーに配慮した施設となっている。新耐震基準を満たし、帰宅困難者の受入れ協定を麻生区等と締結している。学内には劇場やホールのほか、目的に応じてスタジオ、教室、練習室、メディアルーム、ML 教室、図書館等を配置している。また、適切なクラスサイズとなるよう、クラスの履修者数を管理している。

学修支援や学生生活、施設・設備に対する学生の意見をくみ上げるため、「学生満足度調査」に全学あげて取り組んでいる。数値結果は経年変化を検証し、自由記述は内容を確認したうえで、関連部署からの改善策を取りまとめ学生にフィードバックしている。この調査結果を踏まえて練習室の予約システムの導入、Wi-Fi 環境の整備等を行っており、PDCA サイクルが機能している。

以上により、基準 2 を満たしていると評価できる。

基準3 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

昭和音楽大学短期大学部(以下、本学)は、建学の精神と教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、『履修要綱』と本学ウェブサイトにおいて周知している。本学のディプロマ・ポリシーは、点検評価委員会が中心となって設定した。音楽科のディプロマ・ポリシーは、平成28(2016)年度に設置したワーキンググループが見直しを行い、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が平成28(2016)年3月31日に策定した『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン』を基に、大幅な改定を行った。

また、令和2(2020)年度からは、学生が取得した学位や資格、能力、知識等の学修成果を可視化するために、学位記や卒業証明書、成績証明書とは別に、「ディプロマ・サプリメント」を作成し、卒業年次の音楽科生全員に交付を開始した。さらに、令和3(2021)年度からは組織の見直しにより内部質保証委員会を設定し、ディプロマ・ポリシーを含めた本学全体の教育の質保証について点検・評価を行っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-1-1】『令和3年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱』【資料F-12-1と同じ】

【資料3-1-2】「ディプロマ・サプリメント」関係資料【資料1-1-5と同じ】

【資料3-1-3】ウェブサイト(修学に関する情報)【資料2-1-3と同じ】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準等を適切に定め、厳正に適用している。なお、進級について特に基準を設けていないが、主科となる実技科目やコースにおける必修科目は、学年順に履修させるため、科目名に①②を付し履修制限を設けている。

1. 単位認定基準

単位認定の基準については、「昭和音楽大学短期大学部学則(以下、短大学則)」第14

条から第 16 条及び「履修規程」に明確に定めるとともに、詳細を『履修要綱』に記載し周知している。短期大学設置基準の規程に基づいて、授業形態（講義、演習、実技・実習、個人レッスン）により授業科目ごとに単位数を定めている。「履修規程」第 7 条第 1 項に「単位修得の認定は、試験、課題提出等、担当教員が授業計画書（シラバス）に示した方法により総合的に行う」と明文化し、5 段階の評価基準（S・A・B・C・F）を「短大学則」第 17 条に規定するとともに「履修要綱」に掲載して周知し厳正に適用している。

本学は、客観的な成績評価、科目間の成績評価基準の平準化を図るため学業成績を総合的に判断する指標として、成績評価に基づき単位当たりの成績評価の平均値を示す GPA（Grade Point Average）制度を導入している。教育課程委員会及び教授会等において、修得単位、GPA 数値により、学修指導を行っている。

これらの成績評価基準等は学生に分かりやすく『履修要綱』に示している。

2. 卒業認定基準

卒業認定は「短大学則」第 19 条に規定し、学生には『履修要綱』で分かりやすく示している。卒業認定については、修得単位の状況に基づき、教育課程委員会が判定した上で、教授会の審議を経て、学長が認定している。令和元(2019)年度以降入学生においては、卒業要件単位数（62 単位以上）を修得し、GPA1.5 以上は卒業とする、と規定している。卒業要件単位数（62 単位以上）を修得したが、GPA1.5 未満の場合は追加授業、試験等を実施し、その結果をもって再度判定を行うこととしている。

本学を卒業した者に短期大学士の学位を授与している。学位の授与及び学位審査については、「昭和音楽大学短期大学部学位規則」に明文化している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-4】「昭和音楽大学短期大学部学則」【資料 F-3-1 と同じ】

【資料 3-1-5】「履修規程」

【資料 3-1-6】「昭和音楽大学短期大学部学位規則」【資料 F-3-2 と同じ】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3(2021)年度に設定された内部質保証委員会が中心となって、教育の質をさらに高めるために、継続して点検・評価を進めていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神に基づき教育目的を達成するために、ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、『履修要綱』と本学ウェブサイトにおいて周知している。本学のカリキュラム・ポリシーは、点検評価委員会が中心となって設定した。

音楽科のカリキュラム・ポリシーは、平成 28(2016)年度にワーキンググループを設置し見直しを行い、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が平成 28(2016)年 3 月 31 日に策定した『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』が示されたのを機に、あらためて検討し大幅な改定を行った。さらに、組織の見直しにより令和 3(2021)年度から内部質保証委員会を設置し、カリキュラム・ポリシーを含めた本学全体の教育の質保証について点検・評価を行っている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

音楽科のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを踏まえて策定している。そのため、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーで定めている専門的能力の各項目（基礎力、技術力、専門知識、アンサンブル能力、他のジャンルに対する理解力）と学士力の各項目（知識・理解、汎用的能力、態度・志向性、創造的思考力）は、一貫性を確保している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、音楽科において体系的な教育課程を編成している。

1. 音楽科の教育課程

音楽科の教育課程は、「短大学則」に定めるとおり、「教養科目」「外国語科目」「専門科目」の 3 つの柱により編成している。

(1) 教養科目

全コース共通に開講する科目群で、各コースの専門分野の学修において学問的な基礎を担う科目や、卒業後に社会人として生きていくために必要であると考えられる科目等を配置し、多様な学びを可能にしている。また、本学の特性を活かし、幅広い視点で音楽を捉える力を育むと同時に、生涯にわたって多方面で活躍できるキャリア・マネジメント力と、職業意識を持つ音楽人を育成することを目指すキャリア科目も含まれる。

(2) 外国語科目

必修科目として位置づけている語学系の科目群で、本学においては英語、イタリア語、ドイツ語、及びフランス語を開講している。必要な科目や単位数は、コースの専門

性に応じて設定している。英語についてはプレイスメントテストを実施しクラス分けを行う事により、レベルに合ったクラスで受講することができるようにしている。

(3)専門科目

各コースの専門分野の学修のために設置している科目で、コースの専門性に特化した科目群である。専攻主科実技科目や主科に関わる実習科目等がこれにあたる。

また、音楽科ではカリキュラム・ポリシーで定めている能力がどの科目で獲得できるのかを具体的に把握できるよう、開講している全ての科目を「学修成果に対応したカリキュラム・マップ」として可視化し、『履修要綱』に示している。加えて、学修成果の達成に必要な授業科目の流れ及び各授業科目のつながりを「カリキュラムツリー」として可視化し、ウェブサイトを示している。

2. シラバス

シラバスは、教育課程委員会の下に設置している時間割・シラバス作業部会が中心となり、項目設定を検討のうえ「シラバス執筆要項」（以下、執筆要項）を作成している。全科目のシラバスは内容を確認のうえウェブサイトに掲載している。

シラバスは科目、曜日・時限、担当教員名、教育目標と概要、学修成果、授業展開（講義内容は詳細に1回ずつ記載する）、評価方法・評価割合（%）、履修上の注意、授業外学修の指示、教科書・参考書等の項目を「執筆要項」に沿って科目担当教員が記しており、その内容は、その科目を担当する部会・分科会が確認している。評価方法については、定期試験（筆記・実技試験、課題提出、作品提出、成果発表）及びその他の試験（授業内小テスト）の項目に分け、科目ごとに評価の割合を設定している。

3. 単位の上限設定

単位の実質を担保するため、年間の履修単位数の上限（48単位）を定めている。例外として、意欲があり、2年生以上で、GPAの値が3.5以上の優秀な学生に対しては、教育課程委員会が審議の上、単位の上限を超えて履修を認める場合がある（実技科目を除き1年間に4単位までとしている）。

教職・司書課程の資格に関する科目等については、この上限単位に含まない。単位で定める学修時間及び履修単位数の上限については『履修要綱』に明記している。

4. 科目ナンバリング

教育課程の体系的編成を表す手段の1つとして、音楽科の全科目を対象に、令和3(2021)年度より科目ナンバリングを導入した。科目ナンバリングは、学生の主体的な学修支援を目的とし、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学生が授業科目を履修する際、授業科目の分類、難易度を理解したうえで選択することができる。また、学外へ本学の教育課程を公開することによって、体系的な理解の促進や短期大学部間の単位認定の円滑化につながっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-1】『令和 3 年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱』【資料 F-12-1 と同じ】

【資料 3-2-2】ウェブサイト（修学に関する情報）【資料 2-1-3 と同じ】

【資料 3-2-3】「カリキュラムツリー」

【資料 3-2-4】「シラバス執筆要項」

【資料 3-2-5】科目ナンバリング関係資料

【資料 3-2-6】ウェブサイト（2021 年度シラバス）

3-2-④ 教養教育の実施

音楽科では、上述したとおり、教育課程の 3 つの柱の 1 つとして「教養科目」を設定し、教養教育を実施している。そのうち各コース共通の必修科目として位置づけている教養科目は、「基礎ゼミ」と「芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ」である。

1. 「基礎ゼミ」

初年次の導入科目として平成 29(2017)年度より開設し、短期大学部における学びをスムーズに行うため、学生自身の学びの環境の理解、大学で学ぶ意義の探求、主体的に学ぶための必要なスキルの修得、キャリアデザインの描写、コミュニケーション・スキルの学修等、を行っている。この授業を通して、建学の精神や本学で学ぶ意義の理解や、「聴く・読む・調べる・まとめる・書く・伝える」等の学修に必要な基本的なスキル、課題を発見し解決する力を身につけることができる。

2. 「芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ」

この科目は、併設大学の開設当初から設定している科目で、優れた音楽・芸術表現を鑑賞する機会を学生に提供している。音楽を学ぶ際には、自分の専攻に関心が集中してしまうが、他の演奏家の多様な音楽表現や音楽以外の芸術を鑑賞することができるよう、幅広い鑑賞作品を対象としている。この授業を通して、感性を磨き、視野を広げることができ、鑑賞後にレポートを作成することにより、文章をまとめる力を身につけることができる。

本学では、教養科目の実施のために教学組織として「教養科目分科会」を置いている。また、上述した「基礎ゼミ」「芸術特別研究」は全学的な取組みとなるため、「基礎ゼミ分科会」「芸術特別研究分科会」を置き実施体制を充実させている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-7】「基礎ゼミ」シラバス【資料 2-2-25 と同じ】

【資料 3-2-8】「芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ」シラバス

【資料 3-2-9】「部会規程」

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1. 適切なクラス編成

幅広い専門知識、高度な技能や応用能力を修得することを目指す専門科目（「ソルフェージュ」、「ハーモニー演習」等）や外国語科目においては、学修効果をより高めることと、個々の学生にとって最も適切な学修環境を確保するため、学修歴や能力に応じたクラス分け授業の取組みを行っている。

少人数教育は本学の特徴であるが、授業の内容や目的に応じて、最も適切なクラスサイズとなるよう工夫している。例えば主科実技のレッスンは個人指導で行うが、室内楽、合奏、オーケストラ等、複数ないし多数で行わなければならない授業は、それぞれ適切に人数配分をしている。科目によっては、必要に応じて同時に複数の教員によるきめ細かいチーム・ティーチングを行っている。学科授業においても、全コースの学生が履修する共通科目では、複数の曜日・時限に同一内容の複数クラスを開講することによって、学生が必修科目との時限の重複を避けて履修できるようにしているほか、クラス指定によりクラスサイズを調整して、学修環境を公平に保つ等の工夫を行っている。また、多数のコースに共通する必修授業においては、専門分野に配慮したクラス分けにより授業内容を工夫している。

2. 独自教材の開発

短期大学部として視聴覚教材を駆使した授業が多いのも特徴であるが、そのほかにもアクティブ・ラーニングやそれに適した教材開発にも力を入れている。例えば「音楽教養基礎」では、グループワーク、議論やプレゼンテーションを通じて、将来社会で仕事をする際に必要な力を養う。「総合ソルフェージュ」では、受講生一人ひとりがタブレット端末を使用して、本学が独自に開発した教材を使用する授業を行っている。

3. 実践を重視した科目の開講

本学では学内での授業に留まらない実践的な学びを重視し、これを建学の精神である「礼・節・技の人間教育」と結び付ける授業を開講している。例えば、全学共通の「音楽活動研究」では、地域の教育機関、福祉施設、イベント等での演奏活動等を通じて、自己表現力やコミュニケーション能力を向上させ、社会性を身につけさせている。

ピアノ、声楽、ジャズ、ポピュラー、電子オルガン、器楽等の実技系のコースでは音楽学部と同様に 60 分の個人レッスンが必修となっており、十分な個人レッスンでの学びの時間が設けられている。

4. 幅広い年齢層に対応したコース・科目の開講

主にシニア世代を対象としたコースで平成 25(2013)年度に新設された「音楽と社会コース」では、音楽芸術に興味があるだけでなく、さらに知識を深めて技術を高めたい方が精神的に豊かな社会生活を送るための環境が整えられている。音楽経験が豊富な方や、経験がありつつもう一度学びたい方への門戸が開かれている。短期大学部の 2 年間の学びの中で、必修科目に設定されている「卒業研究」において、実技演奏又は論文執筆のいずれかを選択し、指導教員の下で研究を行うことが出来る。論文についても、学生

は研究発表会でプレゼンテーションを行う。

5. 複数の楽器専攻希望者に対応したコース・科目の開講

また2年間で最大5種類の実技科目を履修できる音楽教養コースでは、ピアノ、器楽、電子オルガン、声楽、ジャズ・ポピュラー音楽、バレエまで、多様なジャンルを学べる仕組みになっている。具体的に、主専攻とする実技1種類のほかに、副専攻として2種類を選択し、合計3種類の実技を学ぶことができ、副専攻を2年次に変更することも可能なため、2年間で最大5種類の実技科目を修得することができる。とりわけ、必修科目に設定されている「音楽教養表現Ⅰ・Ⅱ」では、学生各自が選んだ1つのテーマについて研究・発表を行うことで音楽観を深め、実際にアンサンブルも経験するというユニークな科目となっている。

6. FD活動

授業方法の改善を進めるための組織体制として、FD委員会を置き、学生による授業評価アンケートの実施やその結果の分析、フィードバック等を定期的に行っている。また部会・分科会においても教育課程、授業、試験運用等の見直しを不断に行っている。部会・分科会単位でのFD研修会も年に複数回行い、コースごとでも授業方法等の改善を定期的に行っている。

部会・分科会やFD委員会等で検討した改善策を科目の運用に反映する際は、教育課程委員会及び同委員会の下に設置している「学部・短大教育課程ワーキンググループ」にて審議している。

7. 新型コロナウイルスへの対応

本学では新型コロナウイルス対策のためIT推進委員会を中心に令和2(2020)年4月の自治体からの休校要請期間中にMicrosoft Teams（以下、Teams）を使ってオンラインを活用した遠隔授業の実施体制を整えた。この間、同委員会を一時的に拡充しての下部組織として、「遠隔授業等実施プロジェクト」を立ち上げた。事務局長をガバナー補佐として教職協働の組織体制とし、遠隔授業実施に係る意志決定を一元化した。その下に技術チーム、機材チーム、利用者支援チームを編成した。

技術チームでは、遠隔授業運用のアプリケーションをTeamsに決定し、導入のための技術的な必要事項について対応した。さらに、構内で遠隔授業を受講するケースを想定しWi-Fiルーターの大幅な増設と、回線の接続容量を増強した。

機材チームでは、教員と学生が遠隔授業の運用・受講に必要な機材の調達を行った。新型コロナウイルスの流行下で在庫が少ない中、Wi-Fiルーターとタブレット端末を調達し、初期設定や機材のマニュアルを作成した上で、学生や教職員に送付貸出を行った。授業を受けるため必要なデータ量に不安のある教員や学生には、通信データ量無制限のSIMカードを中心に調達、無償で貸与した。

利用者支援チームは、教職員合わせて約20人で編成した。全学生、教職員にアンケートを行い保有するデバイスの状況を確認し足りないデバイス等の数を把握した。遠隔授業利用のため、教員・学生毎にTeamsの操作マニュアル及びオンラインでの操作説明会

の開催、著作権法についての動画撮影、Teams の操作に不安のある教員や学生に対してのレクチャー対応を行った。また遠隔授業の導入時期には、全学生と教職員を対象とした相談窓口を設置し、授業と併行し利用者へのサポート体制を整え対応した。

以上、3つのプロジェクトチームが総力をあげて短期間に遠隔授業実施のための体制を作り、令和2(2020)年5月11日からは実技科目を含む全ての科目において遠隔授業を実施した。

遠隔授業開始にあたり、授業の質が引き続き保たれるよう、学生と教員に対し、録画禁止等の注意事項を周知した。また、教員と学生相互にやりとりが生じる授業運営を行うよう、授業運用マニュアルに記載し、教員間で共有を行った。遠隔授業の形態としては、教員と学生が同じ時間に通信し教員は講義や実演等を行い学生はそれを視聴する「リアルタイム通信型（同時双方向型）」、事前に資料や課題を学生に提供し学生が課題に取組み、教員が添削指導を行う「資料・課題提示型」、事前に記録動画、録音音声を学生に提供し決められた時間内に学生が視聴する「記録動画配信型」の3つを採用した。

(2)対面授業再開

令和2(2020)年6月1日より実技科目を対面授業に切り替え、6月15日より全面的に対面授業を再開した。この間、新型コロナウイルスの影響により入国ができなかった留学生に対しては、遠隔授業を継続し、授業進度に差が出ないように配慮した。

(3)本年度の新たな取組み

令和3(2021)年度は、オンラインを活用した教育活動の新たな試みとして多様なメディアを高度に利用したメディア授業を実施している。全授業回数の過半を以下の方法で行う科目をメディア授業科目としており、以下2種の授業形態がある。1つは「同時双方向型」(Teams等のテレビ会議システムを用いて特定の時間に授業をリアルタイムに配信し、双方向に映像や音声のやり取りを行う方式)、2つ目は「オンデマンド型」(インターネットを利用して、文書、図画、写真、音声、動画等により授業内容を配信・配付し、授業の時間、場所は特定せずに、小テストや課題提出、質疑応答、教員からのフィードバックを併せて行う方式)である。今年度は、先行的に実施しているが、将来的には拡大していくことを想定している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-10】 クラスサイズ関係資料【資料 2-2-22 と同じ】

【資料 3-2-11】 「ソルフェージュ」 シラバス

【資料 3-2-12】 「ハーモニー演習」 シラバス

【資料 3-2-13】 「音楽基礎演習」 シラバス

【資料 3-2-14】 「音楽教養基礎」 シラバス

【資料 3-2-15】 「総合ソルフェージュ」 シラバス

【資料 3-2-16】 「音楽活動研究」 シラバス

【資料 3-2-17】 「卒業研究」 シラバス

【資料 3-2-18】 「音楽教養表現Ⅰ・Ⅱ」 シラバス

【資料 3-2-19】 遠隔授業関連資料

【資料 3-2-20】 メディア授業科目について

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

新たに導入したナンバリング制度について、科目間の関連性や難易度の設定が履修計画の参考になっているか調査・分析していく。

全学が一丸となって取組んだ遠隔授業の経験をメディア授業においても取り入れ、学修成果が向上しているかの検証を進める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3 つのポリシーを踏まえた学修成果及び人材養成目的の達成状況は以下のとおり点検・評価し、適切に運用している。

1. 学修状況に関する調査

学生の学修状況を点検・評価するために、点検評価委員会が「新入生アンケート」及び「学修に関する実態アンケート」「学生満足度調査」を毎年度実施している。

「新入生アンケート」は、本学志望の動機や入学時における本学への期待等についての情報を得ることにより、教育や生活面に対する学生支援に活用することを目的として、オリエンテーション期間に実施している。

「学修に関する実態アンケート」は、在学生の学修に関する実態を把握・分析し、その結果を授業改善、カリキュラム改善、学生への履修指導等に活用することを目的として全学生に実施している。1 週間の時間の使い方、授業への取組み方、これまで経験した授業形態等について調査項目を設け、学修の実態をきめ細かく把握している。加えて、本学が設定し『履修要綱』等に示した学修成果について、その獲得状況を自己評価する項目も設定している。

「学生満足度調査」は、学修や学生生活全般に関わる 33 項目を設定し、大学運営全体についての学生の意見を聴くために全学を挙げて取組んでいる調査である。

また、FD 委員会が担当している「学生による授業評価アンケート」は、実技科目、講義、演習科目全ての科目を対象として実施（3 人未満の科目は除く）し、シラバスどおりに実施しているか、授業やレッスンに工夫がされているか、満足しているか等の項目を設定し、学生の意見を聴くとともに、学修への取組状況についても把握している。

2. 学修成果に関する調査

「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」は、学修成果の獲得状況や課外活動の参加状況等の情報を得ることで、学修や学生生活支援の充実を図ることを目的とし、点検評価委員会が平成 29(2017)年度から卒業年次の学生を対象に毎年度実施している。ディプロマ・ポリシーと連動した設問項目を設け、獲得できた成果について学生自身が自己評価をするものである。

3. 進路に関する調査

学生の学修の状況や進路に対する意識を把握し、卒業後の進路についての的確なアドバイスをを行うことを目的として、「キャリアセンター」は「進路意識調査」及び「進路決定状況調査」を実施している。

「進路意識調査」は、学部の新入生を対象に毎年 6 月から 7 月にかけて実施している。調査項目は、希望する進路や、そのために現在準備していること等で、学生は「ポートフォリオ」を通じてアンケートに回答し、クラス担任や実技担当教員がその回答に対してアドバイスしている。調査結果については、「キャリアセンター」が分析し、学生の進路に対する考え方の傾向を把握し、指導に活用している。

「進路決定状況調査」は、卒業年次生に対して毎年度実施している。芸術系短期大学部の特性に鑑み、就職だけでなく、進学、演奏・創作活動等での自立を目指す者が多いことに着目し、「進路決定者（率）」という捉え方をしている。

4. 学生及び学外者からの意見聴取

学生の意見聴取については、平成 30(2018)年 9 月に「学生代表者との合同点検評価委員会」を開催した。点検評価委員会に本学の複数の学生を招き、学生満足度調査や学修に関する実態アンケート、学生による授業評価アンケート等の結果を説明した上で、学生と意見交換を行った。

学外者からの意見聴取については、平成 29(2017)年 11 月に「自己点検・評価に関する学外有識者会議」を行った。キャンパス移転後 10 年の節目に本学の学生の学修成果について学外者の視点から意見を聴取することを目的としたもので、3 つのポリシーを踏まえた学修成果に対する評価や本学の地域貢献への期待等、貴重な意見交換が行われた。その後、令和元(2019)年 9 月にも、地域の有識者を招き、本学学生の学修成果について学外者の視点から意見を聴取した。続いて令和 2(2020)年 10 月には音楽関連企業の有識者を招き、本学の学生の学修成果について意見を聴取した。

本学が平成 26(2014)年 1 月に実施した「産業界の人材ニーズ調査」では示されたコミュニケーション能力が一般企業等で必要な能力であるとの結果を受け、当時の「音楽人基礎」等の授業に反映させてきた。その後平成 29(2017)年度からは「基礎ゼミ」の講義内容にディスカッション・グループワーク、プレゼンテーションを取り入れている。

5. 卒業生・就職先企業へのアンケート調査

卒業生については、令和 2(2020)年 3 月に、過年度卒業生を対象に、社会人が音楽大

学で学び直しができるカリキュラム編成を目的として「社会人の学び直しニーズに関するアンケート（旧学修ニーズ調査）」を実施し、現在の就業形態と音楽との関わりから、学んだことが役立っているか等を調査した。また、令和 2(2020)年 10 月に、「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」を実施し、学修成果の獲得及びその活用状況に関して調査した。このアンケートは点検評価委員会で分析結果を点検し、学修ニーズ調査はカリキュラム編成に関わる項目が含まれるため、教育課程委員会においても結果の点検を行った。

就職先企業については、令和 2(2020)年 10 月に、本学卒業生の就業先企業に対して、音大卒業生に求めていることや、新型コロナウイルスが採用等に影響があったかキャリア委員会が調査し、結果を点検した。

6. 実技試験の観点別評価

主科の実技試験において、教員が学生個々に対して、「技術」「芸術」の観点別評価とコメントを記載し、学生にその内容を手渡す「所見フィードバック」の取組みを平成 25(2013)年度から実施している。5 段階の成績を通知するだけでなく、観点別評価と採点教員のコメントを併せて示すことで、学生の学修意欲の向上と学修成果の獲得に役立っている。この「所見フィードバック」の取組みが、学生にとって学修の参考になっているかを把握するためアンケートを実施しているが、「参考になった」と回答した割合がかなり高く、この効果によりコースによっては実施回数を増やす例も出ている。

7. 資格取得状況の把握

資格に関する教職課程、司書課程は、資格課程分科会で各課程の取得状況や教員採用試験の結果等を点検し、学生指導に活用している。また、オリエンテーション時のガイダンスや介護等体験ガイダンス等をきめ細かく行い、学修意欲の向上を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-3-1】 令和 2 年度「新入生アンケート」
- 【資料 3-3-2】 令和 2 年度「学修に関する実態調査」
- 【資料 3-3-3】 令和 2 年度「学生満足度調査」【資料 2-6-1 と同じ】
- 【資料 3-3-4】 令和 2 年度「学生による授業評価アンケート」
- 【資料 3-3-5】 令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」
- 【資料 3-3-6】 「進路意識調査」【資料 2-3-4 と同じ】
- 【資料 3-3-7】 「進路決定状況調査」【資料 2-3-19 と同じ】
- 【資料 3-3-8】 「学生の代表者との合同点検評価委員会」議事録【資料 2-6-2 と同じ】
- 【資料 3-3-9】 「自己点検・評価に関する学外有識者会議」議事録
- 【資料 3-3-10】 「学修成果に関する学外有識者会議」議事録【資料 2-3-20 と同じ】
- 【資料 3-3-11】 「社会人の学び直しニーズに関するアンケート（旧学修ニーズ調査）」
【資料 2-3-17 と同じ】
- 【資料 3-3-12】 令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」
【資料 2-3-18 と同じ】

【資料 3-3-13】「卒業者の就業状況調査」

【資料 3-3-14】令和 2 年度 実技試験における所見フィードバック及びプレゼンテーション実施

【資料 3-3-15】「所見フィードバック及びプレゼンテーションに関するアンケート」

【資料 3-3-16】資格課程の取得状況一覧

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

上述した各種の調査等について、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックは以下のとおりである。なお、これらの取組みは、本学で定めているアセスメント・ポリシーに基づいて行っている。

1. 学修状況に関する調査のフィードバック

「新入生アンケート」及び「学修に関する実態アンケート」は、学修指導の改善に向けて実施している。その結果は点検評価委員会において分析し、分析結果は、FD 研修会や SD 研修会の場で定期的に報告し、教職員の学修指導に役立てるよう共有している。

「学生による授業評価アンケート」の結果は、教育内容・方法の改善に向けて行っている。担当科目の数値結果、担当科目の学生からの自由記述、科目全体の数値結果を教員にフィードバックしている。FD 委員会は対象教員全員に対して「授業改善計画書」の執筆を依頼している。特に専任教員の「授業改善計画書」は、教員業績評価の評価項目として定めるとともに、ティーチングポートフォリオの一項目としてウェブサイトで公開している。アンケートの結果のうち、数値が低い科目や改善意見が出ている科目については「学生による授業評価アンケート審議作業部会」を開催し、FD 委員長や音楽科長が内容を確認している。問題があると判定した場合は、学長に報告し、学長は指導等適切な措置を行うことを規程に定めている。

2. 学修成果に関する調査のフィードバック

「学修成果に関するアンケート」は、教育内容・方法の改善に向けて行っている。調査結果については点検評価委員会において分析している。建学の精神を理解し実践しているか、ディプロマ・ポリシーに定める学修成果の獲得状況を項目ごとに把握することができ、新たな課題の発見や改善につなげられる PDCA サイクルとなっている。

3. 進路に関する調査のフィードバック

「進路意識調査」及び「進路決定状況調査」は、進路指導における適切な情報把握と改善に向けて行っている。「キャリアセンター」が分析を行い、全体の傾向やコースごとの特徴を把握し、キャリア委員会や教授会等を通じて情報共有し、学生への指導、支援講座の充実、教育課程の検討等に反映している。

4. 学生及び学外者からの意見聴取のフィードバック

平成 29(2017)年 11 月に地域の外部有識者を招き実施した「自己点検・評価に関する学外有識者会議」の記録を、当時の点検評価小委員会及び点検評価委員会で共有した。こ

これを機に、卒業生に対する「学修成果に関する調査」の実施につながった。

令和2(2020)年10月に実施した、外部有識者との会議では、卒業生の雇用先でもある企業から獲得すべき能力について具体的な提言があり、内容を点検評価委員会、教育課程委員会ほか学内の複数の委員会で共有した。本学のディプロマ・サプリメントは、学生の獲得能力が数値化され、グラフにて可視化されている点が、特に有効であると評価された。

5. 卒業生へのアンケート調査のフィードバック

「社会人の学び直しニーズに関するアンケート（旧学修ニーズ調査）」は、教育内容・方法の改善に向けて行っている。社会人となった今、学び直しが必要か、必要な場合、どのような形態の授業を希望するかを確認し、学び直しができるカリキュラム編成について検討をはじめたところである。「学修成果に関するアンケート(過年度卒業生対象)」は、同様に教育内容・方法の改善に向けて行っている。ディプロマ・ポリシーで定める学修成果が獲得できたか、社会人となってからその学修成果が活用できているかを把握している。これらのアンケートは点検評価委員会が結果の分析を行っている。

6. 実技試験の観点別評価のフィードバック

主科実技試験に関する「所見フィードバック」が、学生にとって学修の参考になっているかを把握するためにアンケートを実施している。観点別評価が「参考になった」と回答した学生の割合は高く、学修に役立っていることが把握できた。学生からの要望や意見を踏まえ、全学で継続しながら実施時期や返却方法についても検討を続けており、それぞれ部会・分科会で検討し、実施回数を増やす実施例も出ている。

7. 資格取得状況の把握とフィードバック

資格課程分科会を中心に結果を検証し、教育内容の改善に活用している。各コース独自の資格取得に関しても、結果を把握し、向上に努めている。

8. その他（入試区分別の追跡調査）

入学者選抜の妥当性を検証するため、入学後の学修状況等を調査したうえで、クロス分析を行っている。企画広報部企画・IR推進室が分析資料を作成し、アドミッション委員会が入試区分別に、GPAの分布や学修時間、卒業時の受賞実績、退学者の状況等を確認した上で検証を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-17】 アセスメント・ポリシー

【資料 3-3-18】 「入試区分別追跡調査」 目次

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学修成果を点検・評価するために、さまざまな視点からアンケートを実施しているが、実施回数が多く、回答者にとって負担が生じている。分析結果の検証だけではなく、アン

ケートの回数や、設問、実施時期についても検証していく。

学修成果に関するアンケートについては、成績や GPA との関係性を分析する等、授業内容・方法及び学修指導等の改善がさらに進むよう、クロス集計を活用していく。

〔基準3の自己評価〕

本学ではディプロマ・ポリシーを定め、『履修要綱』『学生便覧』等で周知し、単位認定の基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用している。学修成果の可視化のため「ディプロマ・サプリメント」を作成し、卒業生全員に交付を開始している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえカリキュラム・ポリシーを定め、両ポリシーには一貫性がある。カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的な教育課程を編成している。シラバスは、時間割・シラバス作業部会を設置し、「シラバス執筆要項」を作成している。開講している全科目のシラバスは内容を確認したうえでウェブサイトにて公開している。単位の実質化の観点から履修単位の上限を設定し、科目ナンバリングも導入している。教養科目の実施組織として「教養科目分科会」「基礎ゼミ分科会」等を適切に配置している。

専門科目や外国語科目では、学修効果を高め、適切な学修環境を確保するため、学修歴や能力に応じたクラス分け授業の取組みを行っている。また、アクティブ・ラーニングやそれに適した教材開発、建学の精神と結びつく実践的な学びを重視した科目、伝統的な総合芸術を総合的かつ実践的に学べる科目を配置している。

教授方法の改善を進めるため FD 委員会を置き、教育課程委員会の下に短期大学部のワーキンググループを配置している。

新型コロナウイルス対策のため IT 推進委員会（当時）を中心に休校要請期間中に Teams を使ってオンラインを活用した遠隔授業が可能な体制を整えた。学生、教員向けの相談窓口を設置し、授業と併行し利用者へのサポート体制を整備した。

学生の学修状況を点検・評価するため、「新入生アンケート」、「学修に関する実態調査」「学修成果に関するアンケート」「学生満足度調査」を実施し、結果は点検評価委員会が検証し、FD 研修会や SD 研修会を通じて共有している。学生の就職や進路の状況を点検・評価するため、「進路意識調査」「進路決定状況調査」を実施し、その結果については、「キャリアセンター」が学生への指導、進路支援講座の充実等に活用している。

また積極的に学生代表及び学外者からの意見聴取を行うための機会を設け、学修成果の獲得状況等について点検・評価を行っている。さらに就職先や企業へのアンケート調査を実施し、社会のニーズの把握に活用している。結果については点検評価委員会、教育課程委員会等と共有し、教育課程や授業内容の改善に役立てている。

以上により、基準3を満たしていると評価できる。

基準 4 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

昭和音楽大学短期大学部（以下、本学）は、「昭和音楽大学短期大学部学則（以下、短大学則）」第 41 条において「学長は、本学を代表し校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と定めており、学長の意思決定の権限と責任を明確にしている。

学長がその職責を果たしリーダーシップを適切に発揮するため、以下の補佐体制を整備している。

1. 学園運営委員会

学園全体の活動について、報告事項、審議事項等が議案として提起される場である。理事会の決定に基づく、業務の実施方法の検討、及びその遂行、教学事項に関する協議、その他学園の日常業務に関する協議、及び決定、並びにその遂行を行っている。各部門の部局長が構成員となっていることから、学長方針の伝達、意見交換等、学長がリーダーシップを発揮するうえで重要な組織となっている。

2. 内部質保証委員会

内部質保証委員会は、学長が委員長となり、内部質保証委員会規程に基づき、併設する大学と協同して、3つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた本学全体の質保証の双方について点検・評価を行っている。委員には学科長、常務理事（教学担当）、事務局長等が構成員となり、学長がリーダーシップを発揮する上で構成員の意見を聴取し決定の判断材料を得る機能を有している。

3. 点検評価委員会

点検評価委員会は学長の下に設置し、上述した内部質保証委員会の指示を受け、教学組織、教学運営組織、事務局等に対して改革・改善の指示を行う体制となっている。学長の指示によって本学の点検・評価の PDCA サイクルが確立され、リーダーシップが発揮できる体制が整備されている。

4. 学長諮問委員会

学長諮問委員会は、学長が教学に係る方針の策定を行うにあたって学長を補佐し、協

議、検討するために設置している。併設する大学と協同して、学長からの諮問に関して協議・検討する組織として機能している。

5. その他

音楽科長、図書館長は学長が推薦し、最終的には理事会が承認するが、これらの役職者は、学長と同一の任期中それぞれの立場において学長を補佐している。また、学生に関わる問題については、学生生活委員長についても学長が対処を指示できることとしている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

使命・目的を達成するために、教学マネジメントの一環として教学組織、教学運営組織を整備している。

教学組織は、専門分野の教育課程の運用、課題の解決等のため、専任教員を構成員とする部会・分科会を組織している。部会・分科会は、併設する大学と協同して、主に授業内容・方法の検討、授業及び試験の運用、学修成果の発表等について協議を行っている。責任者として、部会には主任、分科会には主査を置き、その運営を委ねている。専任教員は必ずいずれかの部会・分科会に所属している。原則として月 1 回定期的に会議を開催し、部会・分科会で協議した事項のうち本学全体に関わるものや調整を伴うもの等は、教学運営組織である教育課程委員会を始めとする各種委員会に諮っている。

教学運営組織は、全学に共通する課題等を審議するため、委員会を組織し、学科・コース等の枠を超える横断的な組織として位置づけている。委員会には責任者として委員長を置き、構成員は教職協働体制となっている。委員会には、その職務のうち特定の分野について審議を行うため、必要に応じて作業部会を置いている。委員会及び作業部会で協議した事項について、部会・分科会に対して提案又は検討を依頼する等の連携を行っている。

教学組織及び教学運営組織の活動状況は、議事録や実施計画・結果等の資料が、教授会、研究科委員会、学園運営委員会に報告され、活動状況を把握している。部会活動及び委員会活動の重要な事項については、審議事項として教授会、研究科委員会、学園運営委員会に提案され、学長が決定に関与する仕組みを整備している。

副学長は、「短大学則」第 40 条第 2 項、第 41 条に副学長の組織上の位置づけを明確に定め、必要に応じて副学長を置き学長を補佐する体制を整備している。現在、副学長は任命していない。

音楽科長は、教学組織、教学運営組織全体の動向を把握し、個別の課題について部会主任に対する助言、指導等を行い、規程で定める副学長の役割をもカバーしながら学長を補佐する機能を果たしている。これらの活動状況について、学園運営委員会を通じて学長に報告され、学長が教学マネジメントにおいて意思決定する体制が整備できている。

以上のように、学長は教学組織及び教学運営組織を統括するとともに、権限を適切に分散し、それぞれを有効に機能させてその管理を行い、使命・目的の実現に向けて強いリーダーシップを発揮している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行に必要な事務組織を置き、職員を適切に配置し、業務分掌に関する規程に基づき業務を執行している。事務局は、理事長室、企画広報部、学務部、総務部、財務・経理部、演奏センター、事業運営部、研究施設によって組織し、事務局長が事務局を統括している。また、事務局長の下、部長、課長を置き、必要に応じて、部には部次長、課には課長代理、係長、主任を置いて、指揮命令系統を明確にしている。

また、教学運営組織の構成員は教員と職員の協働で構成し、それぞれの委員会の目的に応じてその業務を行う部署より職員が参加している。さらに、教授会においては、教授会を構成する教員だけではなく、職員も教授会に出席し、教学マネジメントを機能させている。

＜エビデンス集資料編＞

【資料 4-1-1】「昭和音楽大学短期大学部学則」【資料 F-3-1 と同じ】

【資料 4-1-2】「学園運営委員会規程」

【資料 4-1-3】「内部質保証委員会規程」

【資料 4-1-4】「点検評価委員会規程」

【資料 4-1-5】「学長諮問委員会規程」

【資料 4-1-6】「教授会規程」

【資料 4-1-7】「部会規程」

【資料 4-1-8】「東成学園事務組織及び業務分掌規程」

【資料 4-1-9】令和 3 年度教学組織構成員

【資料 4-1-10】令和 3 年度教学運営組織構成員【資料 2-2-2 と同じ】

【資料 4-1-11】2021 年度教授会構成員

【資料 4-1-12】内部質保証の PDCA サイクル図

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制は十分に整備しているが、役割分担については、引き続き見直しを図っていく。今後も、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップが発揮できるよう、補佐体制と位置付けている組織等が機能しているか点検・評価していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は【4-2-1】に示すとおり、短期大学設置基準の定める専任教員数及び教授数を充足している。

本学の専任教員の採用は、「昭和音楽大学短期大学部専任教員選考規程」に基づき、また、専任教員の昇格も、同規程に基づいて適切に行っている。なお、この規程に定める各職位の選考基準は、短期大学設置基準に準拠し定めている。

【4-2-1：短期大学部の専任教員数（令和3(2021)年5月1日現在）】

短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	専任教員等							非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備 考	
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
音楽科		5人	4人	1人	0人	10人	7人	3人	0人	480人	20.1人	
	(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	3	1	—	—	—	
	計	5	4	1	0	10	10	4	0	480		
専攻科	専攻の名称	専任教員等							非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備 考	
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
		人	人	人	人	人	—	—	人	人	人	
	計	0	0	0	0	0	—	—	0	0		

※エビデンス集（データ編）より

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、「学校法人東成学園 人材育成の方針」において、人材育成の方針及び教員に求める能力を定め、能力の獲得に向け、UD(University Development)、BD(Board Development)、FD、SD の取組みを推進していくこととしている。この方針に基づいて「FD 研修に関する規程」を定め、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修を行っている。

教員の研修は、全ての専任教員及び非常勤教員を対象とした FD 全体研修会と、専門分野ごとの部会・分科会による部会・分科会 FD 研修会を行い、企画立案及び実施は併設する大学と協同の FD 委員会又は各部会・分科会が担当している。令和 2(2020)年度の FD 全体研修会は、後日オンデマンド型配信による撮影動画を視聴の上、参加報告書を提出する形式での実施方法を導入した。その結果、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた中で、全ての専任教員が研修会に参加した。

FD 研修のテーマについては、毎年度、FD 委員会が年間テーマを定め、そのテーマに沿った内容で研修会を開催している。議事録は FD 委員会で確認し、部会・分科会での課題を共有する機会を得ている。令和 2(2020)年度の FD 研修会では、年間テーマに対する研修のほか、授業支援ツール Microsoft Teams（以下、Teams）を活用した、遠隔授業及びレッスンの運営方法や活用による課題についての意見交換を行った。

このほか、教員の資質・能力向上への取組みとして「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケート結果は、個別の教員にフィードバックするとともに、学生の満足度に課題があると判断した教員については、音楽科長が改善に向けて助言、指導を行っている。

専任教員の業績評価は、平成 24(2012)年度から教員業績評価制度を導入して実施してい

る。専任教員は、当該期間における大学活動全般についての実績を 4 つの領域（「教育領域」「研究領域」「学内運営領域」「社会貢献領域」）に分け、教員自身が「教員業績ポートフォリオ」に記載している。業績評価は、次の①～④の手続きを経て行っている。

- ① 部会主任・分科会主査による一次評価
- ② 教員業績評価委員会による二次評価
- ③ 学園運営委員会での全ての専任教員の三次評価
- ④ 学長による最終評価

本学の業績評価は、教員評価に活用するとともに、賞与の支給率に反映させている。「教員業績ポートフォリオ」のうち「教育に関する業績」は、「ティーチングポートフォリオ」として、一部をウェブサイト公開している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-2-1】 専任教員数【データ編共通基礎データと同じ】
- 【資料 4-2-2】 「専任教員選考規程」
- 【資料 4-2-3】 「教員業績評価委員会規程」
- 【資料 4-2-4】 「学校法人東成学園 人材育成の方針」
- 【資料 4-2-5】 「FD 研修に関する規程」
- 【資料 4-2-6】 「FD 委員会規程」
- 【資料 4-2-7】 令和 2 年度 FD 全体研修会資料
- 【資料 4-2-8】 令和 3 年度 FD 全体研修会資料
- 【資料 4-2-9】 令和 3 年度 FD 年間テーマ
- 【資料 4-2-10】 FD 参加報告書様式
- 【資料 4-2-11】 令和 2 年度 FD 活動一覧
- 【資料 4-2-12】 2020 年の教員業績評価及びティーチングポートフォリオ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員業績評価制度については、平成 24(2012)年度から毎年度実施している。その後も評価基準について改善を重ね、平成 28(2016)年度より本格的な運用を開始した。今後も点検評価委員会が中心となって、評価基準の検証を行っていく。

FD 研修会について、専任教員は全員参加しているが、非常勤教員は全員の参加ができていない。FD 研修会の動画視聴を活用し、非常勤教員の参加率を向上させていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本学では「学校法人東成学園 人材育成の方針」において、人材育成の方針及び教員、職員に求める能力を定めている。能力の獲得に向け、UD、BD、FD、SD の取り組みを推進していくこととしている。この方針に基づいて「SD 研修実施方針」と「SD 研修に関する規程」を定め、職員に必要な知識技能の習得により能力及び資質を向上させるための研修の機会として、SD 研修会を毎年度実施している。令和 2(2020)年度は、SD 研修会を 9 月に開催し、学長、理事長、事務局長の講話、「東成学園の中長期計画と将来像」に係る講演等を行い、全職員に共通する内容を取り上げた。本研修では、職員の能力伸長の試みとして担当業務のプレゼンテーションを行う時間を設けている。令和 2(2020)年度は「新入生アンケート、学修実態調査結果を読み解く」をテーマに、企画広報部企画・IR 推進室職員が担当した。

「東成学園の中長期計画と将来像」に係る講演については、教員と職員共通の SD 研修会とし、本研修会に参加した教員については、後日オンデマンド型配信による撮影動画を視聴の上、参加報告書を提出する形式での実施方法を導入した。結果、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた中で、全ての専任教員、専任職員が本研修会に参加した。

管理者のための研修については、日本私立大学協会、私学経営研究会等、学外の研修・セミナーに職員を積極的に派遣し、職務管理能力の向上を図っている。平成 24(2012)年度から学外の SD セミナー団体の研修プログラムの会員となり、全ての専任職員を対象に例年 30 人程度を SD セミナーへ派遣し、職員の更なる資質・能力向上を図っている。

研修制度と併せて、「人事考課規程」を整備している。人事考課は、2 度の賞与及び年度末の昇給・昇格時期に実施し、考課対象時期の業績、勤務態度、能力等を評価するものであり、職員の資質・能力の向上を促し、業務に活かす仕組みとして整備している。さらに、「自己申告書」の提出が自己評価、自身の業務目標等の設定等、管理者の部下の状況把握、職員からの自由な意見・提案をくみ上げる機会にもつながっている。

<エビデンス集資料編>

【資料 4-3-1】「学校法人東成学園 人材育成の方針」【資料 4-2-4 と同じ】

【資料 4-3-2】「SD 研修実施方針」

【資料 4-3-3】「SD 研修に関する規程」

【資料 4-3-4】令和 2 年度 SD 研修会資料

【資料 4-3-5】「令和 2 年度 SD セミナー Quon Academy」参加者及び参加内容一覧

【資料 4-3-6】令和 2 年度 私学事業団等参加状況一覧

【資料 4-3-7】「人事考課規程」

【資料 4-3-8】「自己申告書」シート

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上に向けた取り組みは十分にできている。今後は「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」に定めたプロジェクトのうち、UD、BD について具体的な取り組みを着実に実行していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員には研究室を割り当てており、実技個人レッスン担当の教員については、レッスン室と兼用であるが、その時間以外は研究室として利用している。教員は、個別に専用の PC 他必要な備品、消耗品を大学が用意している。

個人研究費は、教授・准教授・講師・助教に対して年に 25 万円を限度として、研究に使用できる。

専任教員、非常勤教員による科学研究費助成事業（以下、科研費）については、申請する前に事務局が説明会を設定し申請に向けたサポートを行い、採択後は、基本的に備品、消耗品等の調達に関して職員が行う等支援している。

本学の科研費の採択は、令和元(2019)年度に継続事業 1 件、令和 2(2020)年度および令和 3(2021)年度は 0 件となっている。

「専任教員の勤務に関する規程」において、原則週 4 日の出校日と就業規則に定める休日以外の日を研究日として定めている。夏季・冬季・春季の休業期間等、通常授業のない期間については、学長が命ずる業務のある勤務日以外の日を研究日とし、まとまった研究時間をこの期間に確保できるようにしている。また、専任教員等の研究成果の発表の場として、『研究紀要』への論文掲載を促している。さらに、実技系の教員については、「教員研究発表」を例年開催し、専任・非常勤問わずに発表する機会を設けている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-1】「専任教員の勤務に関する規程」

【資料 4-4-2】「研究紀要規程」

【資料 4-4-3】「教育職員 研究発表規程」

【資料 4-4-4】「研究員研究発表規程」

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する規程を整備し、研究機関として良好な研究環境を維持するために、厳正に運用している。

科学研究費助成事業に関しては、「科学研究費補助金事務取扱規程」と「公的研究費取扱規程」を定めるとともに、適切な管理と運用を行うため「公的研究費内部監査実施要領」「公的研究費の不正防止に関する基本方針」「公的研究費不正防止計画」「公的研究費の使用に関する行動規範」を定め不正防止に努めている。

研究倫理については、研究倫理委員会を設け、申請がある場合に速やかに開催している。

また、「研究倫理規範」「研究倫理規程」「研究成果有体物取扱規程」を定め、適切に対応している。

また、FD研修会において「研究倫理」をテーマにガイダンスを実施し、教員の意識向上を図っている。音楽科の学生に対しては、研究倫理審査対象となることから「基礎ゼミ」の授業内で研究倫理について導入的な授業を実施し、啓蒙を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-4-5】「科学研究費補助金事務取扱規程」
- 【資料 4-4-6】「公的研究費取扱規程」
- 【資料 4-4-7】「公的研究費内部監査実施要領」
- 【資料 4-4-8】「公的研究費の不正防止に関する基本方針」
- 【資料 4-4-9】「公的研究費不正防止計画」
- 【資料 4-4-10】「公的研究費の使用に関する行動規範」
- 【資料 4-4-11】「研究倫理委員会規程」
- 【資料 4-4-12】「研究倫理規程」
- 【資料 4-4-13】「研究倫理規範」
- 【資料 4-4-14】「研究成果有体物取扱規程」
- 【資料 4-4-15】「個人情報保護に関する規程」
- 【資料 4-4-16】令和2年度FD全体研修会資料【資料 4-2-7と同じ】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

個人研究費については、教授・准教授・講師・助教に対して年25万円を限度として、研究費を使用できるようにしている。この使用に関しては、「教員個人研究費規程」等を整備して適切に運用している。また、併設する大学の教員と共同での研究を行う場合や、複数の教員と共同で研究を行う場合のために「共同研究費規程」を整備している。さらに、教育改革に資する取組を支援する「学長裁量経費」の制度を整備している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-4-17】「教員個人研究費規程」
- 【資料 4-4-18】「研究論文刊行促進費規程」
- 【資料 4-4-19】「2021年度教員個人研究費ハンドブック」
- 【資料 4-4-20】「共同研究費規程」
- 【資料 4-4-21】「学長裁量経費規程」
- 【資料 4-4-22】2021年度 教育改革に対する取組の募集について

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」の取組みとして設定している「「研究」「研修」時間と機会の拡充」を推進するため、専任教員の研究環境について現状を把握し、研究時間の確保等に向けた取組みを検討していく。

学内の研究費等による研究については、領域横断的な共同研究の活発化を図るとともに、『研究紀要』への投稿を促進していく。

【基準4の自己評価】

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、学園運営委員会、内部質保証委員会、点検評価委員会、学長諮問委員会等を置き、それぞれが機能している。教授会の職務や権限を明確に規定するとともに、事務局には適切な事務組織及び職員を配置し、教学マネジメントの体制を構築している。職能開発については、SD研修を組織的、計画的に実施し、学外の研修等も積極的に活用している。さらに、人事考課制度を整備し、研修成果を業務に活かすとともに、職員の資質の向上に結び付けるよう活用している。

「教員の配置・職能開発等」については、教育課程を適切に運営するために専任教員を配置し、短期大学設置基準の定める教員数を充足している。教員の採用や昇格は規程に基づき適切に行っている。教員のFD活動は、全学合同のFD研修会、教育課程ごとの部会・分科会FD研修会により教員の職能開発を適切に行っている。「学生による授業評価アンケート」は対象教員全員に改善計画書の提出を依頼し、専任教員は提出を義務付けて、改善につなげている。

専任教員個々の教育研究活動等を改善し、教育、研究等の活性化につなげるために、教員業績評価制度を設けて教員評価を実施している。

「研究支援」については、研究室の整備、研究倫理に関する整備、研究活動への資源配分等を適切に行っている。

以上のとおり、教学マネジメントの機能性、教員の職能開発、職員研修の実施、研究支援体制の整備等が適切であり、基準4を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人東成学園（以下、本学園）は、「学校法人東成学園寄附行為（以下、寄附行為）」において、法人の目的を明確に規定している。高い公共性を有する学校の運営主体として主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した短期大学部づくりを進めることを目的に、令和2(2020)年3月に「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」を策定し、これを経営の規律の基本とした制度設計、規程の整備により学園運営を行っている。

また、学修環境の改善、教職員の資質向上、職務遂行上の倫理規範等を踏まえて、学生の満足度向上を図る教育研究活動を展開している。

さらに、社会に開かれた短期大学部としての役割を果たすべく、学修成果の発表、教育資源の社会への提供、情報の公表等を誠実に行っている。

私立学校法第 63 条の 2 に基づき事業報告書や財務諸表をウェブサイトで公開し、経営の透明性を維持している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-1】「学校法人東成学園寄附行為」【資料 F-1 と同じ】

【資料 5-1-2】「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」

【資料 5-1-3】「東成学園事務組織及び業務分掌規程」【資料 4-1-8 と同じ】

【資料 5-1-4】「東成学園就業規則」

【資料 5-1-5】「専任教員の勤務に関する規程」【資料 4-4-1 と同じ】

【資料 5-1-6】「理事会業務委任規程」

【資料 5-1-7】「学園運営委員会規程」

【資料 5-1-8】「東成学園稟議規程」

【資料 5-1-9】「学校法人東成学園経理規程」

【資料 5-1-10】「研究倫理規程」【資料 4-4-12 と同じ】

【資料 5-1-11】「個人情報保護に関する規程」【資料 4-4-39 と同じ】

【資料 5-1-12】ウェブサイト（教育研究上の基礎的な情報）

【資料 5-1-13】ウェブサイト（修学に関する情報）【資料 2-1-3 と同じ】

【資料 5-1-14】ウェブサイト（教員の養成の状況についての情報）

【資料 5-1-15】ウェブサイト（財務状況・事業報告書）

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現のため、本学園のガバナンス・コードに定めるとおり、「学校法人東成学園 中長期計画2020-2024」を策定し、改善のための継続的な活動を行っている。また、人材養成目的を達成するために、専門分野の教育マネジメントを担当する教学組織、学科・コースを横断する課題に取り組む教学運営組織等の教員組織体制を整備し、定期的に会議を開催している。

さらに、定期的に開催する公演・演奏会等の学修成果の発表、生涯学習講座の開設、長年続く地域の芸術祭に対する企画制作運営、地域の社会活動参加、劇場施設の地域への利用提供等、本学の教育・研究資源を積極的に社会へ提供する取り組みを続けている。

【資料 5-1-16】「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」【資料 1-2-9 と同じ】

【資料 5-1-17】教学組織・教学運営組織等一覧【資料 2-2-2 と同じ】

【資料 5-1-18】「部会規程」【資料 3-2-9 と同じ】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への取り組みとしては、雨水を再利用できる設備を有しており、トイレ流水用、屋外散水用、防火用水等に再利用している。本学周辺は「川崎市緑の基本計画」の緑化推進重点地区（新百合ヶ丘地区）に指定されており、キャンパスだけでなく駅に続く通学路周辺、公開空地の植栽の手入れ等キャンパス内外の緑化に努めている。また、麻生区が実施している「エコのまち麻生推進」の一環として「緑のカーテン」に協力し、夏季において校舎建物の一部の外壁がグリーンカーテンになるよう実施している。

省エネルギーへの対策としては、東日本大震災以降、共用部の照明の間引きや一部消灯により節電を行っている。各教室・レッスン室の空調の集中管理も可能である。令和3(2021)年度以降は、蛍光灯のLED化工事を8年計画にて実施予定である。教職員はクールビズにより、省エネルギーに協力している。学内には分別ごみ箱を設置し、分別回収することにより資源のリサイクル化を進めている。

現キャンパスへの移転後は、敷地内全面禁煙を全学方針として定め、クリーンな環境保全に貢献している。

人権への配慮として、「ハラスメント防止等に関する規程」「障害学生支援に関する指針」を策定している。ハラスメントについては「ハラスメント対策委員会」を置き、発生時の迅速な対応と調査、再発防止に係る改善策を検討する体制を敷いている。ハラスメントの防止に向けた意識の啓発に関しては、教員には「教員便覧」に「ハラスメント防止等に関する規程」を掲載するとともに、リーフレット『ハラスメントを許しません!』を作成し、周知している。学生には、「学生便覧」にハラスメント相談員の配置や相談窓口を含めて掲載し、周知している。また「個人情報の保護に関する規程」を定め、ウェブサイト上で個人情報保護方針を学内外に周知している。

研究倫理については、「研究倫理規範」、「研究倫理規程」、「研究倫理委員会規程」を定め、適切に運用している。

研究費の不正利用防止については、「科学研究費補助金事務取扱規程」と「公的研究費取扱規程」「公的研究費内部監査実施要領」とともに、不正使用を防止するため、「公的研究

費の不正防止に関する基本方針」を定めている。さらに、「公的研究費不正防止計画」「公的研究費の使用に関する行動規範」を整備し、適正に運用している。

利益相反、情報セキュリティ対策に関しては、委員会及び制度を整備し、適切に運用している。学内システムのセキュリティ対策は、ファイアウォール及びユーザー権限を設定することにより、不正アクセスやサーバへのアクセスを制限するほか、PC全台にウィルス対策ソフトを導入している。サーバ室は常時施錠し、入室をシステム管理者のみに制限している。

衛生管理及び教職員の健康の保持増進のため、労働安全衛生法第13条に基づき産業医を、同法第18条に基づき、南校舎、北校舎にそれぞれ衛生委員会を設置している。

安全性を確保するため、防火・防災対策の計画を作成し、さらに防犯に係る「学校法人東成学園防犯カメラの設置及び運用に関する規程」を整備の上、管理を行っている。停電等の災害対策として非常用発電装置を設置し、非常用の保安電力を確保するとともに、自動火災報知設備の受信機を備えている。防火器具は、消火器、消火栓、煙感知器、消火水槽、非常時避難口誘導灯、非常放送設備、一部スプリンクラー等を設置し、年2回の消防設備点検を行っている。南校舎では24時間365日、北校舎では夜間を除き毎日警備員が常駐している。夜間は機械警備で対応し、緊急時は警備会社のセンターに通報される。防犯対策として、学生が校内を利用できる時間帯については、警備員が立哨、巡回、防犯カメラによる監視を行い、学生の退館後は、警備員の巡回後の機械警備により監視している。施設設備については委託業者が常駐し、建物や機器の維持管理を職員と連携して行っている。

防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成届出、自衛消防組織の設置届出、防災管理点検等を適切に行い、消防署と連携し消防法に対応している。南校舎は平成28(2016)年9月に麻生消防署に申請し、「防火・防災優良認定証(旧マル適マーク)」認定を受けた。また、「避難訓練」を学事日程に組入れ「消防訓練実施計画進行マニュアル」に基づいて、学生と教職員を対象に年2回実施している。このほか、事務職員はAED(自動体外式除細動器)講習会や放水・消火訓練、起震車体験等を行っている。なお、現在の校舎には重油・灯油等の消防法による危険物は保有しておらず、災害時の備蓄品として、約1,800人分の水、食料、アルミブランケット等を常備している。

AEDは南校舎に4台(1階、3階、5階、講堂)、北校舎に1台(事務局)それぞれ設置し、緊急時に備えている。南校舎・北校舎ともに保健室を有し看護師が日中常駐している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-1-19】「緑のカーテン」実施に関する調査(依頼)

【資料5-1-20】「ハラスメント防止等に関する規程」

【資料5-1-21】「障害学生支援に関する指針」

【資料5-1-22】「2021年度 教員便覧」(ハラスメントの防止等に関する規程) p13-⑩-1

【資料F-8-3と同じ】

【資料5-1-23】『ハラスメントを許しません！(リーフレット)』

【資料5-1-24】「2021年度 教員便覧」(ハラスメントページ) p62【資料F-5と同じ】

【資料5-1-25】「研究倫理規範」【資料4-4-13と同じ】

- 【資料 5-1-26】「研究倫理規程」【資料 4-4-12 と同じ】
- 【資料 5-1-27】「研究倫理委員会規程」【資料 4-4-11 と同じ】
- 【資料 5-1-28】「衛生委員会規程」
- 【資料 5-1-29】「学校法人東成学園公益通報に関する規程」
- 【資料 5-1-30】「学校法人東成学園利益相反マネジメント規程」
- 【資料 5-1-31】「学校法人東成学園情報セキュリティ対策に関する規程」
- 【資料 5-1-32】「学校法人東成学園情報セキュリティ委員会規程」
- 【資料 5-1-33】「科学研究費補助金事務取扱規程」【資料 4-4-5 と同じ】
- 【資料 5-1-34】「公的研究費取扱規程」【資料 4-4-6 と同じ】
- 【資料 5-1-35】「公的研究費内部監査実施要領」【資料 4-4-7 と同じ】
- 【資料 5-1-36】「公的研究費の不正防止に関する基本方針」【資料 4-4-8 と同じ】
- 【資料 5-1-37】「公的研究費不正防止計画」【資料 4-4-9 と同じ】
- 【資料 5-1-38】「公的研究費の使用に関する行動規範」【資料 4-4-10 と同じ】
- 【資料 5-1-39】「学校法人東成学園防犯カメラの設置及び運用に関する規程」
- 【資料 5-1-40】「防火管理規程」
- 【資料 5-1-41】令和 2 年度消防訓練実施計画進行マニュアル
- 【資料 5-1-42】「防火・防災認定通知書」
- 【資料 5-1-43】市民救命講習について

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」に基づいて、本学園の運営が適切に行われるよう、継続的に点検していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園では、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるよう、「寄附行為」に則り、最高意思決定機関である理事会を適切に開催している。また、戦略的かつ迅速な意思決定を行うために、「寄附行為」「理事会業務委任規程」に基づいて、常勤理事 5 人を中心に構成する学園運営委員会を週 1 回開催している。学園運営委員会は理事長、学長、副学長、大学院音楽研究科長（併設大学）、音楽学部長（併設大学）、音楽科長、図書館長、常務理事、事務局長を構成員とし、年間 40 回を超える会議を通して、理事会の決定に基づく業務の実施方法の検討、教学事項に関する協議、その他本学園の日常業務に関して速やかに意思決定できるよう審議している。学園運営委員会には、事務局の部門の長である部

長が出席し、詳細な説明や報告を行い役職教職員が情報共有するとともに、その内容を各部門に速やかにフィードバックする等、機能的な法人運営を行っている。

理事の役割については、令和2(2020)年3月の理事会において業務役割分担を定め、個々の職務担当を明確にしている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-2-1】「学校法人東成学園寄附行為」【資料F-1と同じ】

【資料5-2-2】「理事会業務委任規程」【資料5-1-6と同じ】

【資料5-2-3】「学園運営委員会規程」【資料5-1-7と同じ】

【資料5-2-4】令和2年度 理事会の開催状況【資料F-10-2と同じ】

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

私立短期大学部をとりまく環境は今後厳しくなることが予想されるため、理事長のリーダーシップの下適切な理事会運営を継続していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会は、決算、予算、補正予算等の審議を行うことを中心に、年3~4回開催しているが、その出席率も良好である。理事会の構成は、教職員4人、卒業生2人、有識者3人であり、意思決定を円滑に行うに相応しいバランスの取れた構成ができています。

評議員会は、教職員8人、卒業生6人、有識者5人であり、役員の業務執行のチェック及び意思決定を円滑に行うに相応しい構成となっている。

理事会、評議員会ともに、出席できない場合には意思表示書を提出し書面による表決を行うこととしている。

理事会の委任を受けて審議決定する機関として、学園運営委員会を設置している。重要事項については、理事会の定めにしたがって学園運営を行うが、都度審議決定して対応すべき事項については学園運営委員会において判断し、意思決定を円滑に行う体制ができています。また、理事会、学園運営委員会ともに理事長が議長となり、適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

学園運営委員会には、理事長、学長、音楽科長、図書館長、事務局長等の各部門の長及び常勤理事が委員として出席するほか、事務局の各部長が出席することで、法人と短期大学部の活動についてリーダー間の十分なコミュニケーションが図られている。教学組織、

教学運営組織、事務組織の各部署等から、事業計画、予算計画に基づく提案についての決定、活動状況報告等を行い、学園全体の動きを情報共有するとともに、決裁事項について迅速な意思決定ができています。

教職員からの情報や提案をくみ上げる仕組みとして、教員については、所属する部会・分科会、委員会での提案等を運営の改善に反映できるようにしている。職員については、事務会議が意見や提案等をくみ上げる仕組みとして機能している。事務会議は原則毎週1回開催され、事務局各部署の所属長等が出席し、業務執行の進捗状況報告、各部署が学園運営委員会に諮る議案についての事前協議を行うほか、教学組織や教学運営組織の審議・報告事項等、必要な情報を共有し、各部署の職員に書面報告して共有している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-1】「理事会業務委任規程」【資料 5-1-6 と同じ】

【資料 5-3-2】「学園運営委員会規程」【資料 5-1-7 と同じ】

【資料 5-3-3】「事務会議運営規程」

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園における法人と短期大学部の各管理運営機能をチェックする機関は、理事会、評議員会、学園運営委員会を枢要な会議体とする体制があり、適切に機能している。また、監事は2人体制であるが、弁護士、元本学教授で認証評価の担当経験者で構成しており、監事会議は年7回開催し業務監査等を行っている。年4回は監査法人及び法人役員との連絡会議を行い、内部監査室を含めた三様監査の体制ができています。担当職員の監事への業務執行状況の説明を適宜行い、監事からは業務執行に対する意見が提出されている。さらに、監事は理事会及び評議員会に出席し、本学園の業務、財産の状況、理事の業務執行について意見を述べています。監事の選任は、「寄附行為」第7条に定め適切に行っている。

内部監査については、「学校法人東成学園 内部監査規程」を定め、本学園の健全なる経営の保持、発展に資することを目的に、令和 3(2021)年に財務・経理部に内部監査室を設置した。内部監査室は、本学園における運営諸活動の遂行状況について、適法性、効率性等の観点から、公正かつ客観的に調査及び検証し、調査結果の情報提供及び検証に基づく助言・提言等を行っている。

評議員の選任は、「寄附行為」第 25 条に定め、適切に選考している。評議員は、①この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 8 人、②この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 才以上の者のうちから、理事会において選任した者 6 人、③学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5 人からなる。

評議員会は、「寄附行為」に基づいて適切に運営され、評議員会の決議諮問事項は、私立学校法第42条に基づいて「寄附行為」第23条に定めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-4】「学校法人東成学園寄附行為」【資料 F-1 と同じ】

【資料 5-3-5】「学校法人東成学園監事監査規程」

【資料 5-3-6】監事の職務執行状況記録

【資料 5-3-7】「学校法人東成学園 内部監査規程」

【資料 5-3-8】令和2年度 評議員会の開催状況【資料 F-10-3 と同じ】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

監事の機能強化については、監事の役割を適切に発揮できるよう、コミュニケーションの場をさらに拡大していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務に関する中長期計画は、編成対象年度の予算を含む5年間の資金収支及び事業活動収支の計画に基づき、中長期の財務動向を見据えた計画となっている。この中長期計画は、令和6(2024)年度まで続く校地・校舎移転時の借入金返済に係る計画を反映し作成している。収入の部においては、主要な収入である学生生徒等納付金収入を算出するにあたり、入学者数を含めた学生数を予測している。支出の部においては、毎年度発生するピアノの入替えを始めとした授業用楽器等の取得に係る設備関係支出、さらには施設の大規模修繕に係る経費等を算出し、計画に反映している。人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出に関しては、年度ごとの基礎数値に増減目標率等を設定して算出している。

財務に関する中長期計画に基づく毎年度の事業計画策定と予算編成に際しては、予算編成基本方針を学園運営委員会の審議を経て、理事長が決定した後、各部会・分科会、事務局各部署に周知している。

各部会・分科会等から提出された事業計画書、事務局各部署と部会等間で調整した予算積算資料等を基に、予算ヒアリングを実施している。ヒアリングは、理事長、事務局長、財務・経理部長及び事務局各部署の所属長等との間で2回実施し、それらを集約して原案を作成している。その後、学園運営委員会の審議、評議員会の決議、理事会の承認を経て、理事長が決定している。

また、「学校法人東成学園 中長期計画2020-2024」において「安定的な財務基盤の確立」を掲げ、年度の事業計画にも反映させている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-1】令和3年度 事業計画書【資料 F-6 と同じ】

【資料 5-4-2】令和2年度の予算編成の基本方針、予算編成日程、予算編成参考資料

【資料 5-4-3】財務に関する中長期計画

【資料 5-4-4】「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」【資料 1-2-9 と同じ】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

直近の3か年では、入学者数は年度でばらつきがあるものの、収容定員に対する在籍者の充足率は上昇し、ここ2年は100%を超えている状況である。加えて補助金獲得についても成果が出ており、収入の安定化に貢献している。経常収支差額については、マイナスになっている年度もあるが、収支のバランスが確保されており、今後も継続的に安定が見込まれる状況である。

法人全体の翌年度繰越支払資金（現金預金）は、平成18(2006)年度末に校地・校舎を移転した際、多額の自己資金を使用したため、30億円にまで減少したが、令和3(2021)年3月末時点で42億円と増えている。令和3(2021)年3月末時点の正味財産は、161億円を確保しており、本学の存続を可能とする安定した財務基盤を確立している。

校地・校舎移転に伴う校地取得費用、女子学生寮建設資金の借入金の返済に関しては、平成17(2005)年度から令和2(2020)年度までの16年間、計画どおりに返済している。

事業活動収支の当年度収支差額については支出超過となっているが、その理由は校地・校舎移転に伴う借入金返済分の基本金組入れ負担が続くためである。累積額である翌年度繰越収支差額は、平成 24(2012)年度に旧厚木校地・校舎の一部を売却したことにより、大幅に改善し、財務基盤を強化している。

基本金組入前当年度収支差額は、平成30(2018)年度+18,000千円、令和元(2019)年度△525,000千円、令和2(2020)年度+254,000千円と推移している。令和元(2019)年度に、旧厚木校地賃貸借契約終了に伴う支出、新型コロナウイルスの影響による音楽教室受講料収入の減少を主な要因とするマイナスを計上している。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスへの対応による支出が増えたが、プラス要素として学生生徒納付金の収入増や管理経費支出の削減等により収支が改善した。収入と支出のバランスは維持している。

純資産構成比率、総負債比率等の貸借対照表に係る各種財務比率は、過去5年間、好転しながら、健全に推移している。

外部資金導入の努力は、併設する大学とともに様々な形で行っている。

補助金収入については、私立大学等改革総合支援事業等の採択を平成25(2013)年度から連続して受け、教育改革の充実や研究基盤の整備に取り組んでいる。特別補助の交付額は音楽の単科大学の中で、令和元(2019)年度まで8年連続最多の額であった。さらに、教職員の研究活動を奨励し、専門分野の研究を推進するために、科学研究費助成事業への申請も積極的に行っている。

寄付金収入に関しては、特定公益増進法人として平成29(2017)年9月から新たに5年間寄付金を募集し、当該期間のこれまでの寄付金総額は18,355千円を超えている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-5】事業活動収支計算書関係比率（法人全体及び短期大学部単独）【データ編表 5-2、5-3 と同じ】

【資料 5-4-6】貸借対照表関係比率（法人全体）【データ編表 5-4 と同じ】

【資料 5-4-7】計算書類（平成 28 年度～令和 2 年度）【資料 F-11-1 と同じ】

【資料 5-4-8】予算書（令和 3 年度）

- 【資料 5-4-9】 財産目録（令和 3 年 3 月 31 日現在）
- 【資料 5-4-10】 「資金運用規程」
- 【資料 5-4-11】 「学校法人東成学園経理規程固定資産細則」
- 【資料 5-4-12】 金融資産の運用状況（平成 28 年度～令和 2 年度）【データ編表 5-5 と同じ】
- 【資料 5-4-13】 令和 2 年度私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 選定結果
【資料 1-1-8 と同じ】
- 【資料 5-4-14】 令和 2 年度私立大学等経常費補助金交付額一覧
- 【資料 5-4-15】 令和 2 年度私立大学等科学研究費助成事業採択件数・配分額一覧
- 【資料 5-4-16】 特定公益増法人寄附実績

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

金融資産の運用実績が低水準であるため、「資金運用規程」の範囲内での積極的な運用を計画していく。

寄付金収入に関して、より積極的な募集活動を展開していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準、「学校法人東成学園経理規程」、「学校法人東成学園経理規程細則」等に基づいて、会計処理を適正に実施している。また、「資金運用規程」、「学校法人東成学園経理規程固定資産細則」等を定め、資産及び資金の管理と運用を、経理システム、資産管理システムにより、安全かつ適正に実施している。

試算表や補助簿等、財務関連書類は毎月適時に作成し、予算の執行状況を含めて、月次決算の形で、財務・経理部長が理事長に報告している。

学校法人会計基準に基づく財務諸表は経理システムにより作成し、最終確認者である財務・経理部長が一括して処理する体制により、会計処理の適切性を担保している。また、決算は監査法人との連携により、適正に行っている。

特に、金額が大きい事業等については、会議の承認を得るとともに、稟議決裁を経て予算執行する仕組みとしており、さらなる統制の徹底につながっている。

補正予算の編成に関しては、9月末日における執行状況及び事業計画を確認したうえで必要性を検討し、補正予算編成が必要な場合は、学園運営委員会の審議、評議員会の決議、理事会の承認を経て理事長が決定している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料5-5-1】「学校法人東成学園経理規程」【資料5-1-9と同じ】

【資料5-5-2】「学校法人東成学園経理規程細則」

【資料5-5-3】「資金運用規程」【資料5-1-10と同じ】

【資料5-5-4】「学校法人東成学園経理規程固定資産細則」【資料5-1-11と同じ】

【資料5-5-5】「東成学園稟議規程」【資料5-1-8と同じ】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人による監査と、監事による監査からなり、法令や規程に則って厳正に実施している。

監査法人の監査は、年間を通し監査契約を結び、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく計算書類の監査をしている。令和2(2020)年度は5人の公認会計士により延べ13日のスケジュールで行った。監査事項として、計算書類、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）等の会計帳簿書類の確認のほか、理事会、学園運営委員会等の議事録を基に取引内容と会計処理について監査している。これらの監査結果は、財務・経理部及び監査人から監事に対して報告を行っている。なお監査時の指摘事項等は、別途覚書により示され、その内容については、直ちに改善策を当該部署が検討、実施する等、業務改善につなげている。

監事による監査は、決算原案ができ上がった時点で会計帳簿書類（資金収支計算書他）の閲覧で決算の資金収支、事業活動収支、資産負債の状況並びに計算書類の準拠性、現在高確認、保全状況等の調査を行っている。さらに、諸会議の議事録等の閲覧、理事、教職員からの聴き取り調査等とおして財産の状況を監査している。この結果については、理事会及び評議員会に監査報告書を提出し報告している。また、監事は年2回（11月、5月）の監査法人による監査に立ち会い、監査状況の報告を受けるとともに意見交換を行う等連携している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料5-5-6】監査報告書（令和2年度）【資料F-11-2と同じ】

【資料5-5-7】計算書類（平成28年度～令和2年度）【資料F-11-1と同じ】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、監査法人、監事、内部監査室と情報共有しながら、中長期的な計画に基づく財務運営を適切に進めていく。

[基準5の自己評価]

本学園が定める「寄附行為」において法人の目的を明確に規定し、時代の変化に対応し

た短期大学部づくりのため「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」を策定している。これを経営の規律の基本として運営している。また「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」を策定し、改善のための継続的な活動を行っている。環境保全については、雨水再利用設備の設置、校地の緑化推進、照明の LED 化、緑のカーテン等の取組みを行っている。人権への配慮として、「ハラスメント防止等に関する規程」「障害学生支援に関する指針」を策定し、リーフレット等で周知している。また「個人情報の保護に関する規程」「研究倫理規範」「公的研究費の不正防止に関する基本方針」について規定し適切に運用している。安全への配慮については、セキュリティ対策、非常用発電装置の設置、非常用保安電力の確保、自動火災設備・防火器具の設置、防火防災訓練等を行っている。また、「防火・防災優良認定証」の交付、AED 講習会の実施等、危機管理への取組みを行っている。

「寄附行為」に則り理事会を適切に開催し、「理事会業務委任規程」に基づいて学園運営委員会を開催することで法人と大学の活動についてリーダー間の十分なコミュニケーションを図っている。理事会、学園運営委員会ともに理事長が議長となり、適切にリーダーシップを発揮できる体制となっている。理事会、評議員会ともに「寄附行為」に則り適切に運営している。教職員の意見等をくみ上げる仕組みとして、教員は部会・分科会、職員は事務会議や自己申告書がある。定期的な監事監査の開催、監査法人、法人役員、内部監査室の三様監査体制ができています。監事は理事会、評議員会で意見を述べ、選任については「寄附行為」に則り適切に行っている。

財務に関する 5 年間の中長期計画は、資金収支及び事業活動収支の計画に基づき作成し、年度ごとの基礎数値に増減目標率等を設定し、安定的な財務基盤の確立は「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」にも反映している。入学者は適切に確保できており、収支のバランスは維持している。また外部資金の導入も積極的に行っており、収入の安定化につながっている。

会計は、学校法人会計基準、「学校法人東成学園経理規程」、「学校法人東成学園経理規程細則」等に基づいて適正に実施している。経理システムにより会計処理は適切性を担保し、決算は監査法人との連携により適正に行っている。会計監査は、監査法人による監査と、監事による監査からなり、法令や規程に則って厳正に行っている。

以上により、基準 5 を満たしていると評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

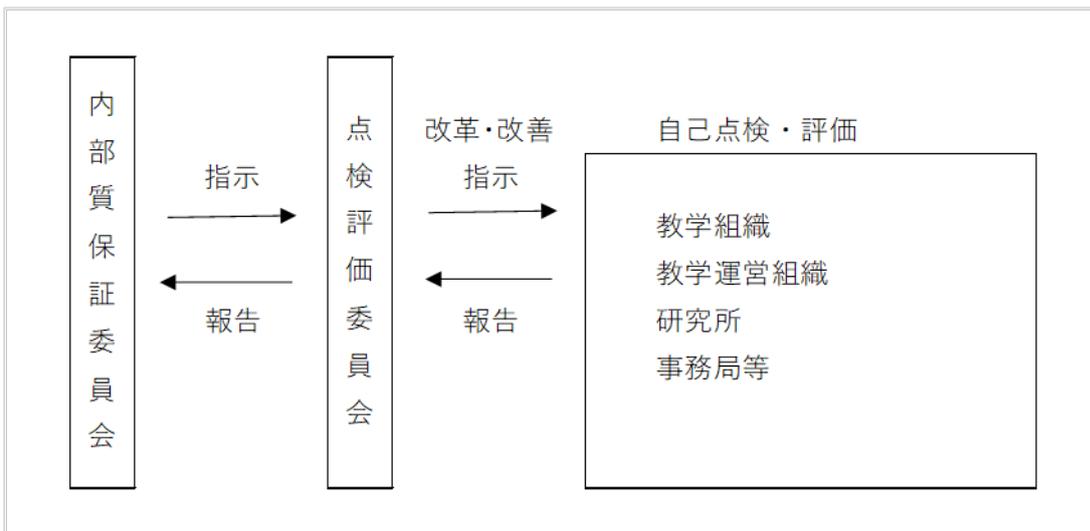
基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

「内部質保証の方針」を定め、規程集に掲載するほか、ウェブサイト公表し学内外に明示している。内部質保証に責任を負う組織として併設大学の学長を委員長とする内部質保証委員会を設置し、全学的な観点からの点検・評価の検証を行い、必要に応じて点検評価委員会に指示を行うこととしている。点検評価委員会は、内部質保証委員会の指示を受け、教学組織、教学運営組織、事務局等に対して改革・改善の指示を行う体制となっており、下図のとおり、責任体制は明確になっている。

【6-1-1：内部質保証の組織図】



<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-1-1】「内部質保証の方針」

【資料6-1-2】「内部質保証委員会規程」 【資料4-1-3と同じ】

【資料6-1-3】「点検評価委員会規程」 【資料4-1-4と同じ】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証については、全学的な方針を明示し、恒常的な組織体制を整備し、責任体制が明確になっているが、組織体制を令和 3(2021)年度に再編成しているため、内部質保証の組織体制の運用の向上を図っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、内部質保証のための自己点検・評価を内部質保証委員会と点検評価委員会が行っている。内部質保証委員会は、併設大学の学長が委員長となり、内部質保証委員会規程に基づき、3つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた本学全体の質保証の双方について点検・評価を行っている。

点検評価委員会は、内部質保証委員会からの指示を受け、具体的に点検評価を実施している。点検評価は毎年度実施しているが、PDCAサイクルが適切に機能しているかを点検評価するために、3年に一度のサイクルで「自己点検評価書」を作成することとしている。社会への公表にあたっては、内部質保証委員会、学園運営委員会、教授会、理事会で内容を確認した後、ウェブサイト公開している。

6-2-② IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IRに関する調査・データの収集と分析を行うために、事務局企画広報部に企画・IR推進室を設置している。企画・IR推進室では学修成果や内部質保証の向上に向けて、以下のアンケートの分析や、学内における調査資料を毎年度作成している。

【学修成果や内部質保証の向上に向けたアンケート分析】

- ①「新入生アンケート」…新入生の実態と希望を把握し、今後の学修支援と広報活動に役立てるために実施。
- ②「学修に関する実態アンケート」…学生の学修に関する実態を把握・分析し、今後の授業改善、カリキュラム改善、学生への履修指導等に活用するために実施。
- ③「学生による授業評価アンケート」…前期、後期、通年科目の授業やレッスンについて、授業回数の適切性や興味関心、満足度、学修成果に向けた工夫がされているか等を確認するために実施。
- ④「学生満足度調査」…学生の、学修環境や学生支援活動に対する満足度や実態を把握・分析し、今後の改善に活用するために実施。
- ⑤「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」…学生に在学中に身に付けさせる学力や資質・能力及び養成しようとする人材像に照らし、学生の卒業後の進路・就職状況等から、教育の成果や効果が上がっているかについて検証するために実施。
- ⑥「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」…カリキュラムを修了した学生が、ディプロマ・ポリシーに定められた能力をどの程度身につけたかを測定するために実施。

【大学全体の質保証に関する調査資料の作成】

- ①入学志願動向表…分野別、地域別、高校別の志願者・入学者の推移、イベントや資料請求からの志願動向を調査している。
- ②入試区分分析…入試区分ごとに新入生アンケート、学修実態調査とのクロス集計分析、GPA 分布、受賞実績、退学者との相関関係分析を行っている。
- ③IR レポート…本学ウェブサイト「新入生アンケート」「学生による授業評価アンケート」「学修に関する実態アンケート」「学修成果に関するアンケート」を公開している。
- ④ファクトブック…本学の概要、入学生、在学生、卒業生、研究、財務状況を詳細に示した資料を作成し、学内公開している。

上記資料の作成にあたっては、各部署に IR 担当を定めて、連携して情報を収集している。また、分析資料や調査資料は関連する会議体で報告し、さらに、FD 研修会及び SD 研修会の際にこれらの資料を活用して発表を行っている。

企画・IR 推進室は、教育の質保証と大学全体の質保証の双方に関わる調査・データの収集と分析を行っており、IR としての機能を十分に果たしている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-2-1】「内部質保証の方針」【資料 6-1-1 と同じ】
- 【資料 6-2-2】「内部質保証委員会規程」【資料 4-1-3 と同じ】
- 【資料 6-2-3】「点検評価委員会規程」【資料 4-1-4 と同じ】
- 【資料 6-2-4】ウェブサイト（点検評価報告書）
- 【資料 6-2-5】「東成学園事務組織及び業務分掌規程」【資料 4-1-8 と同じ】
- 【資料 6-2-6】令和 2 年度「新入生アンケート」【資料 3-3-1 と同じ】
- 【資料 6-2-7】令和 2 年度「学修に関する実態アンケート」【資料 3-3-2 と同じ】
- 【資料 6-2-8】令和 2 年度「学生による授業評価アンケート」【資料 3-3-4 と同じ】
- 【資料 6-2-9】令和 2 年度「学生満足度調査」【資料 2-6-1 と同じ】
- 【資料 6-2-10】令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」集計結果【資料 2-3-18 と同じ】
- 【資料 6-2-11】令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」集計結果【資料 3-3-5 と同じ】
- 【資料 6-2-12】令和 2 年度 入学志願動向表目次
- 【資料 6-2-13】「入試区分別追跡調査」目次【資料 3-3-18 と同じ】
- 【資料 6-2-14】ウェブサイト（IR レポート）
- 【資料 6-2-15】「ファクトブック 2020」

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の方針に基づいた改革・改善の PDCA サイクルの適切な運用について、引き続き推進していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

内部質保証に関する学生支援、学修環境、学修成果に関する調査・分析のうち、「学修に関する実態アンケート」「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」は、点検評価委員会だけではなく関連する教学運営組織の委員会でも結果を共有することとしており、教育の改善・向上に広く反映できるようにしている。「学生満足度調査」は、数値データ集計結果と自由記述の個別意見を関連する全ての部署に共有し、改善策の提案を求めた上で点検評価委員会が最終的にまとめて毎年度学生に公表している。「学生による授業評価アンケート」は、対象科目の担当教員全てに授業改善計画書の提出を求めている。特に専任教員については、教員業績評価の評価項目に授業改善計画書に対しての達成度評価を設定することと関連付けて全員に提出を義務付けている。ティーチングポートフォリオの項目に授業改善計画書を加えウェブサイトに公開することで記載内容の質を担保し、教育の改善・向上につなげる取組みとしている。

平成 26(2014)年度に一般財団法人短期大学基準協会（当時）で受審した認証評価においては、早急に改善を要すると判断される事項はなかったが、向上・充実のための課題として、「補習授業の充実」と「情報技術の向上に関する教職員への機会の提供」の指摘を受けた。「補習授業の充実」は、イタリア語で後期に補習授業の機会を提供し、英語については課外授業として「英語ホンキ講座」も行い、基礎学力の向上に向けた取組みを継続して行っている。「情報技術の向上に関する教職員への機会の提供」については、平成 27(2015)年度に「情報リテラシー研究会」を 2 回、平成 28(2016)年度に 1 回、教職員を対象に開催し対応済みである。また、それ以降も ICT に係る内容は、FD 全体研修会や SD 研修会で取り上げ、最近では、Microsoft Teams によるオンラインを活用した遠隔授業の実施に際して、学生や教職員への遠隔授業対応のために必要なサポートを行うためのプロジェクトチームを発足し、使用マニュアルの作成、動画による説明会、サポートが必要な方への個別対応を行った。

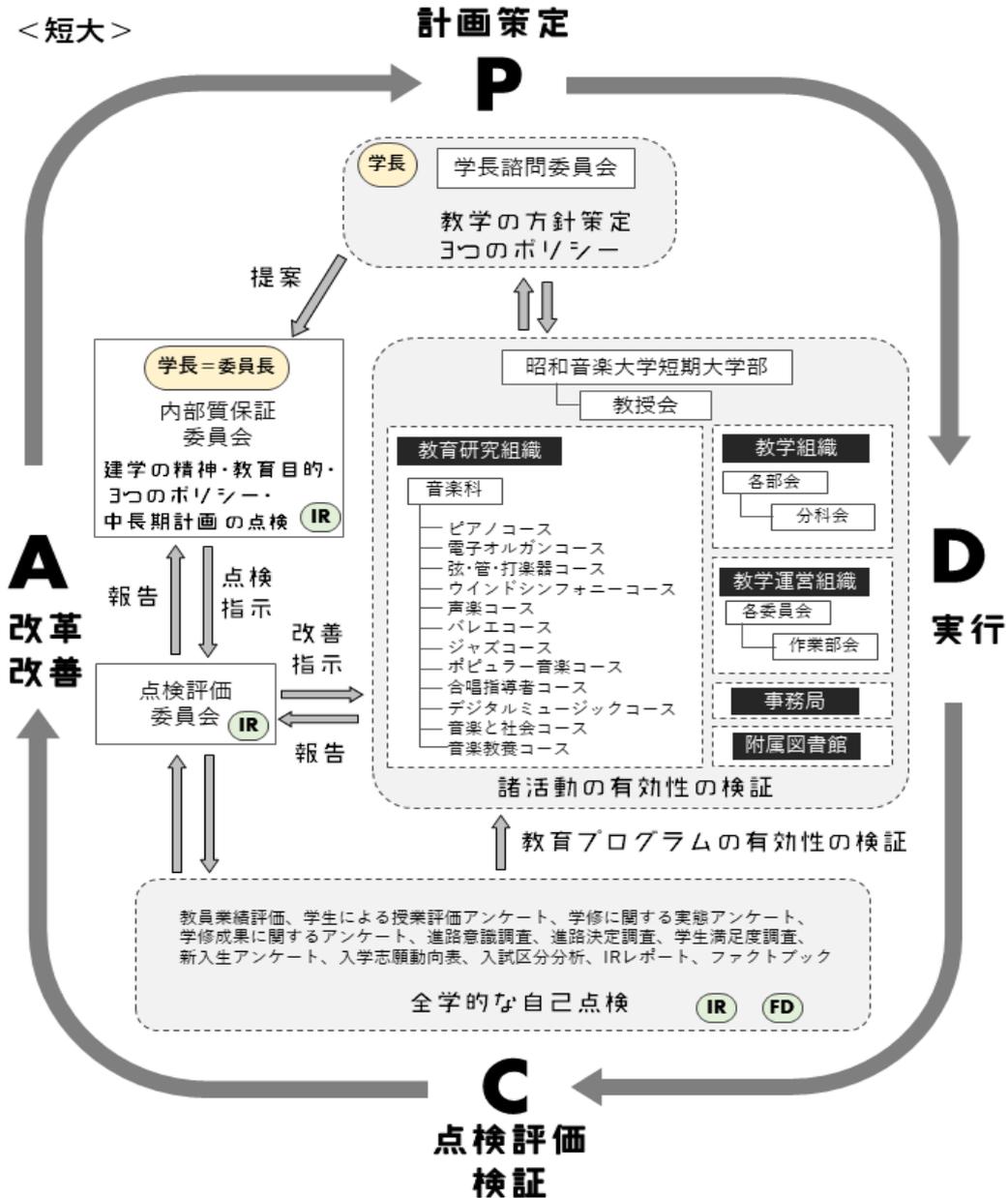
これらの指摘事項は「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」（以下、中長期計画）の中で、プロジェクト①教育の質の向上にある具体的施策「学修支援の強化」、プロジェクト②教職員すべてが能力を発揮できる環境の醸成にある具体的施策「「研究」「研修」時間と機会の拡充」、プロジェクト③組織の活性化にある具体的施策「UD、BD、FD、SD の推進」に継承されている。

中長期計画は、初年度にあたる令和 2(2020)年度の進捗状況を点検評価委員会で点検し、

学園運営委員会、理事会に報告した。令和 3(2021)年度以降は、内部質保証の機能強化を図る目的で内部質保証委員会を新たに設置し、中長期計画の進捗についての点検・評価を行うこととしている。内部質保証委員会は、下図のとおりその機能を十分に果たせる役割を担っている。

【6-3-1】内部質保証のためのPDCAサイクル

内部質保証のためのPDCAサイクル



<エビデンス集資料編>

- 【資料 6-3-1】 令和 2 年度「新入生アンケート」【資料 3-3-1 と同じ】
- 【資料 6-3-2】 令和 2 年度「学修に関する実態アンケート」【資料 3-3-2 と同じ】
- 【資料 6-3-3】 令和 2 年度「学生による授業評価アンケート」【資料 3-3-4 と同じ】
- 【資料 6-3-4】 令和 2 年度「学生満足度調査」【資料 2-6-1 と同じ】
- 【資料 6-3-5】 令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」集計結果
【資料 3-3-5 と同じ】
- 【資料 6-3-6】 令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」集計結果
【資料 2-3-18 と同じ】
- 【資料 6-3-7】 外国語科目 後期補習授業のお知らせ【資料 2-2-22 と同じ】
- 【資料 6-3-8】 英語ホンキ講座に係る資料【資料 2-2-23 と同じ】
- 【資料 6-3-9】 情報リテラシー研修会に係る資料
- 【資料 6-3-10】 「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」進捗状況関係資料

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証委員会は令和 3(2021)年度に新設しているため、点検評価委員会と連携して 3 つのポリシーを起点とした教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた短期大学全体の質保証の機能が十分に発揮できるよう取り組んでいく。

【基準 6 の自己評価】

本学では、内部質保証の方針を定め、内部質保証委員会を設置し、内部質保証委員会の指示を受け、点検評価委員会が教学組織、教学運営組織、研究所、事務局等に対して改革・改善の指示を行う体制を整備している。

点検評価は毎年度実施しているが、PDCA サイクルが適切に機能しているかを点検評価するために、3 年に一度「自己点検評価書」を作成している。社会への公表にあたっては、内部質保証委員会、学園運営委員会、教授会、理事会で内容を確認した後、ウェブサイトに公開している。

IR に関する調査・データの収集と分析を行うために企画・IR 推進室を設置し、IR 担当者は、学修成果や内部質保証の向上に向けたアンケート分析や短期大学全体の質保証に関する調査資料の作成を毎年度行い、会議体での報告や FD 研修や SD 研修での発表を行っている。教育の質保証と短期大学全体の質保証の双方に関わる調査・データの収集と分析を行っており、IR としての機能を十分に果たしている。

内部質保証に関するアンケートは全学的に取り組む体制を整備し、教員業績評価に授業評価アンケートの結果を反映させる等、3 つのポリシーを起点とした短期大学全体の教育改善のサイクルを確立している。また、認証評価及び設置計画履行状況等調査で指摘を受けた意見については組織的に対応し、中長期的な計画を立て改善・向上を図っており、内部質保証委員会はその機能を十分に果たせる役割を担っている。

以上により、基準 6 を満たしていると評価できる。

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A 社会貢献

A-1 地域における音楽の短期大学の使命・目的に基づく教育資源の提供

A-1-① 音楽の短期大学としての特色ある地域貢献活動

A-1-② 地域における社会連携活動

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 音楽の短期大学としての特色ある地域貢献活動

昭和音楽大学短期大学部（以下、本学）の使命・目的に基づき、本学は以下の地域貢献活動を行い、地域における音楽文化の醸成や活性化をもたらしている。

1. 演奏会・公演活動による鑑賞機会の提供

本学が主催する主な演奏会・公演だけでも、近年の来場者の平均は 13,000 人を超えている。地域貢献活動としての演奏会・公演は、本学の有する特色を最大限活用し、かつ成果を挙げている最も顕著な例といえる。地域住民をはじめ毎年楽しみにしている来場者が多い中、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの感染拡大のため、予定していた演奏会・公演は、中止、学内・出演関係者のみ対象、あるいは客席数を減じての開催とせざるを得なかった。

また、平成 22(2010)年度には、卒業生を中心とした「テアトロ・ジューリオ・ショウワ・オーケストラ」を発足させた。このオーケストラはプロの演奏団体への入団を目指す卒業生に対するキャリア支援の一環として、主催公演を中心に活動している。また藤原歌劇団等プロ団体からの依頼公演も多く、団員のさまざまな分野での経験の積み重ね、実力向上に役立っていると同時に、新百合ヶ丘の地に密着したオーケストラとして活動している。特に平成 25(2013)年にスタートした第九演奏会は好評を博し、新百合ヶ丘の年末の風物詩となっており、令和 2(2020)年は新型コロナウイルス感染対策による客席減での開催にもかかわらず、600 人近い来場者があった。

2. 生涯学習機会の提供

本学の教育資源を地域に提供するため、演奏会や公演活動のほか、生涯学習講座の開催や附属音楽・バレエ教室の運営を行い、地域住民から評価を得ている。

生涯学習講座は、受講生参加型、複数回開催するシリーズ型、演奏会と連携して講座を行うタイアップ型等講座形態は多様である。令和 2(2020)年は新型コロナウイルスの影響により企画の一部は開催中止を余儀なくされたが、オンライン配信による講座開催等新たな試みも行った。

附属音楽・バレエ教室は、地域に根差した活動を行い、新百合ヶ丘地域を中心として、神奈川県内に 7 教室（新百合ヶ丘、小田原、センター北、本厚木、藤沢、戸塚、武蔵小杉）、県外に 2 教室（南大沢、仙台）を展開し、3,100 人を超える生徒が在籍している（令

和 3(2021)年 5 月現在)。開校して 40 年以上の実績があり、趣味や教養を深めたい方から音楽大学進学希望者まで、さまざまな目的を持った生徒が在籍し、一人ひとりの進度に応じて行う個人レッスンや、バレエやヴォーカル、語学等のグループレッスン等多様なコースを設置することにより、音楽に親しみ、学ぶことができる場を提供している。

3. 本学施設の提供

「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」の「ジューリオ」はイタリア語で「ユリ」を意味する。本学施設内にある劇場「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」とコンサートホールである「ユリホール」は、いわば「二つのユリ」として地域での音楽活動のシンボルとして認知されつつある。「二つのユリ」は、本学主催イベントだけでなく、外部の演奏・公演団体や高等学校の公演等にも広く利用されている。

「ミューザ川崎シンフォニーホール」が主催し、東京圏の夏のオーケストラ・フェスティバルとして高い評価を得ている「フェスタ サマーミューザ KAWASAKI」は、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災の影響により同ホールが使用できなくなったことから、フェスティバルの公演会場としてテアトロ・ジューリオ・ショウワを提供したのをきっかけに、以降は毎年公演会場の 1 つとなることが定着しており、地域の音楽活動を支える役割を担っている。



「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」



「ユリホール」

<エビデンス集（資料編）>

【資料 A-1-1】「オーケストラ研究員規程」

【資料 A-1-2】2020 年度開催した公演チラシ一覧

【資料 A-1-3】コンサート&公開講座パンフレット

【資料 A-1-4】昭和音楽大学附属音楽・バレエ教室パンフレット

【資料 A-1-5】「学校法人東成学園「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」使用規程」

【資料 2-5-4 と同じ】

【資料 A-1-6】「学校法人東成学園「ユリホール」使用規程」【資料 2-5-5 と同じ】

A-1-② 地域における社会連携活動

本学が位置する川崎市麻生区新百合ヶ丘地区では、川崎市が「音楽のまち・かわさき」と、新百合ヶ丘が「しんゆり・芸術のまち」を標語としている。本学は、音楽・芸術に関連する団体等とも連携し、学長や理事長を含め、教職員が委員等として参加する等、地域の音楽・芸術活動の発展に貢献している。その他にも、地域の団体等と連携した取組みを行い、本学の使命・目的に基づいた活動を積極的に行っている。

1. 「アルテリッカしんゆり（川崎・しんゆり芸術祭）」

平成 21(2009)年から始まった芸術イベント「アルテリッカ」は、音楽、映画、演劇、伝統文化等、さまざまな分野の催しものをそろえた芸術祭として、毎年3月から5月にかけて開催されている（令和 2(2020)年は緊急事態宣言発令のため、予定されていた公演は中止あるいは6月以降に延期された）。本学は（公財）川崎市文化財団、地域の大学や劇団、芸術団体とともに、主催団体として自治体や地域の関係者と企画から関わっている。

2. 「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」

本学が所在する新百合ヶ丘の魅力を高め、地域の活性化を目指すことを目的として平成 30(2018)年に結成された「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」に、本学は幹事会員として参画している。このコンソーシアムは、駅周辺で定期的開催している「しんゆりフェスティバル・マルシェ」や「しんゆりステーションピアノ」、秋のハロウィンや冬のイルミネーションイベント等、地域での大規模イベントを一元的にとりまとめており、本学は幹事会員として、新百合ヶ丘地域の活性化やブランド力の向上に関わっている。またコンソーシアムが定期的開催している、新百合ヶ丘駅前デッキの鳩糞等の掃除や駅前花壇の花植え等にも毎回参加し、地域の美化活動に協力している。

3. 「しんゆり・芸術のまちづくり」

地域資源を活かしたまちづくりを推進している NPO 法人「しんゆり・芸術のまちづくり」に団体会員理事として参画し、麻生区役所とも連携して「芸術のまちづくり」実現のための活動を行っている。

4. 「しんゆりステーションピアノ」

上述した「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」の実行委員会にて、令和元(2019)年11月より、新百合ヶ丘駅に訪れた人が気軽にピアノを弾くことができる「しんゆりステーションピアノ」の企画を実施し、運用開始の際のイベントにて、本学学生が出演した。なお、本企画は試験導入期間を経て、令和 3(2021)年度「アルテリッカしんゆり（川崎・しんゆり芸術祭）」開催期間中に、新たに場所を変え「しんゆりステーションピアノ プラス」として開催した。

5. 「まちづくり懇談会」

地域の再開発によるまちの発展を目的に川崎市と「まちづくり情報交換会」を毎年開

催し、横浜からの地下鉄延伸計画に伴う再開発への助言を行っている。地下鉄延伸計画においては、本学は幹事団体として地下鉄誘致の「期成同盟会」に参画している。

上記のほかにも、「麻生区災害対策連絡協議会」「麻生防火協会」「麻生警察官友の会」「麻生警察署テロ・災害対策協議会」「新百合ヶ丘駅周辺景観形成協議会」「川崎社会福祉協議会」「麻生観光協会」「神奈川県学長・知事懇談会」「あさお区民まつり実行委員会」「子どもの音楽活動推進会議」等に参加し、地域団体と強固な関係性を築いている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 A-1-7】『アルテリッカしんゆり（川崎・しんゆり芸術祭）総合プログラム』

【資料 A-1-8】「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」関連資料

【資料 A-1-9】NPO 法人「しんゆり・芸術のまちづくり」関連資料

【資料 A-1-10】「しんゆりステーションピアノ」

【資料 A-1-11】「まちづくり情報交換会」関連資料

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

音楽の短期大学部としての地域における社会貢献活動は、平成 19(2007)年度に川崎市麻生区に移転してから多様な活動を行い、地域文化の向上と社会福祉に貢献しているが、これらの取組みをより多くの地域住民に伝えるために、ウェブサイトを活用して情報を強化していく。

【基準 A の自己評価】

本学では、音楽の短期大学部として特色ある社会貢献活動を積極的に進め、本学主催の多数の演奏会や公演活動、「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」を本拠に活動するオーケストラによる演奏会活動、生涯学習講座や公開講座の開講、附属音楽・バレエ教室の展開、地域での学外団体への参画等、多様な貢献活動を行っている。また、地域と連携した活動にも力を入れ、「アルテリッカしんゆり」「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」「しんゆり・芸術のまちづくり」等に参画している。

これらの取組みは、本学が使命・目的に掲げる「文化の向上と社会の福祉に寄与する」を真に体現したものであり、基準 A を満たしていると評価できる。

基準 B. 生涯学修

B-1. 生涯学修を見据えたコースの設置

B-1-① シニア世代を対象としたカリキュラム

B-1-② 学生に対する支援と意見・要望の聴取

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① シニア世代を対象としたカリキュラム

平成 18(2006)年 12 月に、改正教育基本法の第 3 条において「生涯学習の理念」が新設された。平成 19(2007)年以降、移転した新百合ヶ丘キャンパスにおいて多様な公開講座を開講し幅広い年齢層の受講生に学習の機会を提供してきた本学では、社会人やシニア層から音楽を本格的に学びたいという要望が高まっていることを把握してきた。さらに、かつて音楽を嗜みながらも学ぶ機会を得られなかった人や音楽から離れて久しい人等による潜在的なニーズも考慮して「音楽教育研究所」において企画が練られ、「精神的に豊かな社会生活を送るための学修」を提供することを目的として平成 25(2013)年に、シニア世代を対象とした「音楽と社会コース」を開設した。短期大学部の 3 つのポリシーを踏まえた正規の課程である。

学びの中心は主専攻実技で、個人レッスンを 2 年間必修としている。必修科目はいずれも音楽に関する知識を深めたい、という要望に応えるものであり、学生個々の意欲と目的に対応できるように、他のコースと比べて必修科目より選択科目の単位数を多く設定している。獲得できる学修成果は「身に付けた音楽芸術に対する知識・技術を、自身の創造性と人間性の糧とし、精神的に豊かな社会生活を送ることができる」としている。

学修の集大成として、実技演奏又は論文執筆のいずれかを選択して「卒業研究」を行い、成果発表をする。実技演奏の場合は演奏のほか研究報告レポートとしてプログラムノートを作成し、論文執筆の場合も成果発表会でプレゼンテーションを行う。これまで个性的で工夫に富んだテーマと発表が行われてきた。コースのカリキュラムではアンサンブルの機会を作ることが難しいが、例えば室内楽を研究テーマとすることによって、関連部会等に協演者を依頼して取組むことも可能になり、満足度の高い成果発表につなげることができている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 B-1-1】「音楽と社会コース」パンフレット

【資料 B-1-2】「卒業研究」発表会開催案内



音楽と社会コース「卒業研究」の様子



音楽と社会コースの学生と教員の交流

B-1-② 学生に対する支援と意見・要望の聴取

他のコース同様クラス担任を置いている。学生生活をより充実させるため、学年を超えた交流を目的としてクラス懇親会や、卒業生を交えた交流会も実施してきた。事務局職員や図書館職員は、日頃より学生とのコミュニケーションを通じ学生を支援しており、特に令和 2(2020)年度はオンライン授業の期間にはサポートチームの多大な支援があった。

音楽と社会分科会の定例会議では、学生の状況について共有するとともに要望に対して検討している。また実技及び学科目それぞれの担当教員から直接学生の様子を確認する機会として分科会の FD 研修会を毎年 1 度開催している。当日欠席の教員からもコメントが寄せられており、シニア世代の学生が若い学生に対してよい影響を与えていることや、学生の意欲に応じて教員の熱意も高められていることが報告されている。

定期的に学長との懇談会を実施して、社会人として多様な背景をもつ学生の視点から率直な意見を直接聴取してきたが、令和 2(2020)年度は実施しなかった。学長は例年「音楽と社会特論」(2 年次必修科目)の担当者の 1 人でもあり、学生の様子を把握している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 B-1-3】音楽と社会分科会 令和 2 年度 FD 研修会議事録

(3) B-1 の改善・向上方策(将来計画)

社会環境の変化にかかわらず、シニア世代の入学者を継続的に維持することが大きな課題である。オープンキャンパスの機会はもちろん、今後ウェブサイトからの情報発信にも努め、シニアの人たちが不安を取り除いて入学を現実的に決心できるように努める。

B-2. 学修の継続性と発展性

B-2-① 他のコース及び併設大学との連携

B-2-② 卒業後の進路

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 他のコース及び併設大学との連携

例えば声楽を主専攻とする場合には声楽コースの開講科目を選択履修することができる、というように、主専攻実技において学修の可能性を広げている。声楽コースの「合唱」の授業に出席し、条件に従ってオーディションに合格すれば、大学主催のメサイアや第九演奏会の公演に合唱団員として参加することもできる。これまでに複数の学生による実績もあった。器楽においては「合奏Ⅳ」を活用することによって専門のコースの合奏に参加できる可能性は開かれている。さらに「音楽教養表現Ⅱ」を選択することによって音楽教養コースの成果発表会に出演することも可能である。実績はまだないが、可能な限り学生の希望を実現できるような用意はできている。

平成 29(2017)年度に併設大学に新設された音楽教養コースでは、3 年次以降の選択科目として、音楽と社会コース独自の専門科目を履修できる。音楽との多様な関わり方を実現しようとする学生に適切な授業内容であることと同時に、短期大学部卒業後の学部 3 年次編入を見据えたことも理由のひとつである。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 B-2-1】「合唱」シラバス

【資料 B-2-2】「合奏Ⅳ」シラバス

【資料 B-2-3】「音楽教養表現Ⅱ」シラバス【資料 3-2-18 と同じ】

【資料 B-2-4】「音楽教養コース」パンフレット

B-2-② 卒業後の進路

2 年間の教育課程を 3 年又は 4 年かけて学ぶ長期履修制度は、仕事や家庭の事情を含め、ゆっくり学びたいシニア学生のニーズにも適している。しかし卒業後の学修の継続は、また新しい課題となった。またこれまで、世代独特の家庭や仕事の事情から予定外の退学を余儀なくされた学生もいる。復学の可能性についても周知しているが、現実的に難しかった。

これまでの卒業生のうち、再び社会で活躍の場を見つけた人は、市民オーケストラや合唱団に所属して音楽活動を続けたり、前職との関係を保ちながら音楽療法の知識を生かして社会貢献に結びつけたり、個人でレッスンを続けて定期的に演奏会に出演したりしている。一方、学修を継続する場合には、大学の既存の制度を活用して学修を続けている人は、研究生として実技レッスンを受講したり、科目等履修生として実技や学科目を学んだりしている。さらに時間に余裕がある場合には、改めて転コースや編入学等をする例もあり、改めて弦管打楽器コースに入学した学生、併設大学の声楽コースに 3 年次編入した学生、

併設大学の音楽教養コースに3年次編入した学生がいる。音楽教養コースに編入した学生のうち1名は、卒業後さらに大学院音楽研究科音楽芸術運営専攻の修士課程に進学した。個々の学生の能力や意欲によって受入れ体制は整っており、充実した学生生活を継続させることができる。

<エビデンス集資料編>

【資料 B-2-5】音楽と社会コースの学生数の推移

【資料 B-2-6】本学の在籍者年齢分布表

(3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

卒業後も学修を継続することを希望するシニア世代の学生に対しては、無理のない学修環境を提供していくことが課題である。そのためには、個別の相談に対応しながら、当コース卒業生の受入れ先や学修の方法についてさらに可能性の検討を続ける。

一方、他のコースから音楽と社会コースへの編・転入学を希望する例が平成30(2018)年以降続いている。理由はさまざまであるが、背景の1つには、進路変更を検討した際に、既修得単位認定の関係からカリキュラムの柔軟性を選んだということもある。最初の1名は2年次に編入してすぐに世代を超えてコミュニケーションをとることができ、論文で卒業研究の成果をあげ、卒業と同時に就職した。しかし中には、何か問題を抱えたまま長期に学生生活を続ける例もあり、まさに多様な学生がともに学ぶ場所になっている。このような学生に対しても、居場所があることを前向きにとらえて学修成果を獲得して社会に出られるよう、分科会として学内各部署と連携しながら支援していく。

【基準 B の自己評価】

「精神的に豊かな社会生活を送るための環境」を提供することを目的として短期大学部がシニア世代を対象としたコースを設置していることは、特殊な例であろう。同世代間で築いた交流は、入学年度や卒業年度にかかわらずコースとしての交流は卒業後も長く続いている。一方で、在学中には若い学生とともに年齢に関係なく緊張感をもって学ぶ場面もある。楽しみながら意欲的に真摯に学ぶ姿勢を目にすることは、若い学生や教職員にとってもよい影響を与えている。近年、短期大学部の他のコースでも30歳以上の幅広い年代層の学生が複数在籍しており、このことも、音楽と社会コースの存在がよい効果をもたらしたと考えられる。

卒業生たちはそれぞれが自分にふさわしい方法で好きなことを学び続けている。図書館利用や演奏会の機会等、いつまでも母校のキャンパスに足を運ぶ機会も多い。豊かな社会生活を送るシニア世代が増えれば、そのことが自然に社会貢献につながるともいえる。学生にとってより満足度の高いコースになるよう、さまざまな角度から検証し、改善に努める体制ができている。

以上により、基準 B を満たしていると評価できる。

V. 特記事項

1. 神奈川県で唯一の音楽短期大学

短期大学は、本学開設時（昭和 44(1969)年度）には国内に 473 校あったが、現在（令和 2(2020)年度）は 323 校と 150 校減少している。このうち、収容定員を充足していない短期大学が全体の約 7 割近くある中で、本学は開設時の入学定員 100 名を維持し、令和 3(2021)年度は入学定員に達しなかったものの、収容定員充足率は 100%を超えている。この要因の 1 つとして、神奈川県内の短期大学において、音楽を専門的に学修できる学校が本学しかないことが挙げられる。

大学よりも自県内進学率が高い短期大学において、神奈川県で唯一の音楽を専門とする短期大学である本学は、重要な存在である。

2. 学びの継続

本学には併設する大学があり、大学に編入できる制度がある。過去 5 年間の本学から併設大学への編入学生数は、毎年平均して 14 名ほどおり、本学で開講する 12 コースの全てで大学への 3 年次編入ができるように設定している。この制度を利用した卒業生の中には、大学卒業時に特別賞を受賞した者、教員採用試験に合格した者がおり、編入制度によってその後の大学の 2 年間で高い意識を維持した状態で学修している者もいる。また、編入学生を支援するために、併設大学では編入学生用にオリエンテーションや履修相談を開催する等、手厚い支援を行っている。さらに、編入学制度のほかにも、研究生としてレッスンを継続できる選択肢も用意している。

3. 多様化への対応

平成 12(2000)年度に、日本で初めて音楽大学の短期大学に開設したバレエコースは、プロダンサー養成のコースとして進化し、本学の中で一番多くの学生が在籍する、本学を代表するコースの 1 つとなっている。平成 25(2013)年度に開設した音楽教養コースは、2 年間で最大 5 種類の実技を学べるという特長があり、総合的に幅広い学修を提供するコースとして位置づけている。同年に開設した音楽と社会コースは、主にシニア世代を対象としたコースで、音楽芸術に興味があり、知識や技術を深めたいという方に広く門戸を開いている。

また多様化への対応として長期履修制度を導入している。この制度により 2 年間の修業期間を 3 年又は 4 年間に延長して計画的に学ぶことができ、時間に制約がある方、経済的に進学が難しい方への学修支援策として機能している。

昭和音楽大学短期大学部

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	○	修業年限の通算については、「昭和音楽大学短期大学部学則（以下、短期大学部学則）」第 16 条（入学前の既修得単位等の認定）、第 28 条（編入学・転入学）に定め、適切に運用している。	3-1
第 90 条	○	「短期大学部学則」第 25 条(入学の資格)に定め、適正に受入れている。	2-1
第 92 条	○	「短期大学部学則」第 40 条（教職員）及び「昭和音楽大学短期大学部専任教員選考規程」に定め、遵守している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、「短期大学部学則」第 42 条（教授会）、第 43 条（教授会の構成）、第 44 条（審議事項）及び「昭和音楽大学短期大学部教授会規程」で定め、遵守している。	4-1
第 104 条	○	「短期大学部学則」第 23 条（学位の授与）、及び「昭和音楽大学短期大学部学位規則」に定め、遵守している。	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	○	「短期大学部学則」に定め、遵守している。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	自己点検・評価については、「短期大学部学則」第 2 条（自己点検・評価）、「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部内部質保証の方針」「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部内部質保証委員会規程」「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部点検評価委員会規程」に定め、その結果は本学ホームページで公開している。	6-2
第 113 条	○	「学校法人東成学園情報の公開及び開示に関する規程」に定め、大学ホームページで教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員については、「短期大学部学則」第 40 条（教職員）、第 52 条（事務局）で定め、遵守している。 なお、事務組織・業務分掌については「東成学園事務組織及び業務分掌規程」で定めている。	4-1 4-3

昭和音楽大学短期大学部

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	<p>各事項は「昭和音楽大学短期大学部学則（以下、短期大学部学則）」の下記の条に定め、遵守している。</p> <p>一 第 6 条（修業年限及び在学年限）、第 7 条（学年）、第 8 条（学期）、第 9 条（休業日）</p> <p>二 第 5 条（学科及び収容定員）</p> <p>三 第 5 条（学科及び収容定員）、第 8 条（学期）、第 10 条（開設授業科目及びその単位数）及び別表 1</p> <p>四 第 17 条（学修の評価）、第 19 条（卒業の要件）、第 22 条（卒業の認定）</p> <p>五 第 5 条（学科及び収容定員）、第 40 条（教職員）、第 52 条（事務局）</p> <p>六 第 19 条（卒業の要件）、第 22 条（卒業の認定）、第 24 条（入学の時期）、第 25 条（入学の資格）、第 26 条（入学志願の手続き）、第 27 条（再入学）、第 28 条（編入学・転入学）、第 29 条（入学に関する手続き及び入学許可）、第 31 条（退学）、第 32 条（休学）、第 33 条（休学の期間）、第 34 条（復学）</p> <p>七 第 36 条（入学金・授業料・施設費・その他の費用）、第 37 条（退学等の場合の授業料・施設費）、第 38 条（休学の場合の授業料・施設費）、第 39 条（授業料・施設費の返還）、別表 4</p> <p>八 第 48 条（表彰）、第 49 条（罰則）</p> <p>九 第 53 条（学生寮）</p> <p>なお、通信制の課程及び特別支援学校については該当なし。</p>	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍・成績の記録については大学の事務基幹システム（STEP）で管理し、必要な証明書等を発行できている。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	「短期大学部学則」第 49 条（罰則）及び「昭和音楽大学短期大学部学生の懲戒に関する規程」に定め、遵守している。	4-1
第 28 条	○	<p>法令関係、学則、規程集、については総務課、職員の名簿等においては人事・給与課、学籍簿に関するものは学生課、指導要録・成績に関するものは教務課、入学者選抜に関するものは入試広報室、財務書類に関するものは財務・経理課にて保存している。</p> <p>また、保存期間については「学校法人東成学園文書保存規程」に定め、遵守している。</p>	3-2
第 143 条	—	該当なし	4-1
第 146 条	—	該当なし	3-1
第 150 条	○	「短期大学部学則」第 25 条（入学の資格）に定め、適正に受入れている。	2-1
第 162 条	○	第 28 条（編入学・転入学）、「昭和音楽大学短期大学部入学者選抜規程」に定め、適正に運用している。	2-1

昭和音楽大学短期大学部

第 163 条	○	「短期大学部学則」第 7 条（学年）、第 8 条（学期）に定め、遵守している。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし	3-1
第 164 条	—	該当なし	3-1
第 165 条の 2	○	教育上の目的を踏まえて、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定め、大学ホームページおよび履修要綱、学生募集要項にて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	項目設定および実施体制については、「短期大学部学則」第 2 条（自己点検・評価）、「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部内部質保証の方針」、「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部内部質保証委員会規程」、「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部点検評価委員会規程」に定め、遵守している。	6-2
第 172 条の 2	○	「学校法人東成学園情報の公開及び開示に関する規程」に定め、大学ホームページで、教育研究活動等の状況についての情報を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「短期大学部学則」第 22 条（卒業の認定）に定め、遵守している。	3-1

短期大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、短期大学設置基準を最低基準として、向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	「昭和音楽大学短期大学部学則（以下、短期大学部学則）」第 1 条（目的）において短期大学部の教育目的を定め、人材養成目的については第 3 条（教育研究上の目的の公表）に基づき、学科ごとに定め、履修要綱、教員便覧、本学ホームページ等に明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部入試委員会規程」「昭和音楽大学短期大学部入学者選抜規程」に定め、遵守している。	2-1
第 2 条の 3	○	各委員会は教員及び事務職員により構成しており、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、教職協働体制を確立している。 また、「学校法人東成学園 人材育成の方針」において、求める能力に教職協働を掲げ、教職員の連携体制の確保に努めている。	2-2
第 3 条	○	「短期大学部学則」第 1 条（目的）を達成するため、「短期大学部学則」第	1-2

昭和音楽大学短期大学部

		5条（学科及び収容定員）により1学科で組織されている。 本学科は、教育研究に最適な規模内容を有し、教員組織や教員数、施設・設備等については、短期大学設置基準を十分に満たしている。	
第3条の2	—	該当なし	3-2
第4条	○	「短期大学部学則」第5条（学科及び収容定員）に定め、遵守している。	2-1
第5条	○	教育課程の編成方針については、カリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に教育課程を編成している。授業科目については、「短期大学部学則」第10条（開設授業科目及びその単位数）及び別表1に定めている。	1-2 3-2
第5条の2	—	該当なし	3-2
第6条	○	教育課程については、「短期大学部学則」第10条（開設授業科目及びその単位数）に定め、適正に運用している。	3-2
第7条	○	「短期大学部学則」第18条（単位の計算方法）に定め、遵守している。 なお、単位数を定めるうえでの授業時間外に必要な学修等については、履修要綱に詳細を記載し学生に明示している。	3-1
第8条	○	「短期大学部学則」第8条（学期）に定めているほか、学事日程を作成し、年間35週以上を原則としている。	3-2
第9条	○	「短期大学部学則」第18条（単位の計算方法）に定めた単位基準を満たすために、「短期大学部学則」第8条（学期）に定める通り、1学年を前期、後期に区分し、それぞれの授業期間は15週単位で実施している。 なお、単位数を定めるうえでの授業時間外に必要な学修等については、履修要綱に詳細を記載し学生に明示している。	3-2
第10条	○	教育課程委員会の下に時間割・シラバス作業部会を設置し、教育効果を十分に上げるため、授業科目に応じて履修者が適切な人数となるよう、時間割を編成し、適正な人数で授業を行っている。	2-5
第11条	○	「短期大学部学則」第18条の2（授業の方法）に定め、適切に実施している各授業科目の実施方法についてはシラバスにより学生に示している。	2-2 3-2
第11条の2	○	「短期大学部学則」第17条（学修の評価）に定め、各科目の授業方法・内容・年間の授業計画・評価基準については、シラバスにて学生にあらかじめ明示している。	3-1
第11条の3	○	「短期大学部学則」第4条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）および「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部FD研修に関する規程」、「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部FD委員会規程」に定め、組織的な研修及び研究を実施している。	3-2 3-3 4-2
第12条	—	該当なし	3-2
第13条	○	「短期大学部学則」第14条（単位の認定）、第17条（学修の評価）、第18条（単位の計算方法）に定め、遵守している。	3-1
第13条の2	○	「昭和音楽大学短期大学部履修規程」第5条（履修登録単位数の上限）に定め、遵守している。上限を超えて履修することができる例外の条件につ	3-2

昭和音楽大学短期大学部

		いては、履修要綱に明示している。	
第 13 条の 3	－	該当なし	3-1
第 14 条	－	該当なし	3-1
第 15 条	○	「短期大学部学則」第 15 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）に定め、遵守している。なお、認定条件については、履修要綱に詳細を記載し、学生に明示している。	3-1
第 16 条	○	「短期大学部学則」第 16 条（入学前の既修得単位等の認定）に定め、遵守している。	3-1
第 16 条の 2	○	「短期大学部学則」第 12 条（長期にわたる教育課程の履修）、「昭和音楽大学短期大学部長期履修学生に関する規程」に定め、遵守している。	3-2
第 17 条	○	「短期大学部学則」第 45 条（科目等履修生）及び「昭和音楽大学短期大学部科目等履修生規程」に定め、遵守している。	3-1 3-2
第 18 条	○	「短期大学部学則」第 19 条（卒業の要件）に定め、遵守している。	3-1
第 19 条	－	該当なし	3-1
第 20 条	○	教員組織については、「短期大学部学則」第 40 条（教職員）に定めており、エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データの教員組織に記載の通り、適切に配置している。 なお、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮している。	3-2 4-2
第 20 条の 2	○	主要授業科目は原則として専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 21 条	－	該当なし	3-2 4-2
第 21 条の 2	○	本学の専任教員は、他大学の専任教員を兼務しておらず、本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 22 条	○	本学の専任教員数は、短大設置基準が定める基準数を満たしている。	3-2 4-2
第 22 条の 2	○	学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。選考方法については「昭和音楽大学短期大学部学長選考規程」に定め、遵守している。	4-1
第 23 条	○	「昭和音楽大学短期大学部専任教員選考規程」第 3 条（教授の選考基準）に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 24 条	○	「昭和音楽大学短期大学部専任教員選考規程」第 4 条（准教授の選考基準）に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 25 条	○	「昭和音楽大学短期大学部専任教員選考規程」第 5 条（専任講師の選考基準）に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	「昭和音楽大学短期大学部専任教員選考規程」第 6 条（助教の選考基準）に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 26 条	○	「昭和音楽大学短期大学部専任教員選考規程」第 7 条（助手の選考基準）	3-2

昭和音楽大学短期大学部

		に定め、遵守している。	4-2
第 27 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 27 条の 2	○	敷地内に運動場を有している。	2-5
第 28 条	○	基準を満たす校舎等施設を有している。	2-5
第 29 条	○	「短期大学部学則」第 51 条（図書館）、「昭和音楽大学附属図書館規程」および「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部図書委員会規程」に定め、備えている。	2-5
第 30 条	○	校地面積は、22,084.5 m ² であり、短期大学設置基準上必要な校地面積 2,000 m ² を十分満たしている。	2-5
第 31 条	○	校舎面積は、33905.6 m ² であり、短期大学設置基準上必要な校舎面積 2,050 m ² を十分満たしている。	2-5
第 32 条	—	該当なし	2-5
第 33 条	○	学部又は学科の種類に応じた機械、器具等を備えている。 また楽器類については、調律や調整、温度・湿度の管理についても適切に実施している。	2-5
第 33 条の 2	—	該当なし	2-5
第 33 条の 3	○	教育研究上の目的達成及び環境整備に努め、教育研究経費の予算化を行っている。	2-5 4-4
第 33 条の 4	○	短期大学部、学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 34 条	○	「短期大学部学則」第 52 条（事務局）で定め、遵守している。 なお、事務組織・業務分掌について「東成学園事務組織及び業務分掌規程」で定めており、適切な体制が取られている。	4-1 4-3
第 35 条	○	学生の厚生補導を行うため、「学生生活委員会」および事務局学生課を配置している。	2-4 4-1
第 35 条の 2	○	教育課程においてキャリア科目を配置するとともに、キャリアセンターを設置し、学内の組織間の有機的な連携を図り、支援体制を整えている。	2-3
第 35 条の 3	○	「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 SD 研修に関する規程」「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 SD 研修実施方針」を定め、研修その他の取組を推進するとともに、学校全体での SD 研修会を毎年開催している。	4-3
第 36 条	—	該当なし	3-2
第 37 条	—	該当なし	3-1
第 38 条	—	該当なし	3-1
第 39 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 40 条	—	該当なし	2-5
第 41 条	—	該当なし	2-5
第 42 条	—	該当なし	2-5
第 50 条	—	該当なし	1-2

昭和音楽大学短期大学部

第 52 条	—	該当なし	2-5 3-2 4-2
--------	---	------	-------------------

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条の 4	○	「昭和音楽大学短期大学部学則」第 23 条（学位の授与）及び「昭和音楽大学短期大学部学位規則」に定め、遵守している。	3-1
第 10 条	○	「昭和音楽大学短期大学部学位規則」第 2 条（学位の種類）及び別表に定めており、名称は適切である。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし	3-1
第 13 条	○	「昭和音楽大学短期大学部学位規則」に定め、遵守している。改正時に文部科学省へ報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「昭和音楽大学短期大学部学則（以下、短期大学部学則）」第 2 条（自己点検・評価）、「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部内部質保証の方針」および「学校法人東成学園 内部監査規程」に基づき、法人の運営及び大学の教育研究に関する諸活動について、自己点検評価を行い改善に努めている。 また、「学校法人東成学園情報の公開及び開示に関する規程」に基づき各種情報を大学ホームページにおいて公開し、透明性の確保を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	「学校法人東成学園寄附行為（以下、寄附行為）」第 7 条（監事の選任）において、利益相反を適切に防止することができる者を監事として選任すると定めるとともに、「学校法人東成学園利益相反マネジメント規程」を定め、遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	「学校法人東成学園情報の公開及び開示に関する規程」に定め、遵守している。 なお、「寄附行為」は、大学ホームページにおいて公開している。	5-1
第 35 条	○	「寄附行為」第 5 条（役員）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係については、民法の委任に関する規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「寄附行為」第 18 条（理事会）に定め、遵守している。	5-2
第 37 条	○	「寄附行為」第 11 条（理事長の職務）、第 12 条（常務理事の職務）、第 14	5-2

昭和音楽大学短期大学部

		条（理事長職務の代理等）、第 15 条（監事の職務）に定め、遵守している。	5-3
第 38 条	○	「寄附行為」第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任）、第 10 条（役員 の解任及び退任）に定め、遵守している。	5-2
第 39 条	○	「寄附行為」第 7 条（監事の選任）に定め、遵守している。	5-2
第 40 条	○	「寄附行為」第 9 条（役員 <small>の補充</small> ）に定め、遵守している。	5-2
第 41 条	○	「寄附行為」第 21 条（評議員会）に定め、遵守している。	5-3
第 42 条	○	「寄附行為」第 23 条（諮問事項）に定め、遵守している。	5-3
第 43 条	○	「寄附行為」第 24 条（評議員会の意見具申等）に定め、遵守している。	5-3
第 44 条	○	「寄附行為」第 25 条（評議員の選任）に定め、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	<p>役員<small>の学校法人</small>に対する損害賠償責任については、法の規定に従い、適正に運用している。</p> <p>私立学校法第 40 条 5 に規定される利益相反取引については、法の規定に従い、理事会において重要な事実を開示し、該当役員が議事に参加しない形で承認の審議をし、併せて挙手による各役員<small>の賛否</small>を記録し、責任あるものを明確にしたうえで取引を実施している。利益相反取引により大学に損害が発生した事例は無いが、発生した場合は、法令により責任を負う役員に損害額を請求することとなるが、「寄附行為」第 16 条（責任の免除）の規定により、法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができることとしている。</p> <p>また、「寄附行為」第 17 条（責任限定契約）の規定に則り、常勤以外の役員と責任限定契約を締結している。</p> <p>さらに、法令に則り、役員賠償責任保険に加入し、賠償事案発生時の賠償額が適切に弁済されるよう対応している。</p>	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	<p>役員<small>の学校法人</small>に対する損害賠償責任については、法の規定に従い、適正に運用している。</p> <p>私立学校法第 40 条 5 に規定される利益相反取引については、法の規定に従い、理事会において重要な事実を開示し、該当役員が議事に参加しない形で承認の審議をし、併せて挙手による各役員<small>の賛否</small>を記録し、責任あるものを明確にしたうえで取引を実施している。利益相反取引により大学に損害が発生した事例は無いが、発生した場合は、法令により責任を負う役員に損害額を請求することとなるが、「寄附行為」第 16 条（責任の免除）の規定により、法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができることとしている。</p> <p>また、「寄附行為」第 17 条（責任限定契約）の規定に則り、常勤以外の役員と責任限定契約を締結している。</p> <p>さらに、法令に則り、役員賠償責任保険に加入し、賠償事案発生時の賠償額が適切に弁済されるよう対応している。</p>	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員 <small>の連帯責任</small> については、法の規定に従い、適正に運用している。	5-2

昭和音楽大学短期大学部

		なお、寄附行為第 16 条（責任の免除）、第 17 条（責任限定契約）において責任の免除、責任限定契約について定めている。	5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定を該当の字句に読み替えて準用し、遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	「寄附行為」第 45 条（寄附行為の変更）に定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	「寄附行為」第 34 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）を定め、これに基づき「学校法人東成学園中長期計画 2020-2024」を作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「寄附行為」第 36 条（決算及び実績の報告）に定め、遵守している。	5-3
第 47 条	○	「寄附行為」第 37 条（財産目録等の備付け及び閲覧）、第 38 条（情報の公表）に定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	「寄附行為」第 39 条（役員の報酬）、「役員報酬規程」に定め、遵守している。また、報酬等の支給の基準については、法人の財務状況、社会の水準等を踏まえて適切に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	「寄附行為」第 41 条（会計年度）および「学校法人東成学園経理規程第 5 条」に定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	「学校法人東成学園情報の公開及び開示に関する規程」に定め、大学ホームページで公表している。	5-1

短期大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	「学校法人東成学園寄附行為」	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	『Guide Book 2022』	
【資料 F-3】	短期大学学則（紙媒体）	
	「昭和音楽大学短期大学部学則」	【資料 F-3-1】
	「昭和音楽大学短期大学部学位規則」	【資料 F-3-2】
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	『令和3年度入学試験要項（昭和音楽大学短期大学部）』	【資料 F-4-1】
	『令和3年度入学試験要項 指定校推薦入試（昭和音楽大学短期大学部）』	【資料 F-4-2】
	『令和3年度オンライン式入学試験要項（昭和音楽大学）』	【資料 F-4-3】
	『令和3年度学生募集要項（昭和音楽大学短期大学部編・転入学、研究生）』	【資料 F-4-4】
【資料 F-5】	学生便覧	
	「2021 学生便覧」	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和3年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成2年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	『Guide Book 2022』裏表紙、P66～67、アクセスマップ	【資料 F-2】と同じ
	「2021 学生便覧」P74～83（教室配置図）	【資料 F-5】と同じ
	「2021年度 教員便覧」（校内案内図・避難経路）P14-1～P14-9	【資料 F-8-3】
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人東成学園規程集目次	【資料 F-9-1】
	学校法人東成学園規程集（電子データ）	【資料 F-9-2】
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和2年度 理事・評議員・監事一覧	【資料 F-10-1】
	令和2年度 理事会の開催状況	【資料 F-10-2】
	令和2年度 評議員会の開催状況	【資料 F-10-3】
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	決算等の計算書類（過去5年間）	【資料 F-11-1】
	監事監査報告書（過去5年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	『令和3年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱』	【資料 F-12-1】
	『令和3年度 履修登録に関する注意事項』	【資料 F-12-2】
	2021年度シラバス（電子データ）	【資料 F-12-3】
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	3つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	「学校法人東成学園寄附行為」	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	「昭和音楽大学短期大学部学則」	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 1-1-3】	『Guide Book 2022』	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-4】	学則検討会議議事録(平成 20 年 11 月 12 日)	
【資料 1-1-5】	「ディプロマ・サプリメント」関係資料	
【資料 1-1-6】	ウェブサイト(社会・地域との連携)	
【資料 1-1-7】	『特待生・奨学金制度のご案内』	
【資料 1-1-8】	令和 2 年度私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 選定結果	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	「昭和音楽大学短期大学部学則」	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 1-2-2】	「2021 年度 教員便覧」(建学の精神・教育方針) P1-13	【資料 F-8-3】と同じ
【資料 1-2-3】	「2021 学生便覧」(建学の精神・教育目的) P1-4	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-4】	『令和 3 年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱』	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 1-2-5】	『学校法人東成学園の活動(2021 年度版)』	
【資料 1-2-6】	『東成学園 80 年史』	
【資料 1-2-7】	『Guide Book 2022』	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-8】	ウェブサイト(教育方針・ポリシー・学修成果)	
【資料 1-2-9】	「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」	
【資料 1-2-10】	学園組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	『令和 3 年度入学試験要項(昭和音楽大学短期大学部)』	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-2】	『令和 3 年度入学試験要項 指定校推薦入試(昭和音楽大学短期大学部)』	【資料 F-4-2】と同じ
【資料 2-1-3】	ウェブサイト(修学に関する情報)	
【資料 2-1-4】	学力の 3 要素の評価方法やコース別の試験科目の配点	
【資料 2-1-5】	「入試委員会規程」	
【資料 2-1-6】	「アドミッションセンター規程」	
【資料 2-1-7】	「入学者選抜規程」	
【資料 2-1-8】	令和 3 年度入学試験 出題委員・採点委員一覧	
【資料 2-1-9】	入学試験監督者・係員マニュアル	
【資料 2-1-10】	「入学前教育」のお知らせ	
【資料 2-1-11】	高大連携校の協定書	
【資料 2-1-12】	『令和 3 年度オンライン式入学試験要項(昭和音楽大学短期大学部)』	【資料 F-4-3】と同じ
【資料 2-1-13】	発声を伴う実技試験における感染防止対策について	
【資料 2-1-14】	『Guide Book 2022』	【資料 F-2】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学園組織図	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 2-2-2】	令和 3 年度教学運営組織等構成員	
【資料 2-2-3】	「教育課程委員会規程」	
【資料 2-2-4】	「海外研修委員会規程」	

昭和音楽大学短期大学部

【資料 2-2-5】	「演奏委員会規程」	
【資料 2-2-6】	「キャリアセンター規程」	
【資料 2-2-7】	「図書委員会規程」	
【資料 2-2-8】	「学生生活委員会規程」	
【資料 2-2-9】	「クラス制に関する規程」	
【資料 2-2-10】	2021 年度オリエンテーション資料	
【資料 2-2-11】	『令和 3 年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱』	【資料 F-12-1】 と同じ
【資料 2-2-12】	『令和 3 年度 履修登録に関する注意事項』	【資料 F-12-2】 と同じ
【資料 2-2-13】	「2021 学生便覧」(障害学修支援ページ) P71	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-2-14】	「2021 学生便覧」(学修さぼりとページ) P40	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-2-15】	「ティーチング・アシスタント規程」	
【資料 2-2-16】	「ティーチング・アシスタント(TA)の仕事についてのガイドライン」	
【資料 2-2-17】	「昭和音楽大学助手の職務に関する規程」	
【資料 2-2-18】	出席状況調査の実施に関する資料	
【資料 2-2-19】	「退学防止プロジェクト」の継続について	
【資料 2-2-20】	「2021 学生便覧」(学生相談室ページ) P41	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-2-21】	『令和 3 年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱(外国語科目やソルフェージュ科目グレードページ)』	【資料 F-12-1】 と同じ
【資料 2-2-22】	外国語科目 後期補習授業のお知らせ	
【資料 2-2-23】	英語ホンキ講座に係る資料	
【資料 2-2-24】	転コース制度に関するお知らせ	
【資料 2-2-25】	「基礎ゼミ」シラバス	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	「キャリアセンター規程」	【資料 2-2-6】 と同じ
【資料 2-3-2】	『令和 3 年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱』(キャリア科目)	【資料 F-12-1】 と同じ
【資料 2-3-3】	ウェブサイト(ポートフォリオシステム)	
【資料 2-3-4】	「進路意識調査」	
【資料 2-3-5】	資格課程の取得状況一覧	
【資料 2-3-6】	カワイピアノグレード(演奏・指導)の資格認定制度	
【資料 2-3-7】	保育士資格試験受講者数	
【資料 2-3-8】	『音楽とかかわる仕事』(キャリアサポートガイドブック)	
【資料 2-3-9】	『保護者の方へ キャリアサポート GUIDE BOOK』(キャリアサポートガイドブック)	
【資料 2-3-10】	『採用ご担当の皆様へ 音楽で育んだチカラが社会を動かす』(キャリアサポートガイドブック)	
【資料 2-3-11】	ウェブサイト(キャリア支援講座・説明会スケジュール)	
【資料 2-3-12】	ウェブサイト(昭和音楽大学生・短大生のための就職情報ネット)	
【資料 2-3-13】	ウェブサイト(求人システム・就職情報サイトリンク)	
【資料 2-3-14】	ウェブサイト(図書館ページ(就職支援・キャリアサポート))	
【資料 2-3-15】	「調べよう、見つけよう!! 昭和音大生のためのキャリアフェア」関係資料	
【資料 2-3-16】	「内定報告書(様式)」	
【資料 2-3-17】	「社会人の学び直しニーズに関するアンケート(旧学修ニーズ調査)」	
【資料 2-3-18】	「学修成果に関するアンケート(過年度卒業生対象)」	
【資料 2-3-19】	「進路決定状況調査」	
【資料 2-3-20】	学外有識者会議議事録(2020年10月29日)	

昭和音楽大学短期大学部

【資料 2-3-21】	『Guide Book 2022』（卒業後のサポートページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-3-22】	下八川圭祐基金の募集案内	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	「学生生活委員会規程」	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-4-2】	「留学生委員会規程」	
【資料 2-4-3】	学生相談室、医務室等の利用件数	
【資料 2-4-4】	「クラス制に関わる規程」	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-4-5】	『Guide Book 2020』（奨学金制度ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-4-6】	『特待生・奨学金制度のご案内』	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 2-4-7】	「学費支援奨学金規程」	
【資料 2-4-8】	「学費支援奨学金選考基準細則」	
【資料 2-4-9】	「学校法人東成学園貸与奨学金規程」	
【資料 2-4-10】	「学校法人東成学園応急貸与奨学金規程」	
【資料 2-4-11】	「外国人留学生奨学金規程」	
【資料 2-4-12】	「外国人留学生選考基準細則」	
【資料 2-4-13】	「学生等の兄弟姉妹等の入学に係る学費減免規程」	
【資料 2-4-14】	「学生・卒業生等の諸入学に係る入学金減免規程」	
【資料 2-4-15】	「附属音楽・バレエ教室在籍者の入学に係る学費減免規程」	
【資料 2-4-16】	「附属音楽・バレエ教室納付金減免措置に関する規程」	
【資料 2-4-17】	「2021 学生便覧」（支援・学外奨学金ページ）P36-P37	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-18】	「2021 学生便覧」（学生会ページ）P53-P54	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-19】	『2019 年度 昭和音大祭プログラム』	
【資料 2-4-20】	「2021 学生便覧」（保健室ページ）P42-P44	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-21】	「2021 学生便覧」（健康管理ページ）P45	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-22】	100 円朝食に関する資料	
【資料 2-4-23】	「2021 学生便覧」（学生保険ページ）P63	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-24】	「2021 学生便覧」（学生相談室ページ）P41	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-25】	学寮説明会資料	
【資料 2-4-26】	「2021 学生便覧」（学外での留意事項ページ）P57	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-27】	「2021 学生便覧」（SNS・インターネットでの注意事項ページ）P59-P60	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-28】	ウェブサイト（緊急奨学給付金支給に関するお知らせ）	
【資料 2-4-29】	ウェブサイト（学費納入期限等手続きの延長のお知らせ）	
【資料 2-4-30】	200 円夕食の提供のお知らせ	
【資料 2-4-31】	2020 年度 教科書販売の体制について	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校地・校舎等の面積	【データ編共通基礎データ】と同じ
【資料 2-5-2】	帰宅困難者に対する一時滞在施設の使用に関する協定書	
【資料 2-5-3】	災害等の発生に伴う施設使用に関する協定書	
【資料 2-5-4】	「学校法人東成学園「テアトロ・ジリオ・ショウワ」使用規程」	
【資料 2-5-5】	「学校法人東成学園「ユリホール」使用規程」	
【資料 2-5-6】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	【データ編共通基礎データ】と同じ
【資料 2-5-7】	情報センター等の状況	【データ編表 2-12】と同じ
【資料 2-5-8】	閲覧座席数	【データ編共通基礎データ】と同じ

昭和音楽大学短期大学部

【資料 2-5-9】	図書館・図書資料等	【データ編共通基礎データ】と同じ
【資料 2-5-10】	『Library User's Guide』	
【資料 2-5-11】	ウェブサイト（図書館ページ（トップ））	
【資料 2-5-12】	《ドン・ジョヴァンニ》写真展チラシ	
【資料 2-5-13】	海外出版社のセミナーチラシ	
【資料 2-5-14】	キャリアフェアチラシ	
【資料 2-5-15】	『OPAC 操作の手引き』	
【資料 2-5-16】	『データベースの案内』	
【資料 2-5-17】	図書館のコロナウイルス感染防止対策	
【資料 2-5-18】	ライブラリー・サポーター関係資料	
【資料 2-5-19】	「情報サービス演習Ⅱ」関係資料	
【資料 2-5-20】	イタリア研修所関係資料	
【資料 2-5-21】	バリアフリー関係資料	
【資料 2-5-22】	クラスサイズ関係資料	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和2年度「学生満足度調査」	
【資料 2-6-2】	「学生の代表者との合同点検評価委員会」議事録	
【資料 2-6-3】	「2021 学生便覧」（学生相談室・保健室等ページ）P41-P44	【資料 F-5】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	『令和3年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱』	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 3-1-2】	「ディプロマ・サプリメント」関係資料	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-1-3】	ウェブサイト（修学に関する情報）	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 3-1-4】	「昭和音楽大学短期大学部学則」	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 3-1-5】	「履修規程」	
【資料 3-1-6】	「昭和音楽大学短期大学部学位規則」	【資料 F-3-2】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	『令和3年度昭和音楽大学短期大学部 履修要綱』	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 3-2-2】	ウェブサイト（修学に関する情報）	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 3-2-3】	「カリキュラムツリー」	
【資料 3-2-4】	「シラバス執筆要項」	
【資料 3-2-5】	科目ナンバリング関係資料	
【資料 3-2-6】	ウェブサイト（2021年度シラバス）	
【資料 3-2-7】	「基礎ゼミ」シラバス	【資料 2-2-25】と同じ
【資料 3-2-8】	「芸術特別研究Ⅰ・Ⅱ」シラバス	
【資料 3-2-9】	「部会規程」	
【資料 3-2-10】	クラスサイズ関係資料	【資料 2-5-22】と同じ
【資料 3-2-11】	「ソルフェージュ」シラバス	
【資料 3-2-12】	「ハーモニー演習」シラバス	
【資料 3-2-13】	「音楽基礎演習」シラバス	
【資料 3-2-14】	「音楽教養基礎」シラバス	
【資料 3-2-15】	「総合ソルフェージュ」シラバス	
【資料 3-2-16】	「音楽活動研究」シラバス	
【資料 3-2-17】	「卒業研究」シラバス	
【資料 3-2-18】	「音楽教養表現Ⅰ・Ⅱ」シラバス	

昭和音楽大学短期大学部

【資料 3-2-19】	遠隔授業関連資料	
【資料 3-2-20】	メディア授業科目について	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 2 年度「新入生アンケート」	
【資料 3-3-2】	令和 2 年度「学修に関する実態アンケート」	
【資料 3-3-3】	令和 2 年度「学生満足度調査」	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-4】	令和 2 年度「学生による授業評価アンケート」	
【資料 3-3-5】	令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」	
【資料 3-3-6】	「進路意識調査」	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 3-3-7】	「進路決定状況調査」	【資料 2-3-19】と同じ
【資料 3-3-8】	「学生の代表者との合同点検評価委員会」議事録	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-9】	「自己点検・評価に関する学外有識者会議」議事録	
【資料 3-3-10】	「学修成果に関する学外有識者会議」議事録	【資料 2-3-20】と同じ
【資料 3-3-11】	「社会人の学び直しニーズに関するアンケート（旧学修ニーズ調査）」	【資料 2-3-17】と同じ
【資料 3-3-12】	令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」	【資料 2-3-18】と同じ
【資料 3-3-13】	「卒業者の就業状況調査」	
【資料 3-3-14】	令和 2 年度 実技試験における所見フィードバック及びプレゼンテーション実施	
【資料 3-3-15】	「所見フィードバック及びプレゼンテーションに関するアンケート」	
【資料 3-3-16】	資格課程の取得状況一覧	
【資料 3-3-17】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-18】	「入試区分別追跡調査」目次	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	「昭和音楽大学短期大学部学則」	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 4-1-2】	「学園運営委員会規程」	
【資料 4-1-3】	「内部質保証委員会規程」	
【資料 4-1-4】	「点検評価委員会規程」	
【資料 4-1-5】	「学長諮問委員会規程」	
【資料 4-1-6】	「教授会規程」	
【資料 4-1-7】	「部会規程」	
【資料 4-1-8】	「東成学園事務組織及び業務分掌規程」	
【資料 4-1-9】	令和 3 年度教学組織構成員	
【資料 4-1-10】	令和 3 年度教学運営組織構成員	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 4-1-11】	2021 年度教授会構成員	
【資料 4-1-12】	内部質保証の PDCA サイクル図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	専任教員数	【データ編共通基礎データ】と同じ
【資料 4-2-2】	「専任教員選考規程」	」
【資料 4-2-3】	「教員業績評価委員会規程」	
【資料 4-2-4】	「学校法人東成学園 人材育成の方針」	
【資料 4-2-5】	「FD 研修に関する規程」	
【資料 4-2-6】	「FD 委員会規程」	

昭和音楽大学短期大学部

【資料 4-2-7】	令和 2 年度 FD 全体研修会資料	
【資料 4-2-8】	令和 3 年度 FD 全体研修会資料	
【資料 4-2-9】	令和 3 年度 FD 年間テーマ	
【資料 4-2-10】	FD 参加報告書様式	
【資料 4-2-11】	令和 2 年度 FD 活動一覧	
【資料 4-2-12】	2020 年の教員業績評価及びティーチングポートフォリオ	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	「学校法人東成学園 人材育成の方針」	【資料 4-2-4】と同じ
【資料 4-3-2】	「SD 研修実施方針」	
【資料 4-3-3】	「SD 研修に関する規程」	
【資料 4-3-4】	令和 2 年度 SD 研修会資料	
【資料 4-3-5】	「令和 2 年度 SD セミナー Quon Academy」参加者及び参加内容一覧	
【資料 4-3-6】	令和 2 年度 私学事業団等参加状況一覧	
【資料 4-3-7】	「人事考課規程」	
【資料 4-3-8】	「自己申告書」シート	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	「専任教員の勤務に関する規程」	
【資料 4-4-2】	「研究紀要規程」	
【資料 4-4-3】	「教育職員 研究発表規程」	
【資料 4-4-4】	「研究員研究発表規程」	
【資料 4-4-5】	「科学研究費補助金事務取扱規程」	
【資料 4-4-6】	「公的研究費取扱規程」	
【資料 4-4-7】	「公的研究費内部監査実施要領」	
【資料 4-4-8】	「公的研究費の不正防止に関する基本方針」	
【資料 4-4-9】	「公的研究費不正防止計画」	
【資料 4-4-10】	「公的研究費の使用に関する行動規範」	
【資料 4-4-11】	「研究倫理委員会規程」	
【資料 4-4-12】	「研究倫理規程」	
【資料 4-4-13】	「研究倫理規範」	
【資料 4-4-14】	「研究成果有体物取扱規程」	
【資料 4-4-15】	「個人情報の保護に関する規程」	
【資料 4-4-16】	令和 2 年度 FD 全体研修会資料	【資料 4-2-7 と同じ】
【資料 4-4-17】	「教員個人研究費規程」	
【資料 4-4-18】	「研究論文刊行促進費規程」	
【資料 4-4-19】	「2021 年度教員個人研究費ハンドブック」	
【資料 4-4-20】	「共同研究費規程」	
【資料 4-4-21】	「学長裁量経費規程」	
【資料 4-4-22】	2021 年度 教育改革に対する取組の募集について	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	「学校法人東成学園寄附行為」	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」	
【資料 5-1-3】	「東成学園事務組織及び業務分掌規程」	【資料 4-1-8】と同じ
【資料 5-1-4】	「東成学園就業規則」	
【資料 5-1-5】	「専任教員の勤務に関する規程」	【資料 4-4-1】と同じ

昭和音楽大学短期大学部

【資料 5-1-6】	「理事会業務委任規程」	
【資料 5-1-7】	「学園運営委員会規程」	
【資料 5-1-8】	「東成学園稟議規程」	
【資料 5-1-9】	「学校法人東成学園経理規程」	
【資料 5-1-10】	「研究倫理規程」	【資料 4-4-12】と同じ
【資料 5-1-11】	「個人情報の保護に関する規程」	【資料 4-4-39】と同じ
【資料 5-1-12】	ウェブサイト（教育研究上の基礎的な情報）	
【資料 5-1-13】	ウェブサイト（修学に関する情報）	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 5-1-14】	ウェブサイト（教員の養成の状況についての情報）	
【資料 5-1-15】	ウェブサイト（財務状況・事業報告書）	
【資料 5-1-16】	「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 5-1-17】	教学組織・教学運営組織一覧	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 5-1-18】	「部会規程」	【資料 3-2-9】と同じ
【資料 5-1-19】	「緑のカーテン」実施に関する調査（依頼）	
【資料 5-1-20】	「ハラスメント防止等に関する規程」	
【資料 5-1-21】	「障害学生支援に関する指針」	
【資料 5-1-22】	「2021 年度 教員便覧」（ハラスメントの防止等に関する規程） p13-㉑-1	【資料 F-8-3】と同じ
【資料 5-1-23】	『ハラスメントを許しません！（リーフレット）』	
【資料 5-1-24】	「2021 学生便覧」（ハラスメントページ） P62	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-25】	「研究倫理規範」	【資料 4-4-13】と同じ
【資料 5-1-26】	「研究倫理規程」	【資料 4-4-12】と同じ
【資料 5-1-27】	「研究倫理委員会規程」	【資料 4-4-11】と同じ
【資料 5-1-28】	「衛生委員会規程」	
【資料 5-1-29】	「学校法人東成学園における公益通報に関する規程」	
【資料 5-1-30】	「学校法人東成学園利益相反マネジメント規程」	
【資料 5-1-31】	「学校法人東成学園情報セキュリティ対策に関する規程」	
【資料 5-1-32】	「学校法人東成学園情報セキュリティ委員会規程」	
【資料 5-1-33】	「科学研究費補助金事務取扱規程」	【資料 4-4-5】と同じ
【資料 5-1-34】	「公的研究費取扱規程」	【資料 4-4-6】と同じ
【資料 5-1-35】	「公的研究費内部監査実施要領」	【資料 4-4-7】と同じ
【資料 5-1-36】	「公的研究費の不正防止に関する基本方針」	【資料 4-4-8】と同じ
【資料 5-1-37】	「公的研究費不正防止計画」	【資料 4-4-9】と同じ
【資料 5-1-38】	「公的研究費の使用に関する行動規範」	【資料 4-4-10】と同じ
【資料 5-1-39】	「学校法人東成学園防犯カメラの設置及び運用に関する規程」	
【資料 5-1-40】	「防火管理規程」	
【資料 5-1-41】	令和 2 年度消防訓練実施計画進行マニュアル	
【資料 5-1-42】	「防火・防災認定通知書」	
【資料 5-1-43】	市民救命講習について	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	「学校法人東成学園寄附行為」	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	「理事会業務委任規程」	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-2-3】	「学園運営委員会規程」	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-2-4】	令和 2 年度 理事会の開催状況	【資料 F-10-2】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	「理事会業務委任規程」	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-3-2】	「学園運営委員会規程」	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-3-3】	「事務会議運営規程」	
【資料 5-3-4】	「学校法人東成学園寄附行為」	【資料 F-1】と同じ

昭和音楽大学短期大学部

【資料 5-3-5】	「学校法人東成学園監事監査規程」	
【資料 5-3-6】	監事の職務執行状況記録	
【資料 5-3-7】	「学校法人東成学園 内部監査規程」	
【資料 5-3-8】	令和 2 年度 評議員会の開催状況	【資料 F-10-3】 と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 3 年度 事業計画書	【資料 F-6】 と同じ
【資料 5-4-2】	令和 2 年度の予算編成の基本方針、予算編成日程、予算編成参考資料	
【資料 5-4-3】	財務に関する中長期計画	
【資料 5-4-4】	「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」	【資料 1-2-9】 と同じ
【資料 5-4-5】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体及び短期大学単独）	【データ編表 5-2、5-3】 と同じ
【資料 5-4-6】	貸借対照表関係比率（法人全体）	【データ編表 5-4】 と同じ
【資料 5-4-7】	計算書類（平成 28 年度-令和 2 年度）	【資料 F-11-1】 と同じ
【資料 5-4-8】	予算書（令和 3 年度）	
【資料 5-4-9】	財産目録（令和 3 年 3 月 31 日現在）	
【資料 5-4-10】	「資金運用規程」	
【資料 5-4-11】	「学校法人東成学園経理規程固定資産細則」	
【資料 5-4-12】	金融資産の運用状況（平成 28 年度-令和 2 年度）	【データ編表 5-5】 と同じ
【資料 5-4-13】	令和 2 年度私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 選定結果	【資料 1-1-8】 と同じ
【資料 5-4-14】	令和 2 年度私立大学の経常費補助金交付額一覧	
【資料 5-4-15】	令和 2 年度私立大学の科学研究費助成事業採択件数・配分額一覧	
【資料 5-4-16】	特定公益増法人寄附実績	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	「学校法人東成学園経理規程」	【資料 5-1-9】 と同じ
【資料 5-5-2】	「学校法人東成学園経理規程細則」	
【資料 5-5-3】	「資金運用規程」	【資料 5-4-10】 と同じ
【資料 5-5-4】	「学校法人東成学園経理規程固定資産細則」	【資料 5-4-11】 と同じ
【資料 5-5-5】	「東成学園稟議規程」	【資料 5-1-8】 と同じ
【資料 5-5-6】	監査報告書（令和 2 年度）	【資料 F-11-2】 と同じ
【資料 5-5-7】	計算書類（平成 28 年度～令和 2 年度）	【資料 F-11-1】 と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	「内部質保証の方針」	
【資料 6-1-2】	「内部質保証委員会規程」	【資料 4-1-3】 と同じ
【資料 6-1-3】	「点検評価委員会規程」	【資料 4-1-4】 と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	「内部質保証の方針」	【資料 6-1-1】 と同じ
【資料 6-2-2】	「内部質保証委員会規程」	【資料 4-1-3】 と同じ
【資料 6-2-3】	「点検評価委員会規程」	【資料 4-1-4】 と同じ
【資料 6-2-4】	ウェブサイト（点検評価報告書）	
【資料 6-2-5】	「東成学園事務組織及び業務分掌規程」	【資料 4-1-8】 と同じ
【資料 6-2-6】	令和 2 年度「新入生アンケート」	【資料 3-3-1】 と同じ
【資料 6-2-7】	令和 2 年度「学修に関する実態アンケート」	【資料 3-3-2】 と同じ

昭和音楽大学短期大学部

【資料 6-2-8】	令和 2 年度「学生による授業評価アンケート」	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 6-2-9】	令和 2 年度「学生満足度調査」	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 6-2-10】	令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」	【資料 2-3-18】と同じ
【資料 6-2-11】	令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-2-12】	令和 2 年度 入学志願動向表目次	
【資料 6-2-13】	「入試区分分析」目次	【資料 3-3-18】と同じ
【資料 6-2-14】	ウェブサイト（IR レポート）	
【資料 6-2-15】	「ファクトブック 2020」	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 2 年度「新入生アンケート」	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 6-3-2】	令和 2 年度「学修に関する実態アンケート」	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 6-3-3】	令和 2 年度「学生による授業評価アンケート」	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 6-3-4】	令和 2 年度「学生満足度調査」	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 6-3-5】	令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（卒業年次生対象）」	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-3-6】	令和 2 年度「学修成果に関するアンケート（過年度卒業生対象）」	【資料 2-3-18】と同じ
【資料 6-3-7】	外国語科目 後期補習授業のお知らせ	【資料 2-2-22】と同じ
【資料 6-3-8】	英語ホンキ講座関係資料	【資料 2-2-23】と同じ
【資料 6-3-9】	情報リテラシー研修会関係資料	
【資料 6-3-10】	「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」進捗状況関係資料	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域における音楽の短期大学の使命・目的に基づく教育資源の提供		
【資料 A-1-1】	「オーケストラ研究員規程」	
【資料 A-1-2】	2020 年度開催した公演チラシ一覧	
【資料 A-1-3】	コンサート&公開講座パンフレット	
【資料 A-1-4】	昭和音楽大学附属音楽・バレエ教室パンフレット	
【資料 A-1-5】	「学校法人東成学園「テアトロ・ジューリオ・ショウワ」使用規程」	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 A-1-6】	「学校法人東成学園「ユリホール」使用規程」	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 A-1-7】	『アルテリッカ（川崎・しんゆり芸術祭）総合プログラム』	
【資料 A-1-8】	「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」関連資料	
【資料 A-1-9】	NPO 法人「しんゆり・芸術のまちづくり」関連資料	
【資料 A-1-10】	「しんゆりステーションピアノ」会議資料	
【資料 A-1-11】	「まちづくり情報交換会」関連資料	

基準 B. 生涯学修

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 生涯学修を見据えたコースの設置		
【資料 B-1-1】	「音楽と社会コース」パンフレット	
【資料 B-1-2】	「卒業研究」発表会開催案内	
【資料 B-1-3】	音楽と社会分科会 令和 2 年度 FD 研修会議事録	
B-2. 学修の継続性と発展性		
【資料 B-2-1】	「合唱」シラバス	
【資料 B-2-2】	「合奏Ⅳ」シラバス	
【資料 B-2-3】	「音楽教養表現Ⅱ」シラバス	【資料 3-2-18】と同じ

昭和音楽大学短期大学部

【資料 B-2-4】	「音楽教養コース」パンフレット	
【資料 B-2-5】	音楽と社会コースの学生数の推移	
【資料 B-2-6】	本学の在籍者年齢分布表	